野村インデックスファンド・
内外7資産バランス・為替ヘッジ型

愛称：Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年11月28日）

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月27日に関東財務局長に提出しており、2025年11月28日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 31
４【手数料等及び税金】 35
５【運用状況】 38
第２【管理及び運営】 60
１【申込（販売）手続等】 60
２【換金（解約）手続等】 61
３【資産管理等の概要】 62
４【受益者の権利等】 65
第３【ファンドの経理状況】 67
１【財務諸表】 70
２【ファンドの現況】 286
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 289
第三部【委託会社等の情報】 290
第１【委託会社等の概況】 290
１【委託会社等の概況】 290
２【事業の内容及び営業の概況】 292
３【委託会社等の経理状況】 293
４【利害関係人との取引制限】 331
５【その他】 331
約款 332

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
（ファンドの愛称を「Funds-i　内外７資産バランス・為替ヘッジ型」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i　内外７資産為替ヘッジ」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

①　取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

１万口以上１万口単位(当初元本１口＝1円)または１万円以上１円単位

※分配金を再投資する場合には１口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年11月28日から2026年11月26日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※　ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は１兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	日経 225 ＴＯＰＩＸ その他 （合成指数）

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2013 年 9 月 12 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

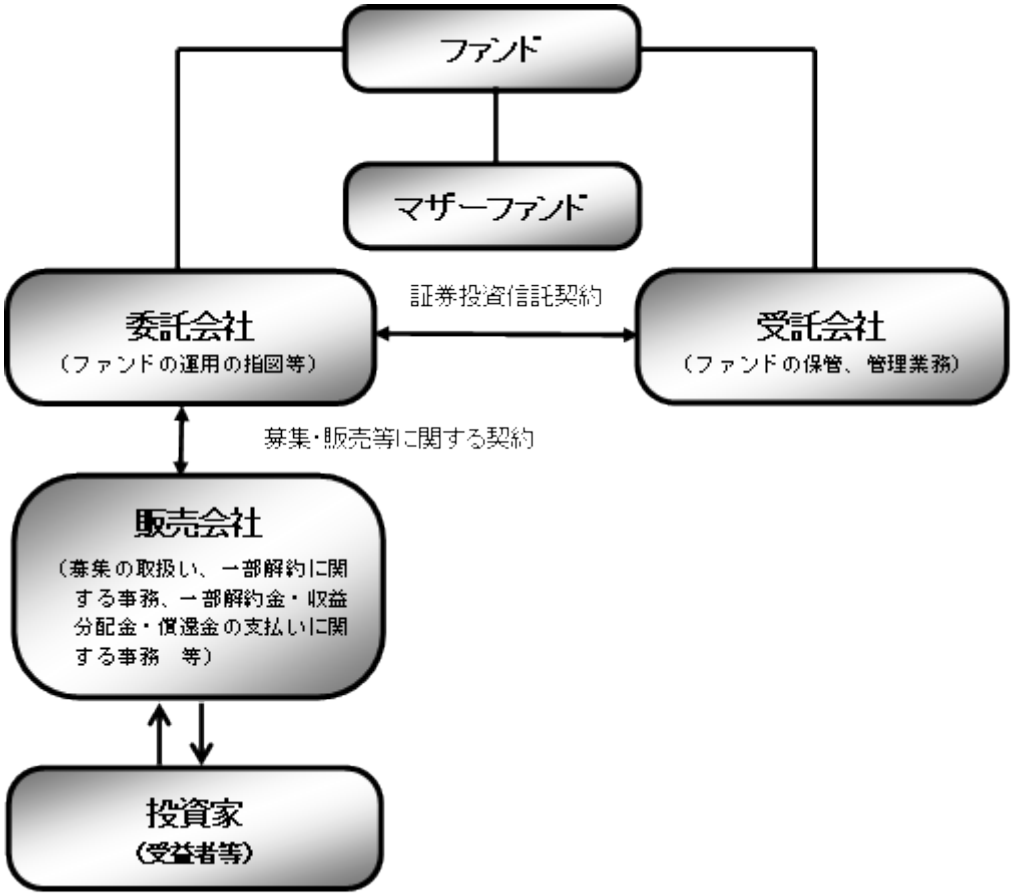

ファンド	野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド 新興国債券マザーファンド J－REIT インデックス　マザーファンド 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

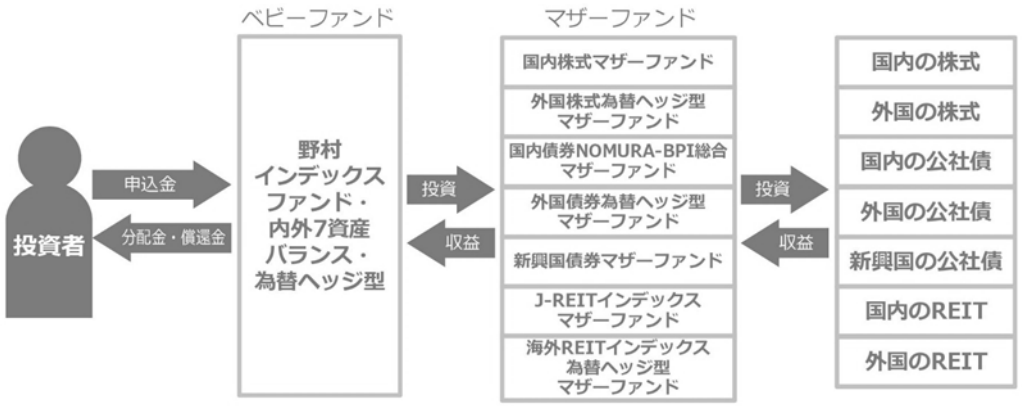

■委託会社の概況（2025 年 10 月末現在）■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

［1］ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①国内株式マザーファンド	1/6	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
②外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）
③国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	1/9	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合
④外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1/9	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス

			（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
⑤新興国債券マザーファンド	1/9	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）*
⑥J-REIT インデックス マザーファンド	1/6	J－REIT※1	東証 REIT 指数（配当込み）
⑦海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	日本を除く世界各国の REIT※2	S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

※1　わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※2　海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

＊ JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Plus（US ドルベース）をもとに、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。
（新興国債券マザーファンドは「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいては、原則として基本投資割合の範囲で為替予約取引等を行ない、「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）」に連動する投資成果を目指します。）

■投資プロセス■

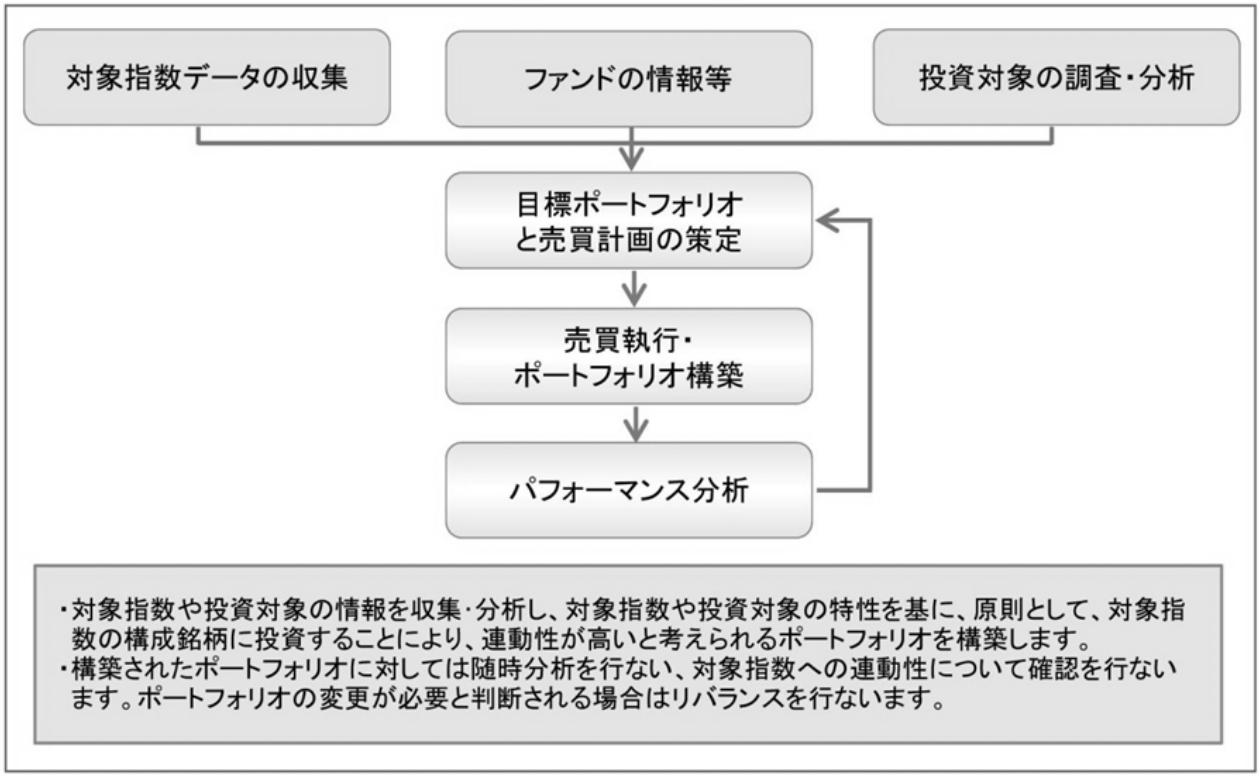

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

［2］合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

［3］実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

○MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）

MSCI-KOKUSAI指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.（MSCI）、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連

するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

○NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨す

るものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

○東証 REIT 指数(配当込み)

①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

○S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

（2）【投資対象】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」各受益証券を主要投資対象とします。

■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
国内株式マザーファンド	わが国の株式
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式
国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド	わが国の公社債
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債
J-REIT インデックス マザーファンド	J－REIT
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT

①　投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ　約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ　金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2　次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

ロ　次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②　有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券 NOMURA－BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J－REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マ

ザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④ その他の投資対象

1 先物取引等
2 スワップ取引
3 金利先渡取引※1
4 為替先渡取引※2
5 直物為替先渡取引※3

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（J－REITインデックス　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J－REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

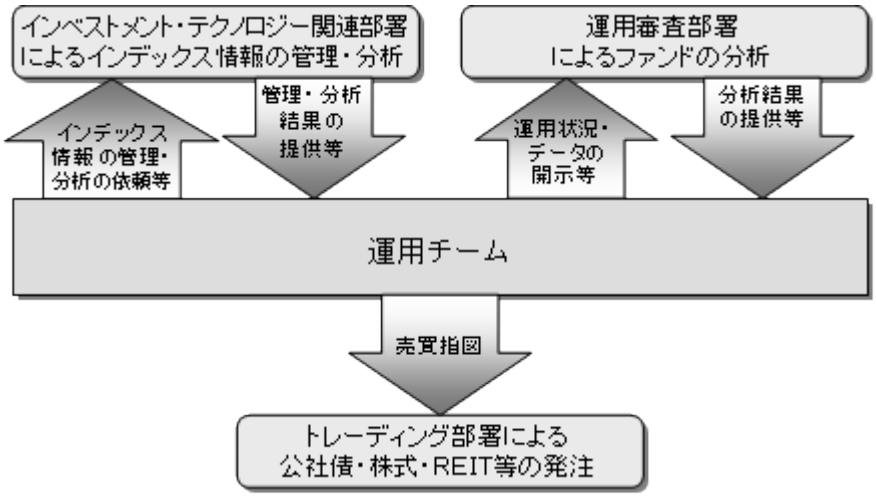

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

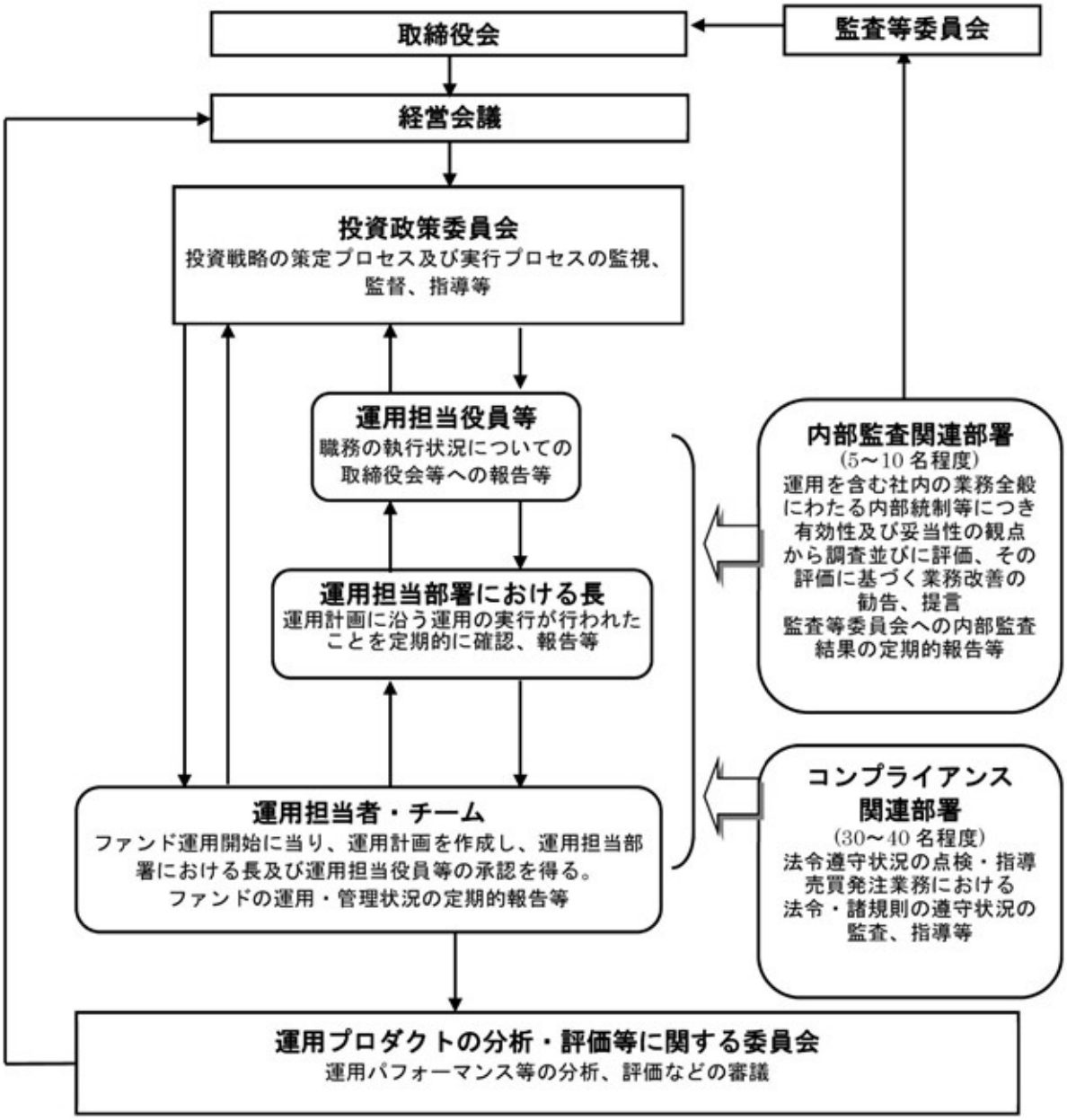

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年９月６日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限(信託約款)

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20％以内とします。
・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以内とします。
・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
（ⅱ）上記（ⅰ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ⅱ）委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅲ）委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ⅲ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）上記（ⅰ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で

保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において

市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

●REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

●ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

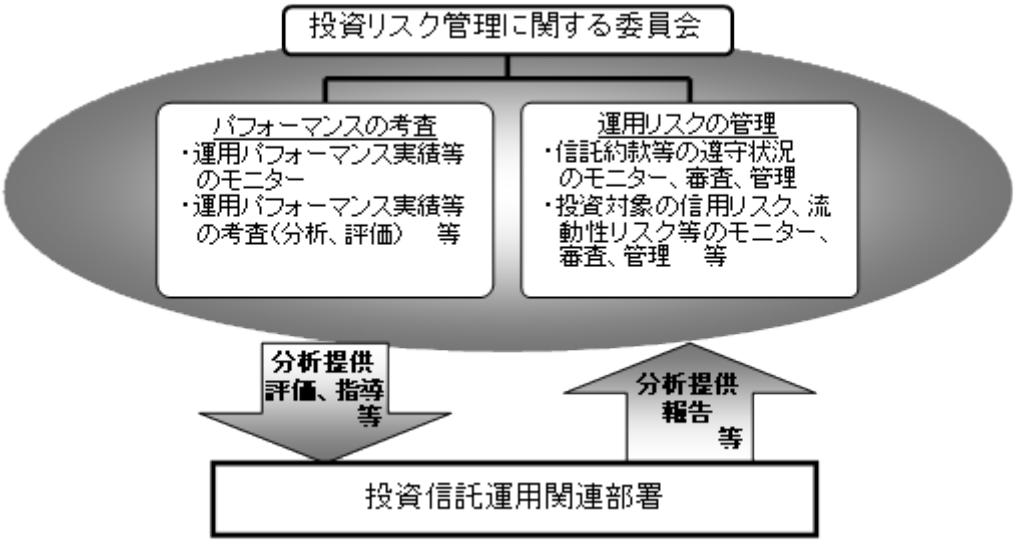

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年10月末～2025年9月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

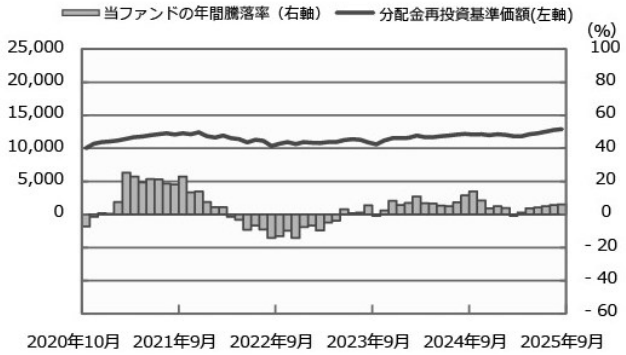

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

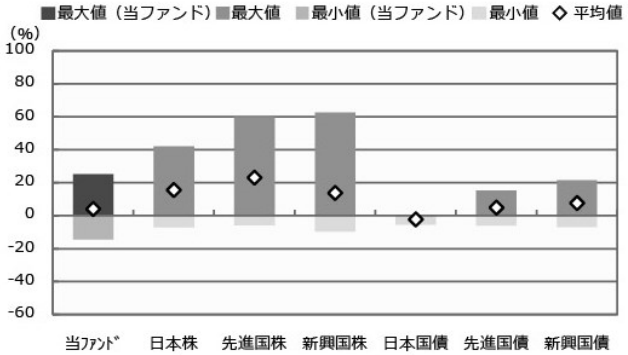

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**25.2**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **14.4**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**4.1**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55%(税抜年0.50%)以内(2025年11月27日現在　年0.55%(税抜年0.50%))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.23%	年0.23%	年0.04%

＊上記配分は、2025年11月27日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③　ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④　監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤　ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

ください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

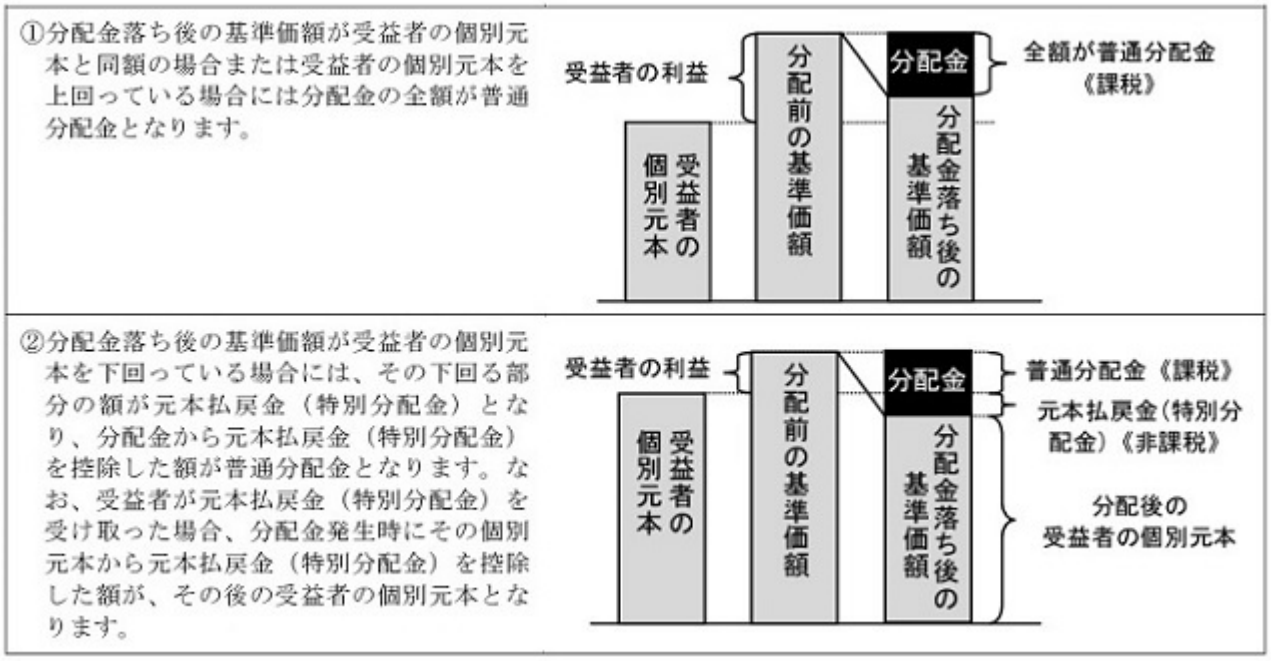

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊上記は 2025 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.56	0.54	0.02

（2024年9月7日～2025年9月8日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,661,882,441	99.86
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	20,691,052	0.13
合計（純資産総額）		15,682,573,493	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	866,112,651,180	97.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	18,235,189,464	2.06
合計（純資産総額）		884,347,840,644	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	17,369,730,000	1.96

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	67,684,733,628	73.51
	カナダ	3,104,146,509	3.37
	ドイツ	2,243,315,533	2.43
	イタリア	733,941,557	0.79
	フランス	2,431,023,805	2.64
	オランダ	1,190,729,852	1.29
	スペイン	791,512,309	0.85
	ベルギー	186,920,998	0.20
	オーストリア	50,535,829	0.05
	ルクセンブルグ	13,954,809	0.01
	フィンランド	245,894,912	0.26
	アイルランド	102,504,352	0.11
	ポルトガル	48,343,509	0.05
	スイス	17,076,251	0.01
	ジャージー	3,313,709	0.00
	イギリス	3,345,389,221	3.63
	スイス	2,117,317,834	2.29
	スウェーデン	706,263,534	0.76
	ノルウェー	140,798,202	0.15
	デンマーク	439,172,965	0.47
	オーストラリア	1,473,586,441	1.60

	ニュージーランド	40,190,924	0.04
	香港	429,201,144	0.46
	シンガポール	289,393,947	0.31
	イスラエル	147,396,568	0.16
	小計	87,976,658,342	95.55
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,268,085,325	1.37
	フランス	33,511,150	0.03
	イギリス	22,531,976	0.02
	オーストラリア	85,577,395	0.09
	香港	15,065,410	0.01
	シンガポール	25,781,998	0.02
	小計	1,450,553,254	1.57
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,644,055,050	2.87
合計（純資産総額）		92,071,266,646	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,248,394,110	3.52
	買建	カナダ	151,281,925	0.16
	買建	ドイツ	385,927,640	0.41
	買建	イギリス	168,371,057	0.18
	買建	スイス	89,753,424	0.09
	買建	オーストラリア	65,297,524	0.07

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,015,758,919,350	84.22
地方債証券	日本	61,267,170,263	5.07
特殊債券	日本	68,660,648,474	5.69
社債券	日本	56,496,193,100	4.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,884,468,145	0.32
合計（純資産総額）		1,206,067,399,332	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	36,647,229,343	45.98
	カナダ	1,637,179,675	2.05
	メキシコ	671,331,883	0.84
	ドイツ	4,671,683,258	5.86

	イタリア	5,457,775,772	6.84
	フランス	5,916,110,417	7.42
	オランダ	1,004,346,574	1.26
	スペイン	3,541,047,460	4.44
	ベルギー	1,224,355,018	1.53
	オーストリア	923,941,571	1.15
	フィンランド	433,104,577	0.54
	アイルランド	335,852,217	0.42
	ポルトガル	422,590,767	0.53
	イギリス	4,504,947,701	5.65
	スウェーデン	142,661,604	0.17
	ノルウェー	141,748,415	0.17
	デンマーク	182,539,021	0.22
	ポーランド	562,520,222	0.70
	オーストラリア	1,032,879,091	1.29
	ニュージーランド	228,391,920	0.28
	シンガポール	735,717,201	0.92
	中国	9,173,757,296	11.51
	イスラエル	317,519,244	0.39
	小計	79,909,230,247	100.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△217,523,638	△0.27
合計（純資産総額）		79,691,706,609	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	51,796,127,367	97.44
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,360,509,107	2.55
合計（純資産総額）		53,156,636,474	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	73,861,571,600	97.60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,814,469,906	2.39
合計（純資産総額）		75,676,041,506	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,807,312,500	2.38

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	5,130,870,938	76.71
	カナダ	84,901,368	1.26
	ドイツ	1,866,306	0.02
	イタリア	998,056	0.01
	フランス	147,573,059	2.20
	オランダ	11,223,480	0.16
	スペイン	34,816,710	0.52
	ベルギー	71,486,832	1.06
	アイルランド	2,195,530	0.03
	シンガポール	2,617,050	0.03
	ガーンジー	4,508,130	0.06
	イギリス	266,551,313	3.98
	オーストラリア	517,028,256	7.73
	ニュージーランド	7,814,868	0.11
	香港	67,317,620	1.00
	シンガポール	212,552,743	3.17
	韓国	13,387,509	0.20
	イスラエル	11,875,297	0.17
	小計	6,589,585,065	98.52
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	98,592,076	1.47
合計（純資産総額）		6,688,177,141	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	214,137,080	3.20

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	726,543,132	3.6284	2,636,189,101	3.6616	2,660,310,332	16.96
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	724,458,409	3.5541	2,574,797,632	3.6383	2,635,797,029	16.80
3	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	853,652,685	2.9917	2,553,872,738	3.0364	2,592,031,012	16.52
4	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,681,603,497	1.5445	2,597,236,602	1.5400	2,589,669,385	16.51
5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	638,653,007	2.6984	1,723,389,788	2.7193	1,736,689,121	11.07

6	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1,753,418,895	0.9861	1,729,046,373	0.9847	1,726,591,585	11.00
7	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	1,456,941,815	1.1815	1,721,376,755	1.1811	1,720,793,977	10.97

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.86
合　　計	99.86

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,385,900	2,751.57	28,577,630,498	2,849.50	29,594,622,050	3.34
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,343,400	1,844.34	22,765,495,666	2,394.00	29,550,099,600	3.34
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,739,600	2,857.97	19,261,607,615	4,259.00	28,703,956,400	3.24
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,019,600	3,842.16	19,286,125,604	3,930.00	19,727,028,000	2.23
5	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	966,600	7,556.83	7,304,434,200	18,685.00	18,060,921,000	2.04
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,945,000	3,462.21	13,658,418,450	4,176.00	16,474,320,000	1.86
7	日本	株式	任天堂	その他製品	1,233,500	11,603.79	14,313,282,754	12,805.00	15,794,967,500	1.78
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,820,100	2,799.89	10,695,861,092	3,531.00	13,488,773,100	1.52
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,450,700	2,756.02	9,510,225,545	3,879.00	13,385,265,300	1.51
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,571,200	3,708.94	9,536,444,328	4,988.00	12,825,145,600	1.45
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,485,400	8,336.22	12,382,635,270	7,963.00	11,828,240,200	1.33
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,500	7,493.16	10,411,754,194	8,426.00	11,707,927,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,836,900	5,937.72	10,907,008,954	6,269.00	11,515,526,100	1.30
14	日本	株式	三井物産	卸売業	2,971,700	2,914.69	8,661,612,778	3,680.00	10,935,856,000	1.23
15	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,500	22,908.63	9,472,718,964	26,360.00	10,899,860,000	1.23
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	63,279.24	12,371,091,956	55,180.00	10,787,690,000	1.21
17	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	615,700	7,346.26	4,523,093,384	14,650.00	9,020,005,000	1.01
18	日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	58,285,400	156.54	9,124,539,810	154.70	9,016,751,380	1.01
19	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,300	4,495.40	7,823,348,932	4,853.00	8,445,675,900	0.95
20	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	376,000	17,723.53	6,664,049,970	20,475.00	7,698,600,000	0.87
21	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,100	2,863.69	5,747,723,103	3,803.00	7,633,001,300	0.86
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,600	4,008.78	6,989,710,925	4,315.00	7,523,634,000	0.85
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,100	1,487.77	6,887,056,872	1,531.00	7,087,152,100	0.80
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,476,200	221.85	6,983,259,736	217.70	6,852,368,740	0.77
25	日本	株式	日本電気	電気機器	1,395,400	3,743.70	5,223,971,412	4,739.00	6,612,800,600	0.74
26	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2,753,700	2,653.87	7,307,972,763	2,360.50	6,500,108,850	0.73
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,815,800	3,331.51	6,049,365,774	3,484.00	6,326,247,200	0.71
28	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	139,500	48,646.64	6,786,206,812	45,040.00	6,283,080,000	0.71

29	日本	株式	丸紅	卸売業	1,698,700	2,771.96	4,708,731,642	3,698.00	6,281,792,600	0.71
30	日本	株式	第一三共	医薬品	1,799,200	3,266.69	5,877,438,976	3,315.00	5,964,348,000	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.31
		建設業	2.29
		食料品	2.84
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.64
		医薬品	3.50
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.47
		機械	5.94
		電気機器	17.18
		輸送用機器	6.69
		精密機器	1.92
		その他製品	2.96
		電気・ガス業	1.28
		陸運業	2.38
		海運業	0.52
		空運業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.87
		卸売業	7.16
		小売業	4.40
		銀行業	9.40
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.21
		その他金融業	1.13
		不動産業	1.93
		サービス業	4.05
合　　計			97.93

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順	国／	種類	銘柄名	業種	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資

位	地域					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	193,200	17,366.85	3,355,275,807	27,073.82	5,230,663,570	5.68
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	118,220	29,557.14	3,494,245,848	37,879.53	4,478,119,030	4.86
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	55,919	65,328.54	3,653,106,852	76,613.64	4,284,158,583	4.65
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	75,630	28,763.61	2,175,392,278	33,076.66	2,501,588,522	2.71
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	17,176	88,275.41	1,516,218,586	110,677.39	1,900,994,885	2.06
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	35,370	31,029.56	1,097,515,876	48,817.75	1,726,683,888	1.87
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	46,190	22,741.42	1,050,426,190	36,334.16	1,678,275,035	1.82
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	22,922	44,452.59	1,018,942,277	65,985.10	1,512,510,572	1.64
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	38,850	22,984.09	892,932,068	36,380.31	1,413,375,308	1.53
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	21,966	37,678.55	827,647,038	46,999.92	1,032,400,401	1.12
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	10,731	76,434.46	820,218,269	74,328.34	797,617,417	0.86
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	6,380	109,362.78	697,734,546	108,162.80	690,078,720	0.74
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	13,515	52,486.15	709,350,387	50,643.02	684,440,426	0.74
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	3,387	169,755.95	574,963,415	179,610.32	608,340,157	0.66
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	34,250	15,976.31	547,188,714	17,005.07	582,423,771	0.63
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	6,780	84,826.66	575,124,805	84,584.68	573,484,152	0.62
17	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	13,320	22,382.61	298,136,488	42,097.30	560,736,153	0.60
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	34,910	14,399.67	502,692,605	15,346.55	535,748,074	0.58
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	19,080	22,960.27	438,082,020	27,039.58	515,915,293	0.56
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	3,513	150,084.43	527,246,634	136,503.60	479,537,166	0.52
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	17,930	17,866.68	320,349,595	26,628.67	477,452,175	0.51
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	7,870	54,000.26	424,982,084	60,564.38	476,641,702	0.51
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	14,010	27,483.24	385,040,305	33,224.06	465,469,092	0.50
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,102	109,357.79	339,227,883	144,024.98	446,765,503	0.48

25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	56,420	6,239.56	352,036,020	7,804.28	440,318,019	0.47
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	18,570	23,472.42	435,882,855	22,857.54	424,464,637	0.46
27	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	7,240	56,669.68	410,288,506	51,390.39	372,066,484	0.40
28	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	航空宇宙・防衛	8,450	32,003.24	270,427,419	43,715.63	369,397,111	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	15,520	20,406.98	316,716,354	23,240.16	360,687,407	0.39
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	8,230	45,658.79	375,771,916	39,351.70	323,864,561	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.53
		メディア	0.32
		娯楽	1.55
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.16
		石油・ガス・消耗燃料	3.34
		化学	1.25
		建設資材	0.33
		容器・包装	0.17
		金属・鉱業	1.31
		紙製品・林産品	0.04
		航空宇宙・防衛	2.60
		建設関連製品	0.56
		建設・土木	0.37
		電気設備	1.24
		コングロマリット	0.62
		機械	1.59
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.53
		航空貨物・物流サービス	0.30
		旅客航空輸送	0.09
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.83
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.05
		家庭用耐久財	0.21
		繊維・アパレル・贅沢品	0.72
		ホテル・レストラン・レジャー	1.77

		販売	0.04
		大規模小売り	3.20
		専門小売り	1.51
		生活必需品流通・小売り	1.62
		飲料	1.01
		食品	0.87
		タバコ	0.64
		家庭用品	0.75
		パーソナルケア用品	0.39
		ヘルスケア機器・用品	1.79
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.28
		バイオテクノロジー	1.44
		医薬品	3.56
		銀行	6.46
		金融サービス	2.96
		保険	2.88
		情報技術サービス	1.21
		ソフトウェア	8.98
		通信機器	0.71
		コンピュータ・周辺機器	5.21
		電子装置・機器・部品	0.62
		半導体・半導体製造装置	10.51
		各種電気通信サービス	0.90
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.58
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.67
		水道	0.06
		消費者金融	0.50
		資本市場	3.56
		各種消費者サービス	0.00
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.68
		専門サービス	0.76
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.57
合　　計			97.12

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順	国／	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	利率	償還期限	投資

位	地域				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	(%)		比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	24,000,000,000	92.93	22,303,200,000	92.19	22,127,760,000	0.4	2033/6/20	1.83
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	23,500,000,000	94.08	22,108,800,000	93.28	21,922,210,000	0.5	2033/3/20	1.81
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６６回	21,200,000,000	99.67	21,131,932,000	99.66	21,129,192,000	0.5	2026/11/1	1.75
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	98.00	18,620,950,000	98.13	18,645,270,000	0.2	2028/3/20	1.54
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	98.11	16,680,060,000	98.18	16,691,280,000	0.4	2028/9/20	1.38
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	16,000,000,000	94.71	15,154,680,000	94.55	15,128,320,000	0.1	2030/9/20	1.25
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	97.78	14,178,390,000	97.89	14,194,920,000	0.3	2028/9/20	1.17
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	95.75	13,406,120,000	95.94	13,431,600,000	0.1	2029/9/20	1.11
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	95.74	12,446,980,000	94.81	12,325,820,000	0.8	2033/9/20	1.02
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５９回	12,300,000,000	95.36	11,729,291,000	94.87	11,669,748,000	0.1	2030/6/20	0.96
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	97.73	11,385,545,000	97.89	11,404,534,500	0.1	2028/3/20	0.94
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	10,500,000,000	98.39	10,330,950,000	98.34	10,326,435,000	0.6	2029/3/20	0.85
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	94.42	10,386,200,000	93.63	10,300,180,000	0.5	2032/12/20	0.85
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	10,000,000,000	97.99	9,799,750,000	97.87	9,787,400,000	0.6	2029/9/20	0.81
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	97.50	9,750,600,000	97.61	9,761,800,000	0.3	2028/12/20	0.80
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	95.06	9,506,800,000	94.17	9,417,500,000	0.8	2034/3/20	0.78
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	93.78	9,378,200,000	92.97	9,297,200,000	0.6	2033/12/20	0.77
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	10,600,000,000	86.55	9,174,534,000	85.12	9,022,826,000	0.7	2038/9/20	0.74
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７８回	9,000,000,000	100.44	9,040,485,000	99.13	8,921,790,000	1	2030/3/20	0.73
22	日本	国債証券	国庫債券　利付	9,000,000,000	98.38	8,854,830,000	98.62	8,876,610,000	0.1	2027/6/20	0.73

			（１０年）第３４７回								
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	98.18	8,836,200,000	98.46	8,862,210,000	0.005	2027/6/20	0.73
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	98.37	8,854,110,000	98.25	8,842,860,000	0.7	2029/9/20	0.73
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７５回	9,000,000,000	97.50	8,775,620,000	96.24	8,662,320,000	1.1	2034/6/20	0.71
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６０回	9,700,000,000	89.37	8,669,689,000	88.32	8,567,816,000	0.7	2037/3/20	0.71
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７９回	8,500,000,000	99.47	8,455,695,000	98.99	8,414,660,000	1	2030/6/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６７回	8,600,000,000	97.61	8,394,460,000	97.67	8,400,394,000	0.4	2029/3/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,500,000,000	97.61	8,297,260,000	96.59	8,210,320,000	1.2	2034/12/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１５８回	9,270,000,000	88.40	8,195,327,000	87.37	8,099,199,000	0.5	2036/9/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.22
地方債証券	5.07
特殊債券	5.69
社債券	4.68
合　　計	99.67

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,200,000	14,957.20	1,376,062,895	14,949.35	1,375,340,517	4.125	2026/10/31	1.72
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,700,000	14,856.84	1,292,545,417	14,855.71	1,292,447,107	3.5	2026/9/30	1.62
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	8,020,000	15,659.50	1,255,892,276	15,582.38	1,249,707,297	5.25	2028/11/15	1.56
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,200,000	15,109.57	936,793,658	15,078.46	934,864,563	4.5	2027/5/15	1.17
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,197.10	805,446,310	15,093.58	799,959,790	4.125	2032/2/29	1.00
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	14,651.01	673,946,590	14,605.36	671,846,572	2.875	2028/5/15	0.84
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	4,200,000	15,714.40	660,004,805	15,641.70	656,951,610	6.125	2027/11/15	0.82
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,100,000	15,556.47	637,815,319	15,483.52	634,824,320	4.625	2035/2/15	0.79
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,893.89	595,755,826	14,888.74	595,549,955	3.75	2026/8/31	0.74
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	15,328.53	597,812,785	15,225.59	593,798,237	4.25	2031/2/28	0.74

11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,629.78	570,561,635	14,578.60	568,565,712	2.875	2028/8/15	0.71
12	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,200,000	17,743.59	567,795,168	17,712.19	566,790,221	3.5	2033/11/25	0.71
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	13,289.28	558,149,902	13,211.06	554,864,659	1.875	2032/2/15	0.69
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,450,000	16,146.50	557,054,267	16,032.51	553,121,767	5.375	2031/2/15	0.69
15	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,800,000	17,582.03	492,297,114	17,564.59	491,808,598	2.7	2026/9/17	0.61
16	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000	2,104.24	483,976,896	2,102.24	483,516,693	1.85	2027/5/15	0.60
17	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000	17,230.65	482,458,401	17,200.99	481,627,924	3	2033/5/25	0.60
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,600,000	18,564.90	482,687,438	18,490.25	480,746,546	3.25	2033/1/31	0.60
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	15,442.51	478,718,072	15,360.51	476,176,068	4.625	2029/4/30	0.59
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	14,088.64	479,013,792	14,000.82	476,028,069	2.875	2032/5/15	0.59
21	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,700,000	17,638.91	476,250,759	17,609.25	475,449,941	2.75	2029/2/25	0.59
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,575.69	467,270,926	15,475.08	464,252,578	4.625	2030/9/30	0.58
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,492.53	464,775,996	15,401.81	462,054,306	4.5	2033/11/15	0.57
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	14,320.97	458,271,220	14,260.78	456,345,070	2.375	2029/3/31	0.57
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	14,034.26	449,096,495	14,030.77	448,984,824	0.375	2027/7/31	0.56
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	15,138.36	423,874,152	15,067.12	421,879,374	4.25	2034/11/15	0.52
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	12,959.53	414,705,216	12,887.42	412,397,600	1.375	2031/11/15	0.51
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,716.43	412,060,268	14,657.11	410,399,315	3.125	2028/11/15	0.51
29	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000	19,264.97	404,564,525	19,230.08	403,831,751	5.5	2029/4/25	0.50
30	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000	18,420.54	405,251,937	18,350.75	403,716,601	4.1	2029/2/1	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.27
合　　計	100.27

（参考）新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	13,500,000	9,986.98	1,348,243,077	8,213.70	1,108,850,796	4.125	2035/7/9	2.08
2	アメリカ	国債証券	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	6,400,000	15,121.74	967,791,463	15,143.32	969,173,069	5.5	2030/8/17	1.82
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	7,700,000	8,895.58	684,959,660	11,387.83	876,863,002	6.9	2035/7/31	1.64
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	8,160,000	11,469.32	935,896,602	10,341.94	843,903,055	0.75	2030/7/9	1.58
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	9,100,000	10,538.40	958,994,798	8,812.20	801,910,855	5	2038/1/9	1.50

6	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000	14,891.96	655,246,309	15,476.82	680,980,098	6.625	2035/3/15	1.28
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,700,000	15,739.07	582,345,847	15,910.35	588,682,951	8.6	2027/9/24	1.10
8	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,300,000	15,614.53	515,279,635	16,152.30	533,026,174	6.25	2031/1/25	1.00
9	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000	13,534.78	500,787,061	14,282.80	528,463,704	4.875	2032/9/23	0.99
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	14,955.27	508,479,378	15,463.33	525,753,537	5.375	2035/2/12	0.98
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,600,000	13,658.56	491,708,477	14,390.96	518,074,762	5.5	2054/3/18	0.97
12	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000	14,604.26	481,940,789	15,561.55	513,531,183	5.5	2054/4/30	0.96
13	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	15,327.07	475,139,205	15,902.13	492,966,180	5.625	2035/1/13	0.92
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	16,338.96	473,830,073	16,862.84	489,022,607	9.125	2030/7/13	0.91
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	15,001.52	450,045,630	16,101.37	483,041,160	6.875	2037/5/13	0.90
16	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	14,728.98	456,598,650	15,263.83	473,178,905	5	2034/1/16	0.89
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326	11,385.59	385,325,752	13,651.55	462,013,009	6.9	2030/7/31	0.86
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	16,214.22	453,998,394	16,348.73	457,764,570	9.875	2028/1/15	0.86
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	3,000,000	15,085.96	452,578,823	15,254.24	457,627,344	4.85	2029/1/22	0.86
20	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,700,000	14,668.65	396,053,554	16,406.57	442,977,552	7.375	2055/5/13	0.83
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,900,000	14,745.07	427,607,181	15,247.86	442,188,180	5.125	2034/9/18	0.83
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,613.85	416,257,314	13,264.46	437,727,299	2.659	2031/5/24	0.82
23	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,900,000	14,137.64	409,991,699	14,975.83	434,299,337	5.5	2036/3/26	0.81
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	16,209.36	421,443,609	16,633.52	432,471,591	9.375	2029/3/14	0.81
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000	15,370.22	399,625,780	16,555.45	430,441,856	8.5	2035/4/25	0.80
26	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,925.24	417,906,785	15,215.03	426,021,043	4.75	2030/1/16	0.80
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	13,823.40	400,878,859	14,625.00	424,125,274	6.5	2035/1/3	0.79
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,800,000	14,077.92	394,181,983	14,977.32	419,365,184	5.875	2054/8/8	0.78
29	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	13,828.14	387,188,005	14,963.21	418,969,913	5.75	2054/1/16	0.78
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,700,000	14,000.67	378,018,230	15,420.24	416,346,642	6.4	2035/2/14	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.44
合　　計	97.44

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	39,168	132,152	5,176,150,731	139,500	5,463,936,000	7.22
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	33,910	118,797	4,028,418,144	124,500	4,221,795,000	5.57
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	34,284	99,171	3,399,984,275	113,700	3,898,090,800	5.15
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	21,039	143,345	3,015,845,630	160,400	3,374,655,600	4.45
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	19,253	153,529	2,955,894,804	168,500	3,244,130,500	4.28
6	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,725	127,493	2,769,790,958	136,500	2,965,462,500	3.91
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	33,988	78,397	2,664,565,116	86,400	2,936,563,200	3.88
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	26,311	91,870	2,417,194,574	100,200	2,636,362,200	3.48
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	20,786	120,085	2,496,106,213	126,000	2,619,036,000	3.46
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	14,598	154,267	2,251,998,686	179,400	2,618,881,200	3.46
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	36,446	63,331	2,308,182,447	67,400	2,456,460,400	3.24
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	13,595	148,182	2,014,540,495	166,100	2,258,129,500	2.98
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	24,295	75,338	1,830,343,772	89,200	2,167,114,000	2.86
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	17,855	91,409	1,632,117,807	103,100	1,840,850,500	2.43
15	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	12,089	119,952	1,450,108,072	135,800	1,641,686,200	2.16
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	19,722	76,914	1,516,901,191	79,600	1,569,871,200	2.07
17	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,579	101,519	1,480,055,100	106,300	1,549,747,700	2.04
18	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,399	116,476	1,327,710,051	132,000	1,504,668,000	1.98
19	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	10,194	119,208	1,215,214,341	134,600	1,372,112,400	1.81
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	13,089	92,418	1,209,659,547	97,800	1,280,104,200	1.69
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,559	135,223	1,157,377,765	143,500	1,228,216,500	1.62
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,642	131,372	1,003,951,475	143,000	1,092,806,000	1.44
23	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,347	285,937	957,033,459	325,000	1,087,775,000	1.43
24	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	9,751	95,202	928,316,619	107,400	1,047,257,400	1.38
25	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	8,017	125,212	1,003,825,070	129,700	1,039,804,900	1.37
26	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	11,604	82,961	962,687,618	89,300	1,036,237,200	1.36
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,834	152,394	889,071,526	169,500	988,863,000	1.30
28	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,697	309,757	835,417,034	365,000	984,405,000	1.30
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	12,726	67,169	854,803,201	75,800	964,630,800	1.27
30	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,648	129,414	860,347,781	136,000	904,128,000	1.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.60
合　　計	97.60

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	19,340	24,967.89	482,879,149	26,232.65	507,339,567	7.58
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	26,860	16,920.21	454,476,894	17,008.05	456,836,255	6.83
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,832	115,185.47	326,205,275	116,382.47	329,595,165	4.92
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	9,430	27,126.42	255,802,147	27,669.34	260,921,952	3.90
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	26,460	8,827.09	233,564,939	9,014.68	238,528,539	3.56
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,280	24,303.17	225,533,429	25,325.97	235,025,065	3.51
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	4,570	44,336.46	202,617,640	42,956.34	196,310,503	2.93
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	58,780	3,277.35	192,643,056	3,235.26	190,168,847	2.84
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	30,760	5,002.36	153,872,840	4,847.53	149,110,109	2.22
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	13,150	10,110.44	132,952,296	10,302.49	135,477,822	2.02
11	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,140	21,927.04	134,632,065	21,059.07	129,302,727	1.93
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	8,550	13,723.75	117,338,134	14,940.10	127,737,923	1.90
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,120	29,092.64	119,861,680	28,817.21	118,726,917	1.77
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	10,010	9,946.67	99,566,195	9,546.18	95,557,318	1.42
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,852	39,917.70	73,927,591	39,634.83	73,403,712	1.09
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	16,320	4,503.61	73,499,078	4,323.47	70,559,115	1.05
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,370	21,647.15	72,950,902	20,636.25	69,544,185	1.03
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,400	19,327.60	65,713,845	19,221.89	65,354,449	0.97
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	6,290	10,141.70	63,791,328	10,135.75	63,753,870	0.95
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	19,500	3,388.50	66,075,921	3,226.22	62,911,477	0.94
21	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	149,600	397.43	59,456,036	401.34	60,041,810	0.89
22	香港	投資証券	LINK REIT	74,920	793.89	59,478,614	768.64	57,586,764	0.86
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,230	7,210.25	59,340,427	6,978.00	57,428,986	0.85
24	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	19,900	2,737.90	54,484,274	2,830.20	56,321,155	0.84
25	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,470	12,610.13	56,367,308	12,568.44	56,180,970	0.84
26	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,490	15,305.82	53,417,342	15,513.87	54,143,415	0.80
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,680	6,422.68	55,748,890	6,185.96	53,694,167	0.80
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	38,800	1,253.12	48,621,141	1,302.28	50,528,765	0.75
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	4,680	10,969.47	51,337,159	10,752.11	50,319,892	0.75
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,110	16,579.27	51,561,551	15,863.16	49,334,440	0.73

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.52
合　　計	98.52

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 12 月限)	買建	553	日本円	17,368,682,934	17,369,730,000	1.96

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	65	米ドル	21,622,532.5	3,219,162,639	21,818,875	3,248,394,110	3.52
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	4	カナダドル	1,390,440	148,651,939	1,415,040	151,281,925	0.16
	ドイツ	ユーレック	ユーロ 50 株価指	買建	40	ユーロ	2,183,770	381,002,352	2,212,000	385,927,640	0.41

		ス・ドイツ金融先物取引所	数先物(2025年12月限)								
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200株価指数先物(2025年12月限)	買建	3	豪ドル	667,275	65,319,550	667,050	65,297,524	0.07
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100株価指数先物(2025年12月限)	買建	9	英ポンド	839,900	167,862,414	842,445	168,371,057	0.18
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2025年12月限)	買建	4	スイスフラン	485,520	90,559,191	481,200	89,753,424	0.09

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
REIT指数先物取引	大阪取引所	REIT指数先物(2025年12月限)	買建	945	日本円	1,790,518,350	1,807,312,500	2.38

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025年12月限)	買建	39	米ドル	1,442,850	214,811,508	1,438,320	214,137,080	3.20

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間　(2016年 9月 6日)	2,813	2,813	1.2795	1.2795
第4計算期間　(2017年 9月 6日)	4,900	4,900	1.3162	1.3162
第5計算期間　(2018年 9月 6日)	7,472	7,472	1.3695	1.3695
第6計算期間　(2019年 9月 6日)	10,413	10,413	1.4703	1.4703
第7計算期間　(2020年 9月 7日)	15,149	15,149	1.4419	1.4419
第8計算期間　(2021年 9月 6日)	17,564	17,564	1.7425	1.7425
第9計算期間　(2022年 9月 6日)	18,535	18,535	1.5432	1.5432
第10計算期間　(2023年 9月 6日)	18,879	18,879	1.5825	1.5825
第11計算期間　(2024年 9月 6日)	16,587	16,587	1.6832	1.6832
第12計算期間　(2025年 9月 8日)	15,682	15,682	1.7976	1.7976
2024年 9月末日	16,679	—	1.7072	—
10月末日	16,357	—	1.6923	—
11月末日	16,251	—	1.7003	—
12月末日	15,693	—	1.6785	—
2025年 1月末日	15,613	—	1.6995	—
2月末日	15,359	—	1.6882	—
3月末日	15,022	—	1.6599	—
4月末日	15,019	—	1.6610	—
5月末日	15,323	—	1.7000	—
6月末日	15,340	—	1.7252	—
7月末日	15,429	—	1.7566	—
8月末日	15,640	—	1.7929	—
9月末日	15,682	—	1.8105	—

②【分配の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	0.0000円
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	0.0000円
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	0.0000円
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	0.0000円
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	0.0000円
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	0.0000円
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	0.0000円
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	0.0000円
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	0.0000円

第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	収益率
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	11.3%
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	2.9%
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	4.0%
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	7.4%
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	△1.9%
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	20.8%
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	△11.4%
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	2.5%
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	6.4%
第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	6.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	1,024,082,214	461,295,091	2,198,754,735
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	2,316,145,480	791,558,944	3,723,341,271
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	2,702,679,152	969,694,777	5,456,325,646
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	3,211,652,592	1,585,250,907	7,082,727,331
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	5,953,915,625	2,530,429,290	10,506,213,666
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	2,362,386,528	2,788,397,143	10,080,203,051
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	3,342,478,345	1,411,716,584	12,010,964,812
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	1,512,376,031	1,593,255,127	11,930,085,716
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	1,063,027,592	3,138,371,279	9,854,742,029
第12計算期間	2024年 9月 7日～2025年 9月 8日	786,179,179	1,916,565,780	8,724,355,428

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年9月30日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

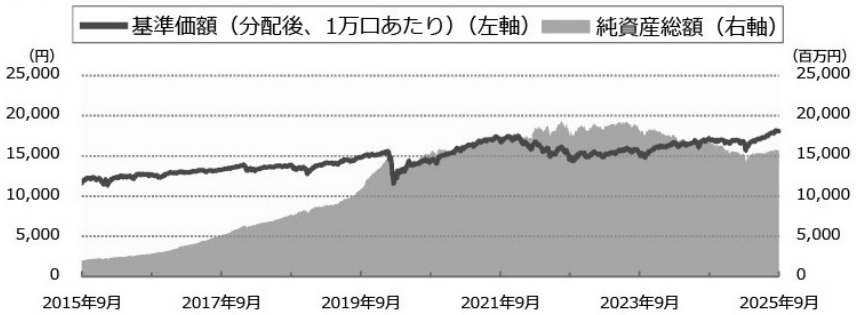

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2025年9月	0　円
2024年9月	0　円
2023年9月	0　円
2022年9月	0　円
2021年9月	0　円
設定来累計	0　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率（%）
国内株式マザーファンド	17.0
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	16.8
国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド	11.0
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11.0
新興国債券マザーファンド	11.1
Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	16.5
海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	16.5

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.6
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.6
3	ソニーグループ	電気機器	0.5
4	日立製作所	電気機器	0.4
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.3

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.0
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.8
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3

・「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.2
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.2
3	国庫債券　利付（２年）第４６６回	国債証券	0.2
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.2
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.2

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
2	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	国債証券	0.2
3	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.2
4	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
5	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2

・「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日本ビルファンド投資法人　投資証券	投資証券	1.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	投資証券	0.9
3	日本都市ファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.9
4	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.7
5	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	投資証券	0.7

・「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	WELLTOWER INC	投資証券	1.3
2	PROLOGIS INC	投資証券	1.1
3	EQUINIX INC	投資証券	0.8
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.6
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.6

年間収益率の推移（暦年ベース）

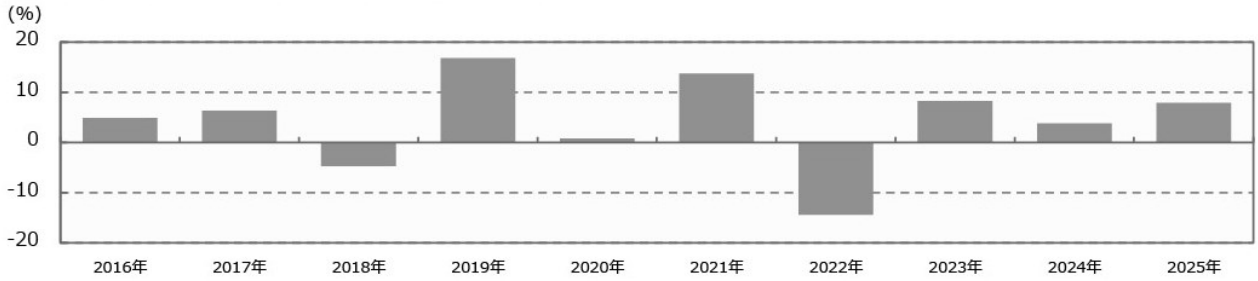

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ニューヨーク証券取引所　　・ニューヨークの銀行

(4)販売単位

１万口以上１万口単位（当初元本１口＝1円）または１万円以上１円単位（分配金を再投資する場合には１口単位）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端

な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、

一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※１　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※２　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適

用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項(上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期計算期間（2024 年 9 月 7 日から 2025 年 9 月 8 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年１１月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２４年９月７日から２０２５年９月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２５年９月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 11 期 (2024 年 9 月 6 日現在)	第 12 期 (2025 年 9 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,076,152	83,250,695
親投資信託受益証券	16,537,461,709	15,664,322,290
派生商品評価勘定	33,337,721	－
未収入金	27,696,660	18,347,166
未収利息	509	1,112
流動資産合計	16,676,572,751	15,765,921,263
資産合計	16,676,572,751	15,765,921,263
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	18,874,201
未払解約金	42,004,453	21,245,722
未払受託者報酬	3,739,660	3,416,867
未払委託者報酬	43,005,968	39,293,839
その他未払費用	280,412	256,203
流動負債合計	89,030,493	83,086,832
負債合計	89,030,493	83,086,832
純資産の部		
元本等		
元本	9,854,742,029	8,724,355,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,732,800,229	6,958,479,003
（分配準備積立金）	2,803,748,172	2,712,981,456
元本等合計	16,587,542,258	15,682,834,431
純資産合計	16,587,542,258	15,682,834,431
負債純資産合計	16,676,572,751	15,765,921,263

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 11 期 自　2023 年 9 月 7 日 至　2024 年 9 月 6 日	第 12 期 自　2024 年 9 月 7 日 至　2025 年 9 月 8 日
営業収益		
受取利息	39,964	245,599
有価証券売買等損益	1,219,476,978	1,257,430,474
為替差損益	△65,765,775	△160,787,162
営業収益合計	1,153,751,167	1,096,888,911

営業費用		
支払利息	8,174	-
受託者報酬	7,680,044	6,915,950
委託者報酬	88,320,193	79,533,237
その他費用	687,988	690,499
営業費用合計	96,696,399	87,139,686
営業利益又は営業損失（△）	1,057,054,768	1,009,749,225
経常利益又は経常損失（△）	1,057,054,768	1,009,749,225
当期純利益又は当期純損失（△）	1,057,054,768	1,009,749,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	100,870,379	27,989,740
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,949,679,631	6,732,800,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	647,732,470	548,525,527
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	647,732,470	548,525,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,820,796,261	1,304,606,238
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,820,796,261	1,304,606,238
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,732,800,229	6,958,479,003

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 9月 7日から2025年 9月 8日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 2024年 9月 6日現在	第12期 2025年 9月 8日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 9,854,742,029口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 8,724,355,428口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6832円 (10,000口当たり純資産額)　(16,832円)	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.7976円 (10,000口当たり純資産額)　(17,976円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日	第12期 自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	435,098,079 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,929,052,057 円
分配準備積立金額	D	2,368,650,093 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,732,800,229 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,854,742,029 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,832 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	428,855,304 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,245,497,547 円
分配準備積立金額	D	2,284,126,152 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,958,479,003 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,724,355,428 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,975 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第 12 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 11 期 2024 年 9 月 6 日現在	第 12 期 2025 年 9 月 8 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券	２．時価の算定方法 同左

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第 12 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日		第 12 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日	
期首元本額	11,930,085,716 円	期首元本額	9,854,742,029 円
期中追加設定元本額	1,063,027,592 円	期中追加設定元本額	786,179,179 円
期中一部解約元本額	3,138,371,279 円	期中一部解約元本額	1,916,565,780 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	第 12 期 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 9 月 8 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	987,997,958	1,115,309,976
合計	987,997,958	1,115,309,976

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 11 期(2024 年 9 月 6 日現在)				第 12 期(2025 年 9 月 8 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,720,941,081	－	1,739,815,282	△18,874,201
米ドル	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,720,941,081	－	1,739,815,282	△18,874,201
合計	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,720,941,081	－	1,739,815,282	△18,874,201

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年９月８日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年９月８日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	732,008,397	2,656,019,267	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	1,467,915,330	1,734,341,962	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	860,098,253	2,573,155,943	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	729,850,410	2,593,961,342	
		新興国債券マザーファンド	647,888,531	1,748,586,356	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1,766,881,773	1,742,322,116	
		海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,693,600,482	2,615,935,304	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.9%	7,898,243,176	15,664,322,290 100.0%	
合計				15,664,322,290	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2025年 9月 8日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	36,520,622,350
株式	865,028,192,180
派生商品評価勘定	174,998,875
未収入金	69,682,260
未収配当金	436,627,091
未収利息	488,195
その他未収収益	34,749,328
差入委託証拠金	418,344,109
流動資産合計	902,683,704,388
資産合計	902,683,704,388
負債の部	
流動負債	
未払解約金	643,426,691
未払利息	13,067,898
有価証券貸借取引受入金	26,483,348,163
流動負債合計	27,139,842,752
負債合計	27,139,842,752
純資産の部	
元本等	
元本	241,303,802,468
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	634,240,059,168
元本等合計	875,543,861,636
純資産合計	875,543,861,636
負債純資産合計	902,683,704,388

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.6284円
(10,000口当たり純資産額)	(36,284円)
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	25,714,465,500円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	242,759,849,857円
同期中における追加設定元本額	33,311,595,367円
同期中における一部解約元本額	34,767,642,756円
期末元本額	241,303,802,468円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	55,154,795円
バランスセレクト５０	156,147,245円

バランスセレクト７０	288,542,962 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,260,402,706 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,970,973,501 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,042,411,452 円
野村資産設計ファンド２０１５	18,257,935 円
野村資産設計ファンド２０２０	19,481,854 円
野村資産設計ファンド２０２５	26,363,192 円
野村資産設計ファンド２０３０	50,732,998 円
野村資産設計ファンド２０３５	58,201,103 円
野村資産設計ファンド２０４０	106,306,989 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	17,678,830,932 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,268,482,698 円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,668,658,116 円
のむラップ・ファンド（積極型）	12,993,053,408 円
野村資産設計ファンド２０４５	23,982,632 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,206,503,038 円
マイ・ロード	1,586,445,660 円
ネクストコア	16,135,422 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	732,008,397 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,940,254,883 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	695,137,383 円
野村資産設計ファンド２０５０	27,680,170 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	4,721,867 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	3,528,247 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	3,516,906 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,751,842 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	480,978,243 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,828,330,576 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,054,577 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,293,118 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	20,698,181 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,353,050 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	37,489,142 円
野村６資産均等バランス	5,794,502,901 円
世界６資産分散ファンド	93,671,817 円
野村資産設計ファンド２０６０	27,278,572 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,253,124,859 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,117,542,737 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	107,709,110 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	78,404,333 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	148,613,386 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	72,092,666 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	476,379 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,895,052 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	141,276 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,017,294,193 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,256,366 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	16,533,297 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,308,404 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	56,027,591 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	87,735,923 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,783,611,131 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	13,443,843 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	891,624,621 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,624,937,962 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	849,407 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	109,779,747 円

バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,214,813 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	19,746,374 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	33,285,411 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	73,973,196 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,152,660,964 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	20,314,622,881 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,097,717,872 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,846,913,330 円
マイバランスＤＣ３０	2,833,954,232 円
マイバランスＤＣ５０	5,606,136,283 円
マイバランスＤＣ７０	7,418,326,042 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,285,296,067 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,141,518,667 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	112,824,213 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,396,379,505 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,905,266,339 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,072,073,914 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,395,270 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,877,128 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	214,216,904 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	58,722,038 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	72,878,122 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	57,066,118 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,323,352,221 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,116,243,270 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	913,989,972 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,335,605,785 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	61,512,988 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	540,789,171 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	183,983,604 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	211,342,438 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	234,422,679 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	39,773,864 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	5,120.00	58,368,000	
		ニッスイ	273,200	1,079.00	294,782,800	
		マルハニチロ	40,500	3,544.00	143,532,000	
		ユキグニファクトリー	23,300	1,081.00	25,187,300	貸付有価証券 1,800 株（1,600 株）
		カネコ種苗	7,700	1,426.00	10,980,200	
		サカタのタネ	33,100	3,665.00	121,311,500	
		ホクト	24,300	1,909.00	46,388,700	

		住石ホールディングス	34,300	642.00	22,020,600	貸付有価証券 15,900株
		日鉄鉱業	11,000	8,950.00	98,450,000	貸付有価証券 400株
		ＩＮＰＥＸ	917,500	2,618.50	2,402,473,750	貸付有価証券 176,200株
		石油資源開発	149,800	1,247.00	186,800,600	
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,400	3,250.00	40,300,000	貸付有価証券 600株
		ショーボンドホールディングス	35,900	5,144.00	184,669,600	貸付有価証券 1,200株
		ミライト・ワン	86,500	2,873.00	248,514,500	
		タマホーム	17,200	3,755.00	64,586,000	貸付有価証券 7,000株（2,100株）
		第一カッター興業	7,000	1,349.00	9,443,000	
		安藤・間	158,300	1,758.00	278,291,400	
		東急建設	85,600	1,170.00	100,152,000	
		コムシスホールディングス	96,900	3,749.00	363,278,100	
		ビーアールホールディングス	40,000	347.00	13,880,000	
		高松コンストラクショングループ	20,300	3,375.00	68,512,500	貸付有価証券 100株
		東建コーポレーション	5,900	14,430.00	85,137,000	
		ヤマウラ	13,800	1,430.00	19,734,000	貸付有価証券 6,400株
		オリエンタル白石	101,100	426.00	43,068,600	貸付有価証券 400株
		大成建設	173,500	10,140.00	1,759,290,000	
		大林組	630,900	2,483.50	1,566,840,150	
		清水建設	522,200	2,105.00	1,099,231,000	
		長谷工コーポレーション	175,300	2,528.50	443,246,050	
		松井建設	17,800	1,442.00	25,667,600	貸付有価証券 400株（300株）
		鹿島建設	423,700	4,541.00	1,924,021,700	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		不動テトラ	12,000	2,745.00	32,940,000	貸付有価証券 800株（100株）
		鉄建建設	12,000	3,500.00	42,000,000	
		西松建設	30,500	5,316.00	162,138,000	
		三井住友建設	154,100	598.00	92,151,800	
		大豊建設	26,400	860.00	22,704,000	貸付有価証券 9,800株
		奥村組	33,800	4,910.00	165,958,000	貸付有価証券 700株（600株）

東鉄工業	21,000	4,435.00	93,135,000	
淺沼組	76,500	907.00	69,385,500	
戸田建設	235,100	1,064.50	250,263,950	
熊谷組	31,500	4,825.00	151,987,500	
矢作建設工業	26,000	2,278.00	59,228,000	
ピーエス・コンストラクション	13,800	1,888.00	26,054,400	
日本ハウスホールディングス	40,800	318.00	12,974,400	貸付有価証券 5,400株（100株）
新日本建設	26,800	1,923.00	51,536,400	
東亜道路工業	33,000	1,711.00	56,463,000	
日本道路	9,600	2,513.00	24,124,800	貸付有価証券 100株（100株）
東亜建設工業	57,700	2,226.00	128,440,200	
日本国土開発	58,500	532.00	31,122,000	貸付有価証券 5,400株（200株）
若築建設	5,700	5,900.00	33,630,000	
東洋建設	55,000	1,744.00	95,920,000	
五洋建設	250,100	1,074.00	268,607,400	
世紀東急工業	27,300	1,599.00	43,652,700	貸付有価証券 2,600株
福田組	6,500	6,670.00	43,355,000	貸付有価証券 2,300株（400株）
住友林業	495,800	1,796.00	890,456,800	貸付有価証券 65,400株
大和ハウス工業	576,700	5,507.00	3,175,886,900	
ライト工業	36,400	3,310.00	120,484,000	貸付有価証券 600株
積水ハウス	579,700	3,463.00	2,007,501,100	貸付有価証券 44,900株
日特建設	18,300	1,327.00	24,284,100	
北陸電気工事	13,100	1,475.00	19,322,500	
ユアテック	35,300	2,717.00	95,910,100	
日本リーテック	14,900	2,016.00	30,038,400	
四電工	24,000	1,399.00	33,576,000	貸付有価証券 1,100株
中電工	29,700	3,880.00	115,236,000	貸付有価証券 200株
関電工	104,700	4,039.00	422,883,300	
きんでん	131,100	5,243.00	687,357,300	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
東京エネシス	20,400	1,656.00	33,782,400	貸付有価証券 200株

		トーエネック	31,700	1,441.00	45,679,700	貸付有価証券 100株
		住友電設	15,600	6,640.00	103,584,000	
		日本電設工業	35,900	2,732.00	98,078,800	貸付有価証券 100株（100株）
		エクシオグループ	197,600	2,197.50	434,226,000	
		新日本空調	24,800	3,150.00	78,120,000	貸付有価証券 100株（100株）
		九電工	41,300	7,191.00	296,988,300	
		三機工業	39,800	5,200.00	206,960,000	貸付有価証券 1,100株
		日揮ホールディングス	189,200	1,492.00	282,286,400	貸付有価証券 2,300株
		中外炉工業	6,300	4,045.00	25,483,500	貸付有価証券 100株
		太平電業	12,700	6,280.00	79,756,000	貸付有価証券 300株
		高砂熱学工業	46,100	8,835.00	407,293,500	
		朝日工業社	17,800	3,165.00	56,337,000	貸付有価証券 200株（200株）
		明星工業	32,100	1,690.00	54,249,000	貸付有価証券 200株
		大氣社	48,900	2,951.00	144,303,900	
		ダイダン	33,500	6,200.00	207,700,000	
		日比谷総合設備	15,600	4,555.00	71,058,000	貸付有価証券 300株（200株）
		飛島ホールディングス	19,600	2,252.00	44,139,200	
		フィル・カンパニー	3,400	1,076.00	3,658,400	貸付有価証券 400株（200株）
		テスホールディングス	46,300	374.00	17,316,200	貸付有価証券 22,100株
		インフロニア・ホールディングス	200,300	1,523.50	305,157,050	貸付有価証券 13,700株（13,700株）
		レイズネクスト	27,600	1,925.00	53,130,000	貸付有価証券 12,900株
		ニップン	67,900	2,371.00	160,990,900	
		日清製粉グループ本社	190,600	1,861.00	354,706,600	
		日東富士製粉	3,400	7,160.00	24,344,000	
		昭和産業	16,200	3,060.00	49,572,000	
		中部飼料	26,600	1,760.00	46,816,000	貸付有価証券 1,100株
		フィード・ワン	28,000	1,150.00	32,200,000	貸付有価証券 800株
		日本甜菜製糖	10,100	2,821.00	28,492,100	貸付有価証券 200株

		ＤＭ三井製糖	18,300	3,330.00	60,939,000	
		ウェルネオシュガー	10,800	2,575.00	27,810,000	貸付有価証券 700株
		森永製菓	75,300	2,723.00	205,041,900	
		中村屋	4,800	3,145.00	15,096,000	
		江崎グリコ	54,900	5,100.00	279,990,000	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
		ｍｅｉｔｏ	8,500	2,185.00	18,572,500	貸付有価証券 4,000株
		井村屋グループ	10,500	2,567.00	26,953,500	
		不二家	13,200	2,590.00	34,188,000	貸付有価証券 400株（200株）
		山崎製パン	128,400	3,379.00	433,863,600	貸付有価証券 20,200株（1,200株）
		モロゾフ	18,600	1,560.00	29,016,000	貸付有価証券 8,900株（1,500株）
		亀田製菓	12,200	4,255.00	51,911,000	貸付有価証券 200株
		寿スピリッツ	113,400	1,845.50	209,279,700	貸付有価証券 53,200株（16,900株）
		カルビー	87,800	2,754.00	241,801,200	
		森永乳業	71,400	3,558.00	254,041,200	
		六甲バター	15,600	1,289.00	20,108,400	貸付有価証券 1,100株
		ヤクルト本社	266,100	2,458.00	654,073,800	貸付有価証券 125,000株（3,200株）
		明治ホールディングス	246,700	3,209.00	791,660,300	
		雪印メグミルク	51,600	3,030.00	156,348,000	貸付有価証券 200株
		プリマハム	25,800	2,429.00	62,668,200	貸付有価証券 2,500株
		日本ハム	79,400	5,793.00	459,964,200	貸付有価証券 1,400株
		丸大食品	19,300	2,047.00	39,507,100	貸付有価証券 9,000株
		Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,200	2,779.00	58,914,800	貸付有価証券 300株（300株）
		柿安本店	8,200	2,741.00	22,476,200	貸付有価証券 3,900株（100株）
		伊藤ハム米久ホールディングス	29,300	5,840.00	171,112,000	貸付有価証券 2,000株
		サッポロホールディングス	57,400	7,378.00	423,497,200	貸付有価証券 21,600株（3,700株）
		アサヒグループホールディングス	1,440,700	1,879.50	2,707,795,650	貸付有価証券 74,900株（7,700株）
		キリンホールディングス	799,200	2,252.00	1,799,798,400	貸付有価証券

				114,600株
シマダヤ	5,500	1,754.00	9,647,000	貸付有価証券 400株（100株）
宝ホールディングス	129,400	1,755.00	227,097,000	貸付有価証券 900株
オエノンホールディングス	57,300	600.00	34,380,000	貸付有価証券 900株（900株）
養命酒製造	6,300	3,975.00	25,042,500	貸付有価証券 2,000株
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	133,500	2,702.50	360,783,750	貸付有価証券 26,000株
ライフドリンク　カンパニー	41,900	2,534.00	106,174,600	貸付有価証券 18,600株（900株）
サントリー食品インターナショナル	135,100	4,680.00	632,268,000	貸付有価証券 18,800株
ダイドーグループホールディングス	21,700	2,591.00	56,224,700	貸付有価証券 9,900株（2,200株）
伊藤園	62,100	3,594.00	223,187,400	貸付有価証券 300株
キーコーヒー	21,500	2,001.00	43,021,500	貸付有価証券 10,300株
日清オイリオグループ	27,000	5,370.00	144,990,000	
不二製油	38,300	3,677.00	140,829,100	
Ｊ－オイルミルズ	22,000	2,094.00	46,068,000	
キッコーマン	635,700	1,332.50	847,070,250	貸付有価証券 9,400株（6,200株）
味の素	879,300	4,293.00	3,774,834,900	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
ブルドックソース	10,200	2,163.00	22,062,600	貸付有価証券 400株
キユーピー	103,100	4,245.00	437,659,500	貸付有価証券 4,700株
ハウス食品グループ本社	64,600	2,949.50	190,537,700	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
カゴメ	102,600	2,984.50	306,209,700	貸付有価証券 34,500株
アリアケジャパン	19,100	6,230.00	118,993,000	
エバラ食品工業	4,900	2,570.00	12,593,000	
ニチレイ	149,800	1,717.50	257,281,500	貸付有価証券 500株（500株）
東洋水産	88,900	10,645.00	946,340,500	
イートアンドホールディングス	9,900	2,093.00	20,720,700	貸付有価証券 4,400株（3,700株）
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	911.00	9,565,500	貸付有価証券 3,700株（3,500株）
日清食品ホールディングス	238,500	2,867.00	683,779,500	貸付有価証券 87,200株（10,800株）

		フジッコ	19,700	1,663.00	32,761,100	貸付有価証券 2,800株（400株）
		ロック・フィールド	21,500	1,501.00	32,271,500	貸付有価証券 10,100株（8,500株）
		日本たばこ産業	1,165,800	4,783.00	5,576,021,400	貸付有価証券 68,800株
		ケンコーマヨネーズ	12,000	1,915.00	22,980,000	貸付有価証券 100株（100株）
		わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,798.00	35,814,400	貸付有価証券 200株
		なとり	12,000	2,009.00	24,108,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ファーマフーズ	25,400	971.00	24,663,400	貸付有価証券 700株
		ユーグレナ	129,400	460.00	59,524,000	貸付有価証券 48,000株（10,100株）
		紀文食品	16,600	1,206.00	20,019,600	貸付有価証券 7,900株
		ピックルスホールディングス	11,200	1,045.00	11,704,000	貸付有価証券 1,400株
		理研ビタミン	15,100	2,999.00	45,284,900	
		片倉工業	20,500	2,880.00	59,040,000	貸付有価証券 1,000株
		グンゼ	27,700	3,845.00	106,506,500	
		東洋紡	84,300	1,157.00	97,535,100	貸付有価証券 700株（400株）
		ユニチカ	63,100	217.00	13,692,700	貸付有価証券 29,600株（100株）
		富士紡ホールディングス	7,400	6,820.00	50,468,000	貸付有価証券 100株
		倉敷紡績	13,100	7,350.00	96,285,000	貸付有価証券 400株
		シキボウ	14,000	1,042.00	14,588,000	貸付有価証券 500株
		日本毛織	50,000	1,654.00	82,700,000	
		帝国繊維	20,100	3,095.00	62,209,500	貸付有価証券 400株（200株）
		帝人	187,500	1,317.00	246,937,500	
		東レ	1,426,500	998.00	1,423,647,000	貸付有価証券 13,800株（13,800株）
		セーレン	37,700	3,175.00	119,697,500	
		小松マテーレ	28,300	837.00	23,687,100	貸付有価証券 500株（300株）
		ワコールホールディングス	38,300	5,824.00	223,059,200	
		ホギメディカル	26,300	5,380.00	141,494,000	貸付有価証券 500株

ＴＳＩホールディングス	59,400	1,144.00	67,953,600	貸付有価証券 7,700株（2,900株）
ワールド	30,100	3,085.00	92,858,500	貸付有価証券 5,300株
三陽商会	10,100	3,380.00	34,138,000	
オンワードホールディングス	126,600	691.00	87,480,600	
ルックホールディングス	6,200	2,700.00	16,740,000	貸付有価証券 100株
ゴールドウイン	34,600	7,577.00	262,164,200	貸付有価証券 600株（100株）
特種東海製紙	9,500	4,360.00	41,420,000	
王子ホールディングス	739,100	835.70	617,665,870	貸付有価証券 47,200株（40,900株）
日本製紙	101,600	1,253.00	127,304,800	貸付有価証券 8,900株
北越コーポレーション	109,600	1,049.00	114,970,400	貸付有価証券 51,500株（200株）
大王製紙	98,500	901.00	88,748,500	貸付有価証券 300株
レンゴー	177,800	957.70	170,279,060	貸付有価証券 9,500株（5,800株）
トーモク	11,300	3,415.00	38,589,500	貸付有価証券 900株
ザ・パック	39,100	1,134.00	44,339,400	貸付有価証券 12,700株（2,000株）
北の達人コーポレーション	82,200	149.00	12,247,800	貸付有価証券 39,600株（1,000株）
クラレ	260,400	1,815.00	472,626,000	貸付有価証券 30,700株（200株）
旭化成	1,293,700	1,217.00	1,574,432,900	
レゾナック・ホールディングス	188,600	4,173.00	787,027,800	貸付有価証券 34,900株（2,100株）
住友化学	1,569,700	477.90	750,159,630	貸付有価証券 4,600株（4,600株）
住友精化	9,200	4,700.00	43,240,000	貸付有価証券 300株
日産化学	99,700	5,365.00	534,890,500	貸付有価証券 400株（400株）
ラサ工業	6,900	4,510.00	31,119,000	
クレハ	36,400	4,000.00	145,600,000	貸付有価証券 11,000株（10,300株）
多木化学	7,600	3,720.00	28,272,000	貸付有価証券 400株（300株）
テイカ	13,900	1,358.00	18,876,200	貸付有価証券 1,500株
石原産業	32,400	2,512.00	81,388,800	

日本曹達	41,400	3,495.00	144,693,000	
東ソー	260,600	2,374.00	618,664,400	
トクヤマ	63,000	3,495.00	220,185,000	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	24,600	3,420.00	84,132,000	
東亜合成	82,300	1,567.00	128,964,100	貸付有価証券 3,400株
大阪ソーダ	68,200	1,797.00	122,555,400	貸付有価証券 2,300株（500株）
関東電化工業	41,900	869.00	36,411,100	貸付有価証券 7,500株（100株）
デンカ	71,000	2,382.50	169,157,500	貸付有価証券 13,000株
信越化学工業	1,735,600	4,437.00	7,700,857,200	
日本カーバイド工業	10,300	2,222.00	22,886,600	
堺化学工業	13,600	2,973.00	40,432,800	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
第一稀元素化学工業	21,300	707.00	15,059,100	
エア・ウォーター	184,100	2,645.00	486,944,500	
日本酸素ホールディングス	189,300	5,442.00	1,030,170,600	貸付有価証券 1,200株
日本化学工業	7,200	2,900.00	20,880,000	
日本パーカライジング	87,000	1,434.00	124,758,000	
高圧ガス工業	28,300	1,091.00	30,875,300	貸付有価証券 3,100株
四国化成ホールディングス	22,100	2,184.00	48,266,400	貸付有価証券 800株（100株）
戸田工業	4,400	1,404.00	6,177,600	貸付有価証券 700株
ステラ　ケミファ	10,400	4,260.00	44,304,000	貸付有価証券 300株
保土谷化学工業	12,300	1,773.00	21,807,900	貸付有価証券 2,900株（100株）
日本触媒	125,000	1,922.00	240,250,000	貸付有価証券 10,500株
大日精化工業	13,200	4,110.00	54,252,000	
カネカ	48,100	4,400.00	211,640,000	貸付有価証券 200株
三菱瓦斯化学	154,200	2,719.50	419,346,900	
三井化学	175,600	3,838.00	673,952,800	
東京応化工業	93,100	4,776.00	444,645,600	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
大阪有機化学工業	16,300	3,025.00	49,307,500	貸付有価証券 1,400株
三菱ケミカルグループ	1,426,800	885.70	1,263,716,760	

ＫＨネオケム	32,500	2,830.00	91,975,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
ダイセル	214,000	1,408.00	301,312,000	貸付有価証券 6,800株（300株）
住友ベークライト	61,500	5,106.00	314,019,000	
積水化学工業	385,200	2,901.00	1,117,465,200	
日本ゼオン	141,200	1,731.50	244,487,800	
アイカ工業	49,200	3,862.00	190,010,400	貸付有価証券 2,000株
ＵＢＥ	100,600	2,432.00	244,659,200	貸付有価証券 400株
積水樹脂	25,500	2,212.00	56,406,000	貸付有価証券 2,000株（100株）
旭有機材	13,000	4,590.00	59,670,000	貸付有価証券 300株（100株）
ニチバン	12,100	1,992.00	24,103,200	貸付有価証券 200株（100株）
リケンテクノス	33,600	1,231.00	41,361,600	
大倉工業	10,000	5,320.00	53,200,000	
積水化成品工業	27,400	373.00	10,220,200	貸付有価証券 1,100株（600株）
群栄化学工業	4,600	3,450.00	15,870,000	
ダイキョーニシカワ	43,100	779.00	33,574,900	貸付有価証券 1,000株（300株）
森六	10,500	2,527.00	26,533,500	貸付有価証券 200株
恵和	12,600	1,145.00	14,427,000	貸付有価証券 300株（200株）
日本化薬	128,200	1,456.50	186,723,300	
カーリット	19,300	1,382.00	26,672,600	貸付有価証券 2,100株（1,200株）
日本精化	12,900	2,698.00	34,804,200	貸付有価証券 1,200株
扶桑化学工業	18,100	4,780.00	86,518,000	貸付有価証券 1,300株（500株）
トリケミカル研究所	21,300	2,589.00	55,145,700	貸付有価証券 10,000株
ＡＤＥＫＡ	68,000	3,410.00	231,880,000	
日油	224,000	2,703.50	605,584,000	貸付有価証券 3,500株（3,500株）
ハリマ化成グループ	15,200	910.00	13,832,000	貸付有価証券 400株
花王	475,300	6,888.00	3,273,866,400	貸付有価証券 44,400株（5,800株）
第一工業製薬	7,000	5,840.00	40,880,000	貸付有価証券 3,200株（1,000株）
石原ケミカル	8,300	1,951.00	16,193,300	貸付有価証券

				3,900株
三洋化成工業	12,000	4,300.00	51,600,000	貸付有価証券 100株（100株）
大日本塗料	21,600	1,319.00	28,490,400	貸付有価証券 1,800株
日本ペイントホールディングス	1,036,300	1,041.00	1,078,788,300	貸付有価証券 147,100株（18,800株）
関西ペイント	155,600	2,518.50	391,878,600	貸付有価証券 10,900株（9,800株）
中国塗料	44,100	3,565.00	157,216,500	貸付有価証券 300株
藤倉化成	24,700	615.00	15,190,500	貸付有価証券 1,000株（200株）
太陽ホールディングス	34,000	7,740.00	263,160,000	貸付有価証券 400株（400株）
ＤＩＣ	69,300	3,685.00	255,370,500	貸付有価証券 7,100株
サカタインクス	43,400	2,307.00	100,123,800	貸付有価証券 2,900株
ａｒｔｉｅｎｃｅ	36,600	3,185.00	116,571,000	貸付有価証券 800株
富士フイルムホールディングス	1,178,200	3,670.00	4,323,994,000	
資生堂	378,900	2,426.50	919,400,850	貸付有価証券 45,200株
ライオン	224,200	1,635.00	366,567,000	貸付有価証券 10,900株（700株）
高砂香料工業	13,200	8,140.00	107,448,000	
マンダム	38,700	1,487.00	57,546,900	貸付有価証券 400株
ミルボン	31,400	2,528.00	79,379,200	貸付有価証券 3,300株
コーセー	44,200	5,834.00	257,862,800	貸付有価証券 4,500株
コタ	19,800	1,403.00	27,779,400	貸付有価証券 1,800株（100株）
ポーラ・オルビスホールディングス	100,200	1,308.00	131,061,600	貸付有価証券 7,500株（3,100株）
ノエビアホールディングス	17,400	4,630.00	80,562,000	貸付有価証券 200株（200株）
新日本製薬	11,100	2,381.00	26,429,100	貸付有価証券 5,300株
Ｉ－ｎｅ	5,200	1,616.00	8,403,200	貸付有価証券 2,400株（800株）
アクシージア	12,300	466.00	5,731,800	貸付有価証券 5,500株
エステー	13,400	1,581.00	21,185,400	貸付有価証券 1,800株

コニシ	61,600	1,315.00	81,004,000	
長谷川香料	37,300	2,986.00	111,377,800	貸付有価証券 900株（900株）
小林製薬	51,200	5,454.00	279,244,800	貸付有価証券 700株（700株）
荒川化学工業	18,100	1,157.00	20,941,700	貸付有価証券 100株
メック	14,600	3,240.00	47,304,000	貸付有価証券 500株
日本高純度化学	4,900	3,110.00	15,239,000	
タカラバイオ	61,400	927.00	56,917,800	貸付有価証券 3,200株
ＪＣＵ	21,300	4,620.00	98,406,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ＯＡＴアグリオ	7,300	2,510.00	18,323,000	
デクセリアルズ	167,100	1,979.50	330,774,450	貸付有価証券 3,600株（3,200株）
アース製薬	17,800	5,250.00	93,450,000	
北興化学工業	14,500	1,626.00	23,577,000	貸付有価証券 1,800株
大成ラミックグループ	5,600	2,632.00	14,739,200	貸付有価証券 100株
クミアイ化学工業	87,300	845.00	73,768,500	貸付有価証券 600株（600株）
日本農薬	29,900	1,039.00	31,066,100	
アキレス	10,600	1,146.00	12,147,600	貸付有価証券 400株（100株）
有沢製作所	29,400	1,676.00	49,274,400	
日東電工	618,000	3,495.00	2,159,910,000	貸付有価証券 300株（300株）
レック	25,000	1,216.00	30,400,000	貸付有価証券 3,000株（500株）
三光合成	24,600	916.00	22,533,600	
ＺＡＣＲＯＳ	15,400	4,205.00	64,757,000	
前澤化成工業	13,800	2,279.00	31,450,200	貸付有価証券 3,400株（400株）
未来工業	9,300	3,925.00	36,502,500	貸付有価証券 1,000株
ＪＳＰ	16,000	2,001.00	32,016,000	
エフピコ	43,100	2,659.00	114,602,900	貸付有価証券 3,100株（3,000株）
信越ポリマー	42,100	1,886.00	79,400,600	
ニフコ	73,100	4,457.00	325,806,700	
バルカー	15,000	3,845.00	57,675,000	貸付有価証券 700株（500株）
ユニ・チャーム	1,221,400	993.20	1,213,094,480	貸付有価証券

				13,000株
協和キリン	229,800	2,601.00	597,709,800	貸付有価証券 11,800株（600株）
武田薬品工業	1,738,900	4,650.00	8,085,885,000	貸付有価証券 114,400株
アステラス製薬	1,714,200	1,724.00	2,955,280,800	
住友ファーマ	174,000	1,793.00	311,982,000	貸付有価証券 11,600株（6,600株）
塩野義製薬	648,200	2,693.50	1,745,926,700	
日本新薬	51,200	3,380.00	173,056,000	貸付有価証券 100株
中外製薬	611,700	6,678.00	4,084,932,600	貸付有価証券 26,300株
科研製薬	32,200	3,930.00	126,546,000	
エーザイ	255,000	5,322.00	1,357,110,000	貸付有価証券 600株（600株）
ロート製薬	206,500	2,587.50	534,318,750	
小野薬品工業	399,700	1,776.50	710,067,050	
久光製薬	38,300	4,340.00	166,222,000	貸付有価証券 9,000株
持田製薬	23,900	3,290.00	78,631,000	
参天製薬	348,900	1,641.00	572,544,900	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
扶桑薬品工業	7,600	2,207.00	16,773,200	貸付有価証券 300株
ツムラ	67,100	3,812.00	255,785,200	貸付有価証券 4,400株（2,300株）
キッセイ薬品工業	30,500	4,540.00	138,470,000	
生化学工業	37,300	677.00	25,252,100	貸付有価証券 4,200株
栄研化学	30,900	2,485.00	76,786,500	
ＪＣＲファーマ	66,100	660.00	43,626,000	貸付有価証券 17,800株
東和薬品	26,300	3,050.00	80,215,000	
富士製薬工業	14,500	1,590.00	23,055,000	
ゼリア新薬工業	31,000	2,124.00	65,844,000	貸付有価証券 2,100株（2,000株）
ネクセラファーマ	85,700	1,035.00	88,699,500	貸付有価証券 7,700株（6,100株）
第一三共	1,794,400	3,704.00	6,646,457,600	
杏林製薬	39,300	1,572.00	61,779,600	
大幸薬品	40,600	319.00	12,951,400	貸付有価証券 21,000株（500株）
ダイト	26,300	1,240.00	32,612,000	貸付有価証券 600株

		大塚ホールディングス	435,200	8,477.00	3,689,190,400	貸付有価証券 25,000株
		ペプチドリーム	94,700	1,715.00	162,410,500	貸付有価証券 8,000株（400株）
		セルソース	11,600	607.00	7,041,200	貸付有価証券 2,400株
		あすか製薬ホールディングス	16,800	2,501.00	42,016,800	
		サワイグループホールディングス	101,000	2,033.50	205,383,500	貸付有価証券 500株（500株）
		日本コークス工業	198,300	103.00	20,424,900	貸付有価証券 23,300株
		ニチレキグループ	20,800	2,806.00	58,364,800	貸付有価証券 800株（100株）
		ユシロ	10,100	2,376.00	23,997,600	貸付有価証券 200株
		富士石油	51,300	344.00	17,647,200	
		出光興産	845,100	1,014.00	856,931,400	貸付有価証券 17,600株
		ＥＮＥＯＳホールディングス	2,958,400	900.80	2,664,926,720	
		コスモエネルギーホールディングス	64,400	7,297.00	469,926,800	
		横浜ゴム	109,100	5,855.00	638,780,500	貸付有価証券 6,400株
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	123,500	3,949.00	487,701,500	貸付有価証券 8,900株（2,500株）
		ブリヂストン	572,000	6,996.00	4,001,712,000	貸付有価証券 72,200株
		住友ゴム工業	210,800	1,821.00	383,866,800	貸付有価証券 45,500株
		藤倉コンポジット	18,800	1,966.00	36,960,800	貸付有価証券 500株
		オカモト	10,300	5,150.00	53,045,000	貸付有価証券 200株（100株）
		フコク	11,500	1,932.00	22,218,000	
		ニッタ	19,200	4,175.00	80,160,000	
		住友理工	37,900	2,258.00	85,578,200	
		三ツ星ベルト	27,200	3,815.00	103,768,000	
		バンドー化学	29,000	2,057.00	59,653,000	貸付有価証券 400株（100株）
		日東紡績	22,000	6,800.00	149,600,000	貸付有価証券 4,800株
		ＡＧＣ	190,100	4,800.00	912,480,000	貸付有価証券 16,800株（100株）
		日本板硝子	101,100	531.00	53,684,100	貸付有価証券 28,300株（2,500株）
		日本電気硝子	65,200	4,835.00	315,242,000	貸付有価証券

				10,700株（1,800株）
オハラ	7,400	1,263.00	9,346,200	貸付有価証券 100株（100株）
住友大阪セメント	33,900	4,057.00	137,532,300	
太平洋セメント	120,600	4,189.00	505,193,400	
日本ヒューム	17,100	4,080.00	69,768,000	貸付有価証券 8,200株（700株）
日本コンクリート工業	37,900	361.00	13,681,900	貸付有価証券 12,700株（200株）
三谷セキサン	6,900	8,870.00	61,203,000	
アジアパイルホールディングス	27,800	1,319.00	36,668,200	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
東海カーボン	196,700	1,041.00	204,764,700	貸付有価証券 15,500株（1,500株）
日本カーボン	11,200	4,255.00	47,656,000	貸付有価証券 100株
東洋炭素	16,800	4,090.00	68,712,000	貸付有価証券 4,800株
ノリタケ	21,200	4,745.00	100,594,000	貸付有価証券 300株（100株）
ＴＯＴＯ	141,900	4,130.00	586,047,000	貸付有価証券 11,200株
日本碍子	217,100	2,416.50	524,622,150	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
日本特殊陶業	159,700	5,574.00	890,167,800	
ＭＡＲＵＷＡ	8,100	40,340.00	326,754,000	貸付有価証券 500株（500株）
品川リフラクトリーズ	24,000	1,944.00	46,656,000	貸付有価証券 300株
黒崎播磨	13,300	4,115.00	54,729,500	貸付有価証券 900株（600株）
ヨータイ	10,000	1,749.00	17,490,000	
フジミインコーポレーテッド	52,500	2,123.00	111,457,500	貸付有価証券 100株
ニチアス	49,400	5,812.00	287,112,800	貸付有価証券 200株
ニチハ	24,500	2,926.00	71,687,000	
日本製鉄	1,018,000	3,443.00	3,504,974,000	貸付有価証券 276,900株（14,900株）
神戸製鋼所	404,300	1,912.50	773,223,750	貸付有価証券 25,100株（10,100株）
中山製鋼所	41,400	699.00	28,938,600	貸付有価証券 2,100株（1,400株）
合同製鐵	11,200	4,325.00	48,440,000	
ＪＦＥホールディングス	605,700	1,975.00	1,196,257,500	貸付有価証券 5,600株

		東京製鐵	56,100	1,662.00	93,238,200	貸付有価証券 4,000株
		共英製鋼	19,600	2,396.00	46,961,600	貸付有価証券 400株
		大和工業	37,900	10,190.00	386,201,000	貸付有価証券 2,300株（400株）
		東京鐵鋼	8,900	6,190.00	55,091,000	
		大阪製鐵	9,200	2,770.00	25,484,000	貸付有価証券 4,400株
		淀川製鋼所	92,800	1,436.00	133,260,800	貸付有価証券 400株（400株）
		中部鋼鈑	16,300	2,291.00	37,343,300	貸付有価証券 1,600株
		丸一鋼管	61,200	3,920.00	239,904,000	
		モリ工業	25,500	950.00	24,225,000	貸付有価証券 200株
		大同特殊鋼	126,600	1,345.00	170,277,000	
		日本冶金工業	13,600	4,530.00	61,608,000	貸付有価証券 400株（100株）
		愛知製鋼	44,600	2,975.00	132,685,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
		大平洋金属	18,500	2,106.00	38,961,000	
		新日本電工	110,100	345.00	37,984,500	貸付有価証券 100株
		栗本鐵工所	9,300	8,120.00	75,516,000	貸付有価証券 1,700株（700株）
		三菱製鋼	14,900	1,805.00	26,894,500	貸付有価証券 200株（200株）
		日本精線	15,900	1,148.00	18,253,200	
		エンビプロ・ホールディングス	19,900	490.00	9,751,000	貸付有価証券 2,700株（600株）
		ＪＸ金属	507,400	1,570.00	796,618,000	貸付有価証券 7,500株
		大紀アルミニウム工業所	28,600	1,164.00	33,290,400	貸付有価証券 100株
		日本軽金属ホールディングス	58,700	2,157.00	126,615,900	
		三井金属鉱業	50,200	10,675.00	535,885,000	
		三菱マテリアル	143,700	2,600.00	373,620,000	貸付有価証券 4,000株
		住友金属鉱山	254,300	4,264.00	1,084,335,200	貸付有価証券 300株
		ＤＯＷＡホールディングス	54,200	5,512.00	298,750,400	貸付有価証券 1,200株（200株）
		古河機械金属	23,900	2,945.00	70,385,500	
		大阪チタニウムテクノロジーズ	34,900	2,779.00	96,987,100	貸付有価証券 16,400株（100株）

東邦チタニウム	41,500	1,758.00	72,957,000	
ＵＡＣＪ	27,000	6,350.00	171,450,000	
ＣＫサンエツ	4,800	4,150.00	19,920,000	
古河電気工業	66,900	8,880.00	594,072,000	貸付有価証券 1,600株
住友電気工業	694,200	4,236.00	2,940,631,200	貸付有価証券 2,300株（2,300株）
フジクラ	215,600	13,555.00	2,922,458,000	
ＳＷＣＣ	27,000	8,080.00	218,160,000	貸付有価証券 800株（800株）
平河ヒューテック	13,500	1,972.00	26,622,000	貸付有価証券 200株
リョービ	23,800	2,904.00	69,115,200	貸付有価証券 1,200株
ＡＲＥホールディングス	81,300	2,173.00	176,664,900	
稲葉製作所	11,200	1,697.00	19,006,400	貸付有価証券 5,400株
宮地エンジニアリンググループ	24,200	2,134.00	51,642,800	貸付有価証券 300株（100株）
トーカロ	58,000	2,124.00	123,192,000	貸付有価証券 1,600株
ＳＵＭＣＯ	382,700	1,289.00	493,300,300	貸付有価証券 35,300株（17,000株）
川田テクノロジーズ	12,700	4,085.00	51,879,500	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	13,500	3,685.00	49,747,500	貸付有価証券 700株
東洋製罐グループホールディングス	118,900	3,583.00	426,018,700	
ホッカンホールディングス	10,800	2,277.00	24,591,600	貸付有価証券 200株
コロナ	11,200	951.00	10,651,200	
横河ブリッジホールディングス	34,600	2,823.00	97,675,800	
三和ホールディングス	195,000	4,822.00	940,290,000	
文化シヤッター	52,600	2,403.00	126,397,800	貸付有価証券 6,300株（6,200株）
三協立山	25,300	659.00	16,672,700	貸付有価証券 6,000株（1,000株）
アルインコ	15,300	1,092.00	16,707,600	貸付有価証券 500株
ＬＩＸＩＬ	293,100	1,983.00	581,217,300	貸付有価証券 24,000株（4,500株）
ノーリツ	35,400	2,072.00	73,348,800	貸付有価証券 5,400株（800株）
長府製作所	20,000	1,899.00	37,980,000	
リンナイ	104,800	3,726.00	390,484,800	

日東精工	26,200	646.00	16,925,200	貸付有価証券 1,700株
岡部	35,900	957.00	34,356,300	貸付有価証券 600株
ジーテクト	22,400	2,045.00	45,808,000	貸付有価証券 500株
東プレ	35,400	2,253.00	79,756,200	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
高周波熱錬	27,600	1,262.00	34,831,200	貸付有価証券 600株
東京製綱	11,900	1,539.00	18,314,100	
サンコール	22,300	858.00	19,133,400	貸付有価証券 2,800株（2,600株）
パイオラックス	27,000	1,869.00	50,463,000	貸付有価証券 200株
エイチワン	20,700	1,517.00	31,401,900	貸付有価証券 100株
日本発條	168,400	1,994.00	335,789,600	貸付有価証券 4,900株
中央発條	13,000	3,355.00	43,615,000	貸付有価証券 6,100株（300株）
立川ブラインド工業	10,200	1,845.00	18,819,000	貸付有価証券 300株
日本製鋼所	59,600	8,923.00	531,810,800	貸付有価証券 500株
三浦工業	91,300	2,960.00	270,248,000	
タクマ	64,600	2,291.00	147,998,600	貸付有価証券 100株
ツガミ	42,000	2,258.00	94,836,000	
オークマ	34,400	3,515.00	120,916,000	
芝浦機械	25,300	4,220.00	106,766,000	貸付有価証券 100株
アマダ	263,000	1,902.50	500,357,500	
アイダエンジニアリング	44,100	930.00	41,013,000	貸付有価証券 7,700株
ＦＵＪＩ	85,500	2,778.50	237,561,750	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
牧野フライス製作所	21,800	11,560.00	252,008,000	
オーエスジー	70,100	2,052.00	143,845,200	貸付有価証券 32,900株（14,300株）
旭ダイヤモンド工業	49,200	848.00	41,721,600	貸付有価証券 2,500株
ＤＭＧ森精機	134,800	3,056.00	411,948,800	貸付有価証券 14,700株
ソディック	47,900	884.00	42,343,600	貸付有価証券 5,700株（3,500株）
ディスコ	94,800	37,730.00	3,576,804,000	

		日東工器	7,000	1,832.00	12,824,000	貸付有価証券 300株
		日進工具	16,400	815.00	13,366,000	貸付有価証券 300株（100株）
		冨士ダイス	14,600	859.00	12,541,400	
		リケンＮＰＲ	24,700	3,050.00	75,335,000	貸付有価証券 300株
		島精機製作所	31,300	1,078.00	33,741,400	貸付有価証券 4,600株
		オプトラン	32,300	1,655.00	53,456,500	貸付有価証券 5,000株（200株）
		イワキポンプ	13,100	2,483.00	32,527,300	貸付有価証券 200株
		フリュー	18,600	1,120.00	20,832,000	
		ヤマシンフィルタ	41,600	690.00	28,704,000	貸付有価証券 19,100株（600株）
		日阪製作所	20,900	1,392.00	29,092,800	貸付有価証券 100株
		やまびこ	32,100	2,472.00	79,351,200	貸付有価証券 400株（200株）
		野村マイクロ・サイエンス	32,500	3,350.00	108,875,000	貸付有価証券 3,300株
		平田機工	28,200	1,850.00	52,170,000	貸付有価証券 7,300株（6,600株）
		ＰＥＧＡＳＵＳ	21,700	670.00	14,539,000	貸付有価証券 600株（600株）
		マルマエ	7,600	1,726.00	13,117,600	貸付有価証券 2,800株（300株）
		タツモ	13,000	2,053.00	26,689,000	貸付有価証券 6,100株（2,700株）
		ナブテスコ	114,700	3,223.00	369,678,100	貸付有価証券 17,900株
		三井海洋開発	49,800	7,880.00	392,424,000	貸付有価証券 4,900株
		レオン自動機	20,700	1,411.00	29,207,700	貸付有価証券 800株
		ＳＭＣ	55,800	44,230.00	2,468,034,000	貸付有価証券 100株
		ホソカワミクロン	14,900	5,630.00	83,887,000	
		ユニオンツール	8,600	8,680.00	74,648,000	貸付有価証券 4,000株（3,200株）
		瑞光	16,800	1,002.00	16,833,600	貸付有価証券 4,200株
		オイレス工業	26,700	2,296.00	61,303,200	貸付有価証券 200株（200株）
		日精エー・エス・ビー機械	7,800	7,220.00	56,316,000	貸付有価証券 300株
		サトー	24,500	2,326.00	56,987,000	

		技研製作所	18,500	1,480.00	27,380,000	貸付有価証券 8,600株（1,200株）
		日本エアーテック	9,200	1,253.00	11,527,600	
		日精樹脂工業	13,000	889.00	11,557,000	貸付有価証券 1,400株
		ワイエイシイホールディングス	19,900	845.00	16,815,500	貸付有価証券 7,400株（900株）
		小松製作所	970,100	5,205.00	5,049,370,500	貸付有価証券 2,600株（2,600株）
		住友重機械工業	116,400	3,502.00	407,632,800	貸付有価証券 21,900株（400株）
		日立建機	78,400	4,924.00	386,041,600	貸付有価証券 100株
		日工	29,100	806.00	23,454,600	貸付有価証券 100株（100株）
		巴工業	23,000	1,722.00	39,606,000	貸付有価証券 600株（100株）
		井関農機	18,400	2,383.00	43,847,200	貸付有価証券 8,500株（1,000株）
		ＴＯＷＡ	60,200	1,821.00	109,624,200	貸付有価証券 28,500株（1,600株）
		北川鉄工所	7,700	1,680.00	12,936,000	貸付有価証券 300株
		ローツェ	102,800	1,698.00	174,554,400	貸付有価証券 12,400株
		クボタ	1,006,300	1,856.00	1,867,692,800	貸付有価証券 231,400株（2,700株）
		荏原実業	10,400	4,410.00	45,864,000	貸付有価証券 100株
		三菱化工機	20,800	2,916.00	60,652,800	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		月島ホールディングス	25,700	3,445.00	88,536,500	貸付有価証券 1,700株（900株）
		帝国電機製作所	12,300	3,230.00	39,729,000	貸付有価証券 800株
		新東工業	43,700	1,016.00	44,399,200	貸付有価証券 2,200株（800株）
		澁谷工業	18,500	3,420.00	63,270,000	貸付有価証券 600株（400株）
		アイチ　コーポレーション	32,600	1,369.00	44,629,400	貸付有価証券 200株
		小森コーポレーション	46,800	1,565.00	73,242,000	
		鶴見製作所	13,900	3,940.00	54,766,000	
		酒井重工業	7,700	2,173.00	16,732,100	貸付有価証券 100株
		荏原製作所	404,100	3,155.00	1,274,935,500	貸付有価証券 78,900株
		西島製作所	16,900	2,074.00	35,050,600	貸付有価証券

				2,500株
ＡＩＲＭＡＮ	19,800	2,063.00	40,847,400	貸付有価証券 300株
ダイキン工業	256,300	18,665.00	4,783,839,500	貸付有価証券 6,800株（6,800株）
オルガノ	30,400	11,820.00	359,328,000	貸付有価証券 300株
トーヨーカネツ	7,000	4,500.00	31,500,000	
栗田工業	110,100	5,181.00	570,428,100	貸付有価証券 4,400株（4,400株）
椿本チエイン	85,100	2,202.00	187,390,200	貸付有価証券 3,000株（2,100株）
木村化工機	15,000	1,047.00	15,705,000	
アネスト岩田	33,500	1,606.00	53,801,000	
ダイフク	332,100	4,815.00	1,599,061,500	貸付有価証券 32,800株（6,300株）
サムコ	5,300	2,921.00	15,481,300	貸付有価証券 2,100株（100株）
タダノ	103,800	1,092.00	113,349,600	貸付有価証券 100株
フジテック	63,200	5,632.00	355,942,400	貸付有価証券 1,000株
ＣＫＤ	54,400	2,464.00	134,041,600	
平和	65,500	2,217.00	145,213,500	貸付有価証券 300株
理想科学工業	31,500	1,214.00	38,241,000	貸付有価証券 6,400株
ＳＡＮＫＹＯ	227,300	3,005.00	683,036,500	
日本金銭機械	23,800	1,012.00	24,085,600	貸付有価証券 1,500株（300株）
マースグループホールディングス	13,200	3,235.00	42,702,000	貸付有価証券 400株
ガリレイ	28,900	3,650.00	105,485,000	貸付有価証券 100株（100株）
ダイコク電機	8,600	2,682.00	23,065,200	貸付有価証券 4,000株（100株）
竹内製作所	35,700	5,320.00	189,924,000	貸付有価証券 5,300株
アマノ	55,900	4,340.00	242,606,000	
ＪＵＫＩ	30,500	454.00	13,847,000	貸付有価証券 400株（400株）
ジャノメ	15,800	1,200.00	18,960,000	
マックス	23,700	5,760.00	136,512,000	
グローリー	51,500	3,853.00	198,429,500	貸付有価証券 100株
新晃工業	56,400	1,352.00	76,252,800	貸付有価証券 4,600株（4,600株）

		大和冷機工業	30,100	1,711.00	51,501,100	貸付有価証券 100株（100株）
		セガサミーホールディングス	161,200	3,154.00	508,424,800	貸付有価証券 4,900株（4,200株）
		ＴＰＲ	25,000	2,438.00	60,950,000	貸付有価証券 200株
		ツバキ・ナカシマ	45,500	370.00	16,835,000	貸付有価証券 2,600株
		ホシザキ	126,700	5,815.00	736,760,500	貸付有価証券 12,200株
		大豊工業	17,000	709.00	12,053,000	
		日本精工	364,300	797.90	290,674,970	
		ＮＴＮ	465,600	347.90	161,982,240	貸付有価証券 69,200株（54,700株）
		ジェイテクト	162,500	1,531.00	248,787,500	貸付有価証券 9,300株（4,100株）
		不二越	14,500	3,580.00	51,910,000	貸付有価証券 1,400株
		日本トムソン	53,600	671.00	35,965,600	貸付有価証券 4,600株
		ＴＨＫ	113,500	4,055.00	460,242,500	貸付有価証券 18,700株
		ＹＵＳＨＩＮ	18,200	631.00	11,484,200	貸付有価証券 600株（600株）
		前澤給装工業	14,100	1,501.00	21,164,100	
		イーグル工業	21,800	2,660.00	57,988,000	
		ＰＩＬＬＡＲ	18,200	4,080.00	74,256,000	
		キッツ	70,200	1,650.00	115,830,000	貸付有価証券 4,500株
		マキタ	244,800	5,139.00	1,258,027,200	
		三井Ｅ＆Ｓ	105,200	4,230.00	444,996,000	貸付有価証券 14,100株（4,300株）
		カナデビア	161,200	1,041.00	167,809,200	貸付有価証券 400株
		三菱重工業	3,441,400	3,727.00	12,826,097,800	
		ＩＨＩ	157,800	15,855.00	2,501,919,000	
		スター精密	31,800	1,692.00	53,805,600	貸付有価証券 100株
		キオクシアホールディングス	117,900	3,150.00	371,385,000	貸付有価証券 55,400株（30,500株）
		日清紡ホールディングス	148,100	1,183.50	175,276,350	貸付有価証券 29,400株
		イビデン	112,900	7,267.00	820,444,300	貸付有価証券 1,400株
		コニカミノルタ	439,500	549.50	241,505,250	

		ブラザー工業	262,900	2,659.00	699,051,100	
		ミネベアミツミ	342,300	2,695.50	922,669,650	貸付有価証券 3,400株（300株）
		日立製作所	5,006,100	3,931.00	19,678,979,100	
		三菱電機	2,001,700	3,659.00	7,324,220,300	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
		富士電機	119,700	9,770.00	1,169,469,000	
		安川電機	213,800	2,993.50	640,010,300	貸付有価証券 5,400株
		シンフォニアテクノロジー	19,500	7,500.00	146,250,000	貸付有価証券 300株
		明電舎	33,200	5,880.00	195,216,000	
		山洋電気	8,500	10,000.00	85,000,000	
		デンヨー	14,300	2,852.00	40,783,600	貸付有価証券 600株
		ＰＨＣホールディングス	36,800	1,109.00	40,811,200	貸付有価証券 6,800株
		ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	138,800	2,745.50	381,075,400	貸付有価証券 59,900株
		ソシオネクスト	196,600	2,810.50	552,544,300	貸付有価証券 13,000株（7,900株）
		東芝テック	29,400	2,987.00	87,817,800	
		芝浦メカトロニクス	14,300	10,380.00	148,434,000	
		マブチモーター	95,000	2,557.00	242,915,000	貸付有価証券 6,900株
		ニデック	869,000	2,536.50	2,204,218,500	
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,400	305.00	3,782,000	
		トレックス・セミコンダクター	9,300	1,634.00	15,196,200	
		東光高岳	10,700	3,175.00	33,972,500	貸付有価証券 400株
		ダブル・スコープ	60,400	254.00	15,341,600	貸付有価証券 25,900株（15,800株）
		ダイヘン	18,400	7,920.00	145,728,000	
		ヤーマン	38,300	812.00	31,099,600	貸付有価証券 16,700株（5,500株）
		ＪＶＣケンウッド	155,300	1,216.00	188,844,800	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ミマキエンジニアリング	16,300	1,819.00	29,649,700	貸付有価証券 1,700株（1,300株）
		大崎電気工業	42,200	1,306.00	55,113,200	貸付有価証券 900株
		オムロン	180,300	3,949.00	712,004,700	貸付有価証券 4,100株
		日東工業	26,500	3,575.00	94,737,500	貸付有価証券

				400株（400株）
ＩＤＥＣ	27,400	2,457.00	67,321,800	貸付有価証券 700株（700株）
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	87,800	3,427.00	300,890,600	貸付有価証券 5,900株
ＢＵＦＦＡＬＯ	3,700	3,675.00	13,597,500	貸付有価証券 1,700株
テクノメディカ	3,800	2,047.00	7,778,600	貸付有価証券 1,800株
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,000	578.00	4,624,000	貸付有価証券 1,400株
日本電気	1,391,700	4,458.00	6,204,198,600	
富士通	1,810,900	3,646.00	6,602,541,400	貸付有価証券 4,600株（4,600株）
沖電気工業	95,300	1,686.00	160,675,800	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
電気興業	7,900	2,086.00	16,479,400	
サンケン電気	20,100	7,760.00	155,976,000	貸付有価証券 4,700株（500株）
アイホン	11,900	2,850.00	33,915,000	貸付有価証券 900株（200株）
ルネサスエレクトロニクス	1,908,200	1,702.00	3,247,756,400	貸付有価証券 18,800株（18,800株）
セイコーエプソン	245,000	1,997.00	489,265,000	
ワコム	127,900	770.00	98,483,000	
アルバック	43,200	6,330.00	273,456,000	貸付有価証券 11,000株
アクセル	9,800	1,200.00	11,760,000	貸付有価証券 600株（200株）
ＥＩＺＯ	25,600	2,284.00	58,470,400	貸付有価証券 100株
日本信号	44,800	1,225.00	54,880,000	
京三製作所	45,800	540.00	24,732,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
能美防災	26,600	3,895.00	103,607,000	
ホーチキ	11,500	3,870.00	44,505,000	貸付有価証券 100株
エレコム	47,000	1,856.00	87,232,000	
パナソニック　ホールディングス	2,325,000	1,543.00	3,587,475,000	貸付有価証券 11,800株（11,800株）
シャープ	284,300	872.00	247,909,600	貸付有価証券 47,700株
アンリツ	138,600	1,716.00	237,837,600	貸付有価証券 24,400株（3,600株）
ソニーグループ	6,721,500	4,184.00	28,122,756,000	

ＴＤＫ	1,699,600	2,081.00	3,536,867,600	
帝国通信工業	8,600	2,457.00	21,130,200	
タムラ製作所	78,400	504.00	39,513,600	貸付有価証券 8,000株（7,800株）
アルプスアルパイン	159,800	1,850.00	295,630,000	
日本電波工業	18,500	935.00	17,297,500	
鈴木	10,500	2,119.00	22,249,500	
メイコー	19,500	9,910.00	193,245,000	
日本トリム	4,400	4,660.00	20,504,000	
フォスター電機	20,000	2,323.00	46,460,000	貸付有価証券 300株
ＳＭＫ	4,700	2,273.00	10,683,100	貸付有価証券 300株
ヨコオ	17,400	1,472.00	25,612,800	
ホシデン	48,200	2,320.00	111,824,000	貸付有価証券 2,500株
ヒロセ電機	28,600	19,335.00	552,981,000	
日本航空電子工業	51,200	2,546.00	130,355,200	
ＴＯＡ	19,900	1,154.00	22,964,600	貸付有価証券 200株
マクセル	37,600	2,153.00	80,952,800	貸付有価証券 300株（300株）
古野電気	23,200	5,780.00	134,096,000	貸付有価証券 3,300株（1,000株）
スミダコーポレーション	33,800	1,066.00	36,030,800	
アイコム	7,600	2,971.00	22,579,600	
リオン	8,100	2,663.00	21,570,300	貸付有価証券 100株
横河電機	215,300	4,390.00	945,167,000	
新電元工業	7,500	3,115.00	23,362,500	
アズビル	512,800	1,469.50	753,559,600	
日本光電工業	174,400	1,728.50	301,450,400	貸付有価証券 1,200株
チノー	8,100	2,620.00	21,222,000	貸付有価証券 3,800株
日本電子材料	12,000	2,890.00	34,680,000	貸付有価証券 2,500株（1,200株）
堀場製作所	36,900	11,730.00	432,837,000	貸付有価証券 3,600株
アドバンテスト	614,100	11,940.00	7,332,354,000	貸付有価証券 1,600株（100株）
エスペック	17,300	3,345.00	57,868,500	
キーエンス	194,900	55,890.00	10,892,961,000	貸付有価証券 1,300株（1,300株）

日置電機	10,200	6,090.00	62,118,000	貸付有価証券 400株
シスメックス	504,500	1,962.00	989,829,000	
日本マイクロニクス	32,100	4,575.00	146,857,500	貸付有価証券 15,000株（1,700株）
メガチップス	15,000	6,090.00	91,350,000	貸付有価証券 500株（500株）
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	10,600	4,325.00	45,845,000	貸付有価証券 2,800株（2,400株）
コーセル	24,000	1,240.00	29,760,000	貸付有価証券 3,200株
イリソ電子工業	19,600	3,045.00	59,682,000	貸付有価証券 500株
オプテックスグループ	33,000	1,971.00	65,043,000	貸付有価証券 1,700株
千代田インテグレ	5,900	3,180.00	18,762,000	
レーザーテック	75,600	16,000.00	1,209,600,000	貸付有価証券 28,600株
スタンレー電気	110,800	2,976.00	329,740,800	
ウシオ電機	74,100	2,232.00	165,391,200	貸付有価証券 600株
日本セラミック	15,900	3,400.00	54,060,000	
古河電池	14,300	1,395.00	19,948,500	貸付有価証券 1,400株（1,000株）
山一電機	15,900	3,305.00	52,549,500	貸付有価証券 100株
図研	17,800	5,080.00	90,424,000	
日本電子	45,100	4,965.00	223,921,500	
カシオ計算機	155,900	1,280.00	199,552,000	貸付有価証券 4,800株（3,500株）
ファナック	930,500	4,175.00	3,884,837,500	
日本シイエムケイ	57,100	358.00	20,441,800	貸付有価証券 14,300株（3,100株）
エンプラス	5,700	5,290.00	30,153,000	貸付有価証券 100株
大真空	21,100	593.00	12,512,300	貸付有価証券 7,200株（2,100株）
ローム	353,000	2,109.00	744,477,000	
浜松ホトニクス	325,600	1,568.00	510,540,800	貸付有価証券 9,400株
三井ハイテック	86,300	868.00	74,908,400	貸付有価証券 4,800株
京セラ	1,210,600	2,042.00	2,472,045,200	
太陽誘電	85,400	3,097.00	264,483,800	貸付有価証券 1,100株（900株）
村田製作所	1,716,400	2,524.50	4,333,051,800	貸付有価証券 17,100株（17,000

				株）
双葉電子工業	37,100	661.00	24,523,100	貸付有価証券 9,400株（3,000株）
ニチコン	45,900	1,394.00	63,984,600	
日本ケミコン	24,000	1,439.00	34,536,000	貸付有価証券 9,700株（1,000株）
ＫＯＡ	30,000	1,188.00	35,640,000	貸付有価証券 800株
市光工業	42,200	458.00	19,327,600	
小糸製作所	201,900	2,230.50	450,337,950	貸付有価証券 13,600株（13,600株）
ミツバ	36,500	997.00	36,390,500	貸付有価証券 4,500株
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	81,400	11,215.00	912,901,000	貸付有価証券 300株（300株）
キヤノン電子	21,500	2,683.00	57,684,500	
キヤノン	874,600	4,477.00	3,915,584,200	貸付有価証券 61,800株
リコー	498,200	1,391.00	692,996,200	貸付有価証券 900株
象印マホービン	52,900	1,688.00	89,295,200	貸付有価証券 6,700株（5,900株）
東京エレクトロン	412,400	20,600.00	8,495,440,000	
イノテック	14,000	1,555.00	21,770,000	貸付有価証券 200株
トヨタ紡織	82,000	2,501.00	205,082,000	貸付有価証券 500株（500株）
ユニプレス	32,800	1,274.00	41,787,200	貸付有価証券 800株
豊田自動織機	166,200	16,595.00	2,758,089,000	貸付有価証券 500株（500株）
モリタホールディングス	30,800	2,320.00	71,456,000	
三櫻工業	27,000	899.00	24,273,000	貸付有価証券 600株（600株）
デンソー	1,908,900	2,204.50	4,208,170,050	
東海理化電機製作所	52,000	2,777.00	144,404,000	貸付有価証券 1,500株（1,400株）
川崎重工業	146,800	9,082.00	1,333,237,600	貸付有価証券 48,300株（5,000株）
名村造船所	55,600	3,275.00	182,090,000	貸付有価証券 3,300株（300株）
日本車輌製造	7,500	2,850.00	21,375,000	
三菱ロジスネクスト	31,100	1,839.00	57,192,900	貸付有価証券 6,300株
日産自動車	2,435,500	353.20	860,218,600	貸付有価証券 1,118,000株 （289,400株）

		いすゞ自動車	571,900	2,001.00	1,144,371,900	貸付有価証券 700株（700株）
		トヨタ自動車	10,357,900	2,970.00	30,762,963,000	
		日野自動車	293,100	390.80	114,543,480	貸付有価証券 8,500株
		三菱自動車工業	744,900	423.90	315,763,110	貸付有価証券 262,400株（35,100株）
		武蔵精密工業	47,800	3,165.00	151,287,000	貸付有価証券 4,000株
		日産車体	29,600	1,224.00	36,230,400	貸付有価証券 1,700株（300株）
		新明和工業	56,100	1,797.00	100,811,700	貸付有価証券 3,200株（3,200株）
		極東開発工業	26,300	2,773.00	72,929,900	
		トピー工業	15,800	3,060.00	48,348,000	貸付有価証券 1,000株
		ティラド	4,300	6,810.00	29,283,000	
		タチエス	36,000	2,070.00	74,520,000	貸付有価証券 900株（900株）
		ＮＯＫ	75,700	2,697.50	204,200,750	
		フタバ産業	58,700	990.00	58,113,000	貸付有価証券 1,300株
		カヤバ	33,100	4,000.00	132,400,000	貸付有価証券 100株
		大同メタル工業	38,100	944.00	35,966,400	貸付有価証券 3,200株（1,000株）
		プレス工業	72,900	674.00	49,134,600	貸付有価証券 2,500株
		太平洋工業	44,700	2,446.00	109,336,200	貸付有価証券 3,400株（200株）
		アイシン	387,100	2,659.50	1,029,492,450	貸付有価証券 11,100株（11,100株）
		マツダ	598,500	1,176.00	703,836,000	貸付有価証券 29,800株（6,500株）
		本田技研工業	4,616,700	1,694.00	7,820,689,800	貸付有価証券 1,500株
		スズキ	1,574,600	2,054.00	3,234,228,400	
		ＳＵＢＡＲＵ	587,500	3,120.00	1,833,000,000	
		ヤマハ発動機	964,400	1,133.50	1,093,147,400	貸付有価証券 225,200株（3,500株）
		エクセディ	31,900	5,490.00	175,131,000	
		豊田合成	55,800	3,816.00	212,932,800	貸付有価証券 100株
		愛三工業	37,000	2,002.00	74,074,000	貸付有価証券 300株

ヨロズ	20,100	1,003.00	20,160,300	貸付有価証券 100株
エフ・シー・シー	34,100	3,245.00	110,654,500	
シマノ	83,100	16,920.00	1,406,052,000	貸付有価証券 14,100株
テイ・エス　テック	72,300	1,936.00	139,972,800	貸付有価証券 700株
リガク・ホールディングス	117,100	911.00	106,678,100	貸付有価証券 10,300株
北里コーポレーション	15,300	1,525.00	23,332,500	
テルモ	1,294,600	2,657.50	3,440,399,500	
日機装	45,400	1,527.00	69,325,800	貸付有価証券 4,000株（600株）
日本エム・ディ・エム	15,400	516.00	7,946,400	貸付有価証券 200株（200株）
島津製作所	280,400	3,642.00	1,021,216,800	貸付有価証券 3,100株（2,500株）
ＪＭＳ	18,000	451.00	8,118,000	貸付有価証券 1,000株
長野計器	12,700	2,095.00	26,606,500	貸付有価証券 3,100株
ブイ・テクノロジー	9,500	3,055.00	29,022,500	貸付有価証券 100株
東京計器	13,700	4,205.00	57,608,500	貸付有価証券 6,300株
愛知時計電機	9,300	2,904.00	27,007,200	貸付有価証券 100株（100株）
インターアクション	11,700	1,402.00	16,403,400	貸付有価証券 1,000株（900株）
東京精密	40,000	8,435.00	337,400,000	貸付有価証券 3,500株（3,500株）
マニー	78,000	1,310.00	102,180,000	貸付有価証券 7,800株（5,800株）
ニコン	291,700	1,701.50	496,327,550	貸付有価証券 43,200株（4,000株）
トプコン	110,500	3,294.00	363,987,000	
オリンパス	1,079,000	1,875.50	2,023,664,500	貸付有価証券 1,400株
理研計器	27,600	3,090.00	85,284,000	貸付有価証券 700株（700株）
タムロン	99,600	1,044.00	103,982,400	貸付有価証券 21,900株
ＨＯＹＡ	375,000	20,755.00	7,783,125,000	
ノーリツ鋼機	54,800	1,770.00	96,996,000	貸付有価証券 4,100株（900株）
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,300	2,010.00	48,843,000	
朝日インテック	237,500	2,707.00	642,912,500	貸付有価証券

				1,200株
シチズン時計	179,200	1,067.00	191,206,400	貸付有価証券 20,300株
メニコン	72,700	1,235.00	89,784,500	貸付有価証券 9,600株（3,700株）
松風	19,600	1,992.00	39,043,200	貸付有価証券 600株
セイコーグループ	30,200	6,900.00	208,380,000	貸付有価証券 100株
ニプロ	162,400	1,565.00	254,156,000	貸付有価証券 2,300株（2,300株）
三井松島ホールディングス	13,300	6,620.00	88,046,000	貸付有価証券 5,500株
パラマウントベッドホールディングス	42,000	2,723.00	114,366,000	貸付有価証券 600株
トランザクション	21,400	1,191.00	25,487,400	貸付有価証券 4,300株（2,400株）
ニホンフラッシュ	16,400	815.00	13,366,000	貸付有価証券 300株
前田工繊	39,700	1,855.00	73,643,500	貸付有価証券 1,100株（300株）
アートネイチャー	20,000	811.00	16,220,000	貸付有価証券 9,500株
フルヤ金属	16,600	2,725.00	45,235,000	貸付有価証券 5,200株
バンダイナムコホールディングス	521,000	5,000.00	2,605,000,000	
ＳＨＯＥＩ	50,900	1,870.00	95,183,000	貸付有価証券 3,300株（1,100株）
フランスベッドホールディングス	25,300	1,296.00	32,788,800	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
パイロットコーポレーション	29,800	4,598.00	137,020,400	貸付有価証券 400株（100株）
萩原工業	13,000	1,681.00	21,853,000	貸付有価証券 6,200株
フジシールインターナショナル	43,800	2,925.00	128,115,000	貸付有価証券 500株（500株）
タカラトミー	81,900	3,321.00	271,989,900	貸付有価証券 200株（200株）
広済堂ホールディングス	73,600	434.00	31,942,400	貸付有価証券 28,200株（2,100株）
プロネクサス	20,200	1,146.00	23,149,200	貸付有価証券 100株
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	236,200	3,936.00	929,683,200	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
大日本印刷	382,200	2,621.00	1,001,746,200	
共同印刷	22,000	1,578.00	34,716,000	貸付有価証券 400株
ＮＩＳＳＨＡ	37,100	1,429.00	53,015,900	貸付有価証券 3,900株（200株）

ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,500	4,020.00	42,210,000	
アシックス	749,200	4,114.00	3,082,208,800	貸付有価証券 32,300株
ツツミ	4,600	2,269.00	10,437,400	貸付有価証券 200株
ローランド	15,500	3,420.00	53,010,000	貸付有価証券 400株（200株）
小松ウオール工業	12,900	2,674.00	34,494,600	貸付有価証券 200株
ヤマハ	329,900	1,022.00	337,157,800	貸付有価証券 400株（400株）
河合楽器製作所	5,900	2,601.00	15,345,900	
クリナップ	19,100	777.00	14,840,700	
ピジョン	115,200	1,866.00	214,963,200	貸付有価証券 15,600株
キングジム	17,200	848.00	14,585,600	貸付有価証券 8,200株（5,200株）
リンテック	37,000	3,580.00	132,460,000	
イトーキ	42,800	2,385.00	102,078,000	貸付有価証券 6,500株
任天堂	1,230,200	13,790.00	16,964,458,000	
三菱鉛筆	26,700	2,136.00	57,031,200	貸付有価証券 6,500株（3,900株）
タカラスタンダード	44,100	2,705.00	119,290,500	
コクヨ	404,800	928.20	375,735,360	貸付有価証券 47,900株
ナカバヤシ	21,000	588.00	12,348,000	貸付有価証券 700株
グローブライド	19,200	2,422.00	46,502,400	貸付有価証券 1,200株
オカムラ	58,700	2,430.00	142,641,000	
美津濃	58,100	2,638.00	153,267,800	貸付有価証券 3,000株（1,500株）
グリムス	8,700	2,553.00	22,211,100	
東京電力ホールディングス	1,639,300	761.50	1,248,326,950	貸付有価証券 446,200株
中部電力	718,000	2,086.00	1,497,748,000	
関西電力	950,500	2,116.00	2,011,258,000	
中国電力	338,500	883.90	299,200,150	貸付有価証券 107,800株
北陸電力	199,200	931.40	185,534,880	貸付有価証券 86,600株
東北電力	513,000	1,145.00	587,385,000	
四国電力	181,500	1,389.00	252,103,500	貸付有価証券 200株（200株）

九州電力	449,200	1,564.50	702,773,400	貸付有価証券 4,400株（3,700株）
北海道電力	203,900	1,191.50	242,946,850	貸付有価証券 95,800株
沖縄電力	49,800	1,018.00	50,696,400	貸付有価証券 4,400株（100株）
電源開発	146,700	2,868.00	420,735,600	
エフオン	14,200	437.00	6,205,400	
イーレックス	38,000	739.00	28,082,000	貸付有価証券 17,000株（7,500株）
レノバ	53,200	953.00	50,699,600	貸付有価証券 5,200株
東京瓦斯	351,500	5,715.00	2,008,822,500	
大阪瓦斯	376,900	4,327.00	1,630,846,300	
東邦瓦斯	71,600	4,477.00	320,553,200	貸付有価証券 1,500株（400株）
北海道瓦斯	58,200	675.00	39,285,000	貸付有価証券 1,300株
広島ガス	41,200	386.00	15,903,200	貸付有価証券 600株（400株）
西部ガスホールディングス	20,300	1,999.00	40,579,700	
静岡ガス	44,400	1,147.00	50,926,800	貸付有価証券 1,800株
メタウォーター	25,800	3,060.00	78,948,000	
ＳＢＳホールディングス	17,400	3,765.00	65,511,000	貸付有価証券 2,700株
東武鉄道	205,300	2,780.00	570,734,000	
相鉄ホールディングス	64,400	2,662.50	171,465,000	
東急	546,400	1,911.00	1,044,170,400	貸付有価証券 18,300株（17,800株）
京浜急行電鉄	241,100	1,595.00	384,554,500	貸付有価証券 35,200株（10,900株）
小田急電鉄	322,200	1,755.00	565,461,000	貸付有価証券 6,300株
京王電鉄	95,900	3,905.00	374,489,500	貸付有価証券 2,700株（2,400株）
京成電鉄	339,200	1,430.50	485,225,600	
富士急行	24,000	2,358.00	56,592,000	貸付有価証券 11,300株（1,400株）
東日本旅客鉄道	1,074,500	3,795.00	4,077,727,500	貸付有価証券 12,800株（12,800株）
西日本旅客鉄道	480,500	3,372.00	1,620,246,000	
東海旅客鉄道	750,500	4,156.00	3,119,078,000	

東京地下鉄	434,400	1,746.00	758,462,400	貸付有価証券 204,800株（11,500株）
西武ホールディングス	212,100	5,478.00	1,161,883,800	貸付有価証券 800株
鴻池運輸	33,200	3,390.00	112,548,000	
西日本鉄道	56,400	2,323.50	131,045,400	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
ハマキョウレックス	66,500	1,558.00	103,607,000	貸付有価証券 600株
サカイ引越センター	24,700	2,989.00	73,828,300	貸付有価証券 5,100株
近鉄グループホールディングス	208,400	3,079.00	641,663,600	貸付有価証券 13,300株（7,100株）
阪急阪神ホールディングス	258,100	4,416.00	1,139,769,600	貸付有価証券 1,700株
南海電気鉄道	86,800	2,760.00	239,568,000	貸付有価証券 40,700株
京阪ホールディングス	101,200	3,466.00	350,759,200	貸付有価証券 200株
神戸電鉄	5,300	2,590.00	13,727,000	貸付有価証券 2,500株
名古屋鉄道	215,000	1,753.50	377,002,500	貸付有価証券 12,000株（1,300株）
山陽電気鉄道	14,600	2,112.00	30,835,200	貸付有価証券 7,000株
ヤマトホールディングス	236,400	2,506.50	592,536,600	貸付有価証券 9,300株（8,700株）
山九	44,500	8,179.00	363,965,500	
丸全昭和運輸	12,000	7,330.00	87,960,000	
センコーグループホールディングス	128,000	2,092.00	267,776,000	貸付有価証券 1,000株
ニッコンホールディングス	110,600	3,253.00	359,781,800	貸付有価証券 47,900株（47,600株）
福山通運	20,800	3,745.00	77,896,000	
セイノーホールディングス	95,700	2,313.50	221,401,950	貸付有価証券 100株（100株）
神奈川中央交通	5,500	3,690.00	20,295,000	貸付有価証券 2,500株
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,300	1,101.00	66,390,300	貸付有価証券 20,300株（6,200株）
九州旅客鉄道	149,000	4,168.00	621,032,000	
ＳＧホールディングス	326,600	1,618.50	528,602,100	貸付有価証券 20,600株
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	209,200	3,453.00	722,367,600	貸付有価証券 35,900株（5,800株）
日本郵船	379,600	5,544.00	2,104,502,400	

		商船三井	370,200	4,861.00	1,799,542,200	貸付有価証券 7,400株
		川崎汽船	419,200	2,341.00	981,347,200	貸付有価証券 172,400株（152,700株）
		ＮＳユナイテッド海運	12,200	5,360.00	65,392,000	貸付有価証券 200株
		飯野海運	71,400	1,237.00	88,321,800	貸付有価証券 3,300株
		乾汽船	24,700	1,659.00	40,977,300	貸付有価証券 11,600株
		日本航空	445,900	3,152.00	1,405,476,800	
		ＡＮＡホールディングス	529,300	2,966.50	1,570,168,450	貸付有価証券 6,600株
		三菱倉庫	193,200	1,238.50	239,278,200	
		三井倉庫ホールディングス	60,100	4,280.00	257,228,000	
		住友倉庫	56,600	3,155.00	178,573,000	
		澁澤倉庫	8,900	4,580.00	40,762,000	貸付有価証券 900株（100株）
		日本トランスシティ	39,100	1,181.00	46,177,100	貸付有価証券 1,200株
		中央倉庫	11,500	1,447.00	16,640,500	貸付有価証券 200株
		安田倉庫	13,300	2,116.00	28,142,800	
		上組	85,400	4,545.00	388,143,000	
		キユーソー流通システム	11,100	3,450.00	38,295,000	
		エーアイテイー	12,200	2,109.00	25,729,800	貸付有価証券 500株（500株）
		日本コンセプト	3,000	3,040.00	9,120,000	貸付有価証券 800株（500株）
		クロスキャット	11,200	1,149.00	12,868,800	
		システナ	279,300	492.00	137,415,600	貸付有価証券 6,700株（6,700株）
		デジタルアーツ	12,400	7,990.00	99,076,000	貸付有価証券 3,500株（1,800株）
		日鉄ソリューションズ	66,700	3,533.00	235,651,100	貸付有価証券 32,100株
		キューブシステム	10,300	1,201.00	12,370,300	貸付有価証券 4,900株
		コア	8,600	2,060.00	17,716,000	
		手間いらず	2,800	3,020.00	8,456,000	
		ラクーンホールディングス	14,600	696.00	10,161,600	貸付有価証券 7,000株
		ソリトンシステムズ	10,100	1,405.00	14,190,500	
		ソフトクリエイトホールディングス	14,100	2,398.00	33,811,800	貸付有価証券 1,100株

ＴＩＳ	206,600	4,999.00	1,032,793,400	
グリーホールディングス	65,500	452.00	29,606,000	貸付有価証券 3,800株
ＧＭＯペパボ	2,400	1,730.00	4,152,000	
コーエーテクモホールディングス	146,900	1,912.50	280,946,250	貸付有価証券 37,400株（2,000株）
三菱総合研究所	9,400	4,855.00	45,637,000	貸付有価証券 100株
ファインデックス	13,600	846.00	11,505,600	貸付有価証券 600株（600株）
ブレインパッド	14,600	1,264.00	18,454,400	貸付有価証券 6,900株
ＫＬａｂ	52,800	177.00	9,345,600	貸付有価証券 15,700株
ポールトゥウィンホールディングス	27,800	375.00	10,425,000	貸付有価証券 8,500株（200株）
ネクソン	480,100	3,406.00	1,635,220,600	貸付有価証券 39,900株（4,300株）
アイスタイル	66,900	581.00	38,868,900	貸付有価証券 23,300株（7,600株）
エムアップホールディングス	23,900	2,232.00	53,344,800	
エイチームホールディングス	15,200	1,109.00	16,856,800	貸付有価証券 7,200株（1,000株）
セルシス	26,400	1,842.00	48,628,800	貸付有価証券 200株
エニグモ	21,700	302.00	6,553,400	貸付有価証券 10,100株
コロプラ	66,400	530.00	35,192,000	貸付有価証券 4,300株
ブロードリーフ	71,300	720.00	51,336,000	貸付有価証券 1,200株
デジタルハーツホールディングス	13,900	954.00	13,260,600	
メディアドゥ	8,800	1,926.00	16,948,800	貸付有価証券 200株（100株）
じげん	48,100	535.00	25,733,500	貸付有価証券 22,800株
ブイキューブ	25,000	157.00	3,925,000	貸付有価証券 11,000株（7,200株）
フィックスターズ	27,000	1,813.00	48,951,000	貸付有価証券 12,200株（6,900株）
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,100	2,096.00	23,265,600	貸付有価証券 5,200株
オプティム	20,100	587.00	11,798,700	貸付有価証券 9,400株（1,200株）
セレス	8,800	2,450.00	21,560,000	貸付有価証券 4,200株
ＳＨＩＦＴ	175,400	1,422.00	249,418,800	

		セック	3,400	4,470.00	15,198,000	貸付有価証券 600株
		テクマトリックス	42,200	2,064.00	87,100,800	
		プロシップ	8,600	3,215.00	27,649,000	貸付有価証券 2,100株（800株）
		ガンホー・オンライン・エンターテイメント	45,400	2,829.00	128,436,600	
		ＧＭＯペイメントゲートウェイ	39,000	8,393.00	327,327,000	貸付有価証券 2,000株（1,400株）
		システムリサーチ	13,400	2,143.00	28,716,200	貸付有価証券 6,400株
		インターネットイニシアティブ	106,900	2,755.00	294,509,500	
		さくらインターネット	30,500	2,970.00	90,585,000	貸付有価証券 14,700株（900株）
		ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	6,000	2,197.00	13,182,000	
		ＳＲＡホールディングス	11,100	4,825.00	53,557,500	
		朝日ネット	21,000	694.00	14,574,000	貸付有価証券 1,100株（200株）
		ｅＢＡＳＥ	27,500	507.00	13,942,500	貸付有価証券 800株
		アバントグループ	27,400	1,511.00	41,401,400	貸付有価証券 1,000株
		アドソル日進	15,600	1,339.00	20,888,400	
		フリービット	10,200	1,583.00	16,146,600	貸付有価証券 500株
		コムチュア	25,800	1,701.00	43,885,800	貸付有価証券 1,700株（1,100株）
		アステリア	15,300	1,668.00	25,520,400	貸付有価証券 7,200株（2,900株）
		アイル	10,900	3,025.00	32,972,500	貸付有価証券 600株（300株）
		マークラインズ	11,600	2,128.00	24,684,800	貸付有価証券 200株（200株）
		メディカル・データ・ビジョン	20,400	597.00	12,178,800	貸付有価証券 9,600株（1,400株）
		ｇｕｍｉ	36,100	611.00	22,057,100	貸付有価証券 17,100株（1,100株）
		テラスカイ	7,500	2,138.00	16,035,000	貸付有価証券 3,500株（800株）
		デジタル・インフォメーション・テクノロジ	11,300	2,390.00	27,007,000	貸付有価証券 500株（100株）
		ネオジャパン	5,100	2,019.00	10,296,900	
		ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	2,903.00	11,321,700	貸付有価証券 300株
		ラクス	92,000	2,719.50	250,194,000	貸付有価証券 4,800株

		ダブルスタンダード	6,900	1,780.00	12,282,000	貸付有価証券 100株
		オープンドア	13,700	479.00	6,562,300	貸付有価証券 6,600株（1,100株）
		アカツキ	9,500	2,890.00	27,455,000	
		Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,200	1,108.00	6,869,600	貸付有価証券 900株（100株）
		カナミックネットワーク	24,500	519.00	12,715,500	貸付有価証券 600株（400株）
		チェンジホールディングス	48,400	1,112.00	53,820,800	貸付有価証券 21,600株（6,200株）
		オークネット	18,000	1,910.00	34,380,000	貸付有価証券 400株
		オロ	8,100	2,779.00	22,509,900	貸付有価証券 3,900株
		ユーザーローカル	9,500	2,072.00	19,684,000	貸付有価証券 400株
		ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	23,300	3,690.00	85,977,000	貸付有価証券 4,700株
		マネーフォワード	44,500	6,291.00	279,949,500	貸付有価証券 12,200株（6,200株）
		ＧＭＯフィナンシャルゲート	3,200	6,170.00	19,744,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	17,100	468.00	8,002,800	貸付有価証券 2,300株（1,000株）
		プラスアルファ・コンサルティング	24,800	2,452.00	60,809,600	貸付有価証券 5,700株（200株）
		電算システムホールディングス	8,700	3,515.00	30,580,500	貸付有価証券 4,100株（300株）
		Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	74,700	1,617.00	120,789,900	貸付有価証券 25,600株（12,900株）
		ビジョナル	23,400	11,320.00	264,888,000	
		ハイマックス	6,100	1,223.00	7,460,300	
		野村総合研究所	423,500	5,727.00	2,425,384,500	貸付有価証券 500株
		日本システム技術	18,100	2,133.00	38,607,300	貸付有価証券 2,300株（200株）
		インテージホールディングス	14,700	1,824.00	26,812,800	
		東邦システムサイエンス	9,100	1,243.00	11,311,300	貸付有価証券 4,300株（100株）
		ソースネクスト	101,400	178.00	18,049,200	貸付有価証券 19,100株
		シンプレクス・ホールディングス	38,600	4,365.00	168,489,000	貸付有価証券 1,300株
		ＨＥＲＯＺ	7,700	1,127.00	8,677,900	貸付有価証券 400株
		ラクスル	38,900	1,361.00	52,942,900	貸付有価証券

				800株
メルカリ	107,800	2,327.00	250,850,600	貸付有価証券 17,200株（7,000株）
ＩＰＳ	5,700	3,105.00	17,698,500	貸付有価証券 2,400株
システムサポートホールディングス	6,800	2,841.00	19,318,800	
ボードルア	5,300	2,928.00	15,518,400	
イーソル	13,100	549.00	7,191,900	貸付有価証券 1,000株（200株）
ウイングアーク１ｓｔ	20,400	3,325.00	67,830,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	7,800	1,122.00	8,751,600	貸付有価証券 3,700株
サーバーワークス	3,500	2,050.00	7,175,000	
Ｓａｎｓａｎ	55,300	1,917.00	106,010,100	貸付有価証券 400株（400株）
ギフティ	15,100	1,214.00	18,331,400	貸付有価証券 6,200株
メドレー	23,900	2,462.00	58,841,800	貸付有価証券 11,200株（2,000株）
ベース	8,200	3,590.00	29,438,000	
ＪＭＤＣ	23,800	4,417.00	105,124,600	貸付有価証券 2,100株（1,500株）
フォーカスシステムズ	13,100	1,624.00	21,274,400	貸付有価証券 100株（100株）
クレスコ	30,600	1,682.00	51,469,200	貸付有価証券 500株（300株）
フジ・メディア・ホールディングス	187,700	3,383.00	634,989,100	貸付有価証券 23,700株（5,400株）
オービック	362,900	5,301.00	1,923,732,900	
ジャストシステム	28,100	4,770.00	134,037,000	貸付有価証券 200株（100株）
ＴＤＣソフト	32,900	1,390.00	45,731,000	貸付有価証券 500株
ＬＩＮＥヤフー	3,036,000	479.30	1,455,154,800	貸付有価証券 64,400株（62,900株）
トレンドマイクロ	112,900	7,940.00	896,426,000	貸付有価証券 10,000株
ＩＤホールディングス	12,600	2,275.00	28,665,000	
日本オラクル	37,400	15,160.00	566,984,000	貸付有価証券 2,600株
アルファシステムズ	6,100	3,740.00	22,814,000	貸付有価証券 700株
フューチャー	41,700	2,226.00	92,824,200	貸付有価証券 100株
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇ	12,000	2,140.00	25,680,000	貸付有価証券

s				200株（100株）
オービックビジネスコンサルタント	33,000	8,769.00	289,377,000	
アイティフォー	22,400	1,481.00	33,174,400	貸付有価証券 500株
東計電算	5,500	4,020.00	22,110,000	
大塚商会	221,500	3,100.00	686,650,000	貸付有価証券 90,000株
サイボウズ	26,900	3,610.00	97,109,000	貸付有価証券 600株
電通総研	23,700	6,580.00	155,946,000	貸付有価証券 1,100株（100株）
デジタルガレージ	31,200	3,720.00	116,064,000	
ＥＭシステムズ	25,700	777.00	19,968,900	貸付有価証券 100株（100株）
ウェザーニューズ	15,500	4,765.00	73,857,500	貸付有価証券 500株（200株）
ＣＩＪ	53,500	489.00	26,161,500	貸付有価証券 400株（400株）
ビジネスエンジニアリング	4,600	5,900.00	27,140,000	貸付有価証券 100株
ＷＯＷＯＷ	14,700	1,727.00	25,386,900	貸付有価証券 6,900株（1,400株）
スカラ	18,100	422.00	7,638,200	貸付有価証券 2,400株（100株）
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,700	4,750.00	126,825,000	貸付有価証券 10,200株（4,800株）
システムソフト	68,000	62.00	4,216,000	貸付有価証券 31,900株
アルゴグラフィックス	16,000	4,790.00	76,640,000	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
マーベラス	36,300	571.00	20,727,300	貸付有価証券 6,500株
エイベックス	36,700	1,304.00	47,856,800	貸付有価証券 1,000株
ＢＩＰＲＯＧＹ	66,000	6,344.00	418,704,000	
都築電気	11,100	3,170.00	35,187,000	
ＴＢＳホールディングス	96,500	5,523.00	532,969,500	貸付有価証券 700株
日本テレビホールディングス	173,000	4,038.00	698,574,000	貸付有価証券 20,500株（3,300株）
朝日放送グループホールディングス	24,400	777.00	18,958,800	貸付有価証券 11,600株
テレビ朝日ホールディングス	47,400	3,255.00	154,287,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	151,800	1,346.00	204,322,800	
テレビ東京ホールディン	12,100	4,715.00	57,051,500	

グス				
ビジョン	40,800	1,253.00	51,122,400	貸付有価証券 4,200株
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	65,700	2,058.00	135,210,600	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
日本通信	157,200	146.00	22,951,200	貸付有価証券 73,800株（63,000株）
ＮＴＴ	58,128,500	158.80	9,230,805,800	貸付有価証券 257,000株
ＫＤＤＩ	2,746,300	2,513.50	6,902,825,050	
ソフトバンク	31,367,000	227.40	7,132,855,800	貸付有価証券 200株
光通信	22,600	39,200.00	885,920,000	
エムティーアイ	13,200	834.00	11,008,800	貸付有価証券 4,700株（400株）
ＧＭＯインターネットグループ	63,100	3,880.00	244,828,000	貸付有価証券 1,800株
ファイバーゲート	7,500	707.00	5,302,500	貸付有価証券 2,600株（1,000株）
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	100,000	3,295.00	329,500,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
学研ホールディングス	35,800	1,050.00	37,590,000	貸付有価証券 1,400株（100株）
ゼンリン	33,400	1,125.00	37,575,000	貸付有価証券 5,800株
アイネット	11,300	1,721.00	19,447,300	貸付有価証券 400株
松竹	11,200	12,420.00	139,104,000	貸付有価証券 100株
東宝	115,400	9,259.00	1,068,488,600	貸付有価証券 8,000株
東映	32,300	5,240.00	169,252,000	
ピー・シー・エー	12,800	1,962.00	25,113,600	
ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,936.00	24,368,800	貸付有価証券 700株
ＤＴＳ	33,300	5,140.00	171,162,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	98,200	10,015.00	983,473,000	貸付有価証券 200株
シーイーシー	23,600	2,318.00	54,704,800	
カプコン	388,400	4,011.00	1,557,872,400	
アイ・エス・ビー	9,200	1,677.00	15,428,400	貸付有価証券 300株
ＳＣＳＫ	159,600	4,790.00	764,484,000	
ＮＳＷ	8,700	2,612.00	22,724,400	貸付有価証券 700株
アイネス	15,200	1,958.00	29,761,600	貸付有価証券

				100株
ＴＫＣ	30,500	4,375.00	133,437,500	貸付有価証券 100株（100株）
ＮＳＤ	75,200	3,243.00	243,873,600	貸付有価証券 400株
コナミグループ	73,200	21,835.00	1,598,322,000	
福井コンピュータホールディングス	13,600	3,350.00	45,560,000	
ＪＢＣＣホールディングス	51,800	1,382.00	71,587,600	貸付有価証券 600株（400株）
ミロク情報サービス	16,500	1,868.00	30,822,000	
ソフトバンクグループ	964,000	15,865.00	15,293,860,000	貸付有価証券 1,600株
リョーサン菱洋ホールディングス	31,500	3,050.00	96,075,000	
高千穂交易	16,300	1,942.00	31,654,600	貸付有価証券 7,800株
伊藤忠食品	4,600	10,430.00	47,978,000	貸付有価証券 200株
あらた	31,500	3,175.00	100,012,500	貸付有価証券 100株
トーメンデバイス	3,000	6,340.00	19,020,000	貸付有価証券 1,400株
東京エレクトロン　デバイス	20,500	2,910.00	59,655,000	貸付有価証券 6,200株
円谷フィールズホールディングス	33,400	2,288.00	76,419,200	貸付有価証券 15,600株（11,700株）
双日	229,500	4,026.00	923,967,000	貸付有価証券 1,300株
アルフレッサ　ホールディングス	181,200	2,281.00	413,317,200	
横浜冷凍	51,800	1,219.00	63,144,200	貸付有価証券 5,200株（4,400株）
ラサ商事	10,800	1,712.00	18,489,600	貸付有価証券 100株
アルコニックス	29,400	2,180.00	64,092,000	
神戸物産	179,400	4,102.00	735,898,800	貸付有価証券 56,700株
あい　ホールディングス	37,100	2,690.00	99,799,000	
ダイワボウホールディングス	91,300	3,137.00	286,408,100	貸付有価証券 4,300株（4,300株）
マクニカホールディングス	156,600	2,059.50	322,517,700	貸付有価証券 12,300株
ラクト・ジャパン	8,800	4,200.00	36,960,000	貸付有価証券 2,600株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,400	1,312.00	37,260,800	貸付有価証券 1,000株

八洲電機	16,700	2,304.00	38,476,800	貸付有価証券 8,000株
メディアスホールディングス	13,400	858.00	11,497,200	貸付有価証券 6,400株
レスター	17,500	2,653.00	46,427,500	
ＴＯＫＡＩホールディングス	112,000	1,059.00	118,608,000	貸付有価証券 3,600株（2,800株）
三洋貿易	25,400	1,640.00	41,656,000	
ビューティガレージ	5,600	1,714.00	9,598,400	貸付有価証券 800株（600株）
ウイン・パートナーズ	15,000	1,336.00	20,040,000	貸付有価証券 1,700株
シップヘルスケアホールディングス	75,600	2,290.00	173,124,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
明治電機工業	10,200	2,126.00	21,685,200	
コメダホールディングス	53,900	3,045.00	164,125,500	貸付有価証券 1,100株
アセンテック	8,100	1,784.00	14,450,400	貸付有価証券 3,900株（1,000株）
フルサト・マルカホールディングス	18,300	2,338.00	42,785,400	貸付有価証券 100株
ヤマエグループホールディングス	22,200	2,839.00	63,025,800	貸付有価証券 300株（100株）
小野建	22,000	1,459.00	32,098,000	
佐鳥電機	13,100	1,917.00	25,112,700	
伯東	10,800	4,075.00	44,010,000	貸付有価証券 600株（300株）
コンドーテック	15,800	1,695.00	26,781,000	
ナガイレーベン	26,000	2,056.00	53,456,000	貸付有価証券 1,600株（900株）
松田産業	15,700	4,050.00	63,585,000	
第一興商	79,800	1,722.00	137,415,600	貸付有価証券 7,100株
メディパルホールディングス	223,600	2,707.50	605,397,000	貸付有価証券 700株（700株）
ＳＰＫ	8,400	2,406.00	20,210,400	貸付有価証券 100株
萩原電気ホールディングス	8,800	3,645.00	32,076,000	
アズワン	60,400	2,585.50	156,164,200	貸付有価証券 3,400株（1,300株）
スズデン	11,700	1,718.00	20,100,600	貸付有価証券 2,300株
シモジマ	13,800	1,311.00	18,091,800	
ドウシシャ	19,100	2,824.00	53,938,400	
高速	12,200	2,947.00	35,953,400	貸付有価証券 300株（100株）

たけびし	8,700	2,102.00	18,287,400	貸付有価証券 4,100株
リックス	4,700	3,435.00	16,144,500	
丸文	18,400	1,223.00	22,503,200	貸付有価証券 8,600株
ハピネット	15,800	6,690.00	105,702,000	貸付有価証券 700株（400株）
橋本総業ホールディングス	8,100	1,296.00	10,497,600	
日本ライフライン	52,000	1,536.00	79,872,000	貸付有価証券 3,600株
タカショー	16,700	446.00	7,448,200	貸付有価証券 5,200株（1,200株）
ＩＤＯＭ	70,100	1,027.00	71,992,700	
進和	12,100	3,360.00	40,656,000	貸付有価証券 100株（100株）
ダイトロン	8,500	4,220.00	35,870,000	貸付有価証券 100株
シークス	33,100	1,355.00	44,850,500	貸付有価証券 1,100株
オーハシテクニカ	9,600	2,327.00	22,339,200	貸付有価証券 400株
白銅	5,800	2,318.00	13,444,400	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,385,800	8,726.00	12,092,490,800	
丸紅	1,694,100	3,543.00	6,002,196,300	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
長瀬産業	88,100	3,329.00	293,284,900	貸付有価証券 3,000株
蝶理	11,100	3,970.00	44,067,000	貸付有価証券 400株
豊田通商	619,100	4,054.00	2,509,831,400	
三共生興	26,800	688.00	18,438,400	
兼松	86,200	3,170.00	273,254,000	
三井物産	2,963,700	3,720.00	11,024,964,000	貸付有価証券 38,500株（38,500株）
日本紙パルプ商事	98,500	720.00	70,920,000	貸付有価証券 300株
カメイ	19,200	2,924.00	56,140,800	貸付有価証券 100株
スターゼン	42,700	1,225.00	52,307,500	貸付有価証券 700株
山善	69,400	1,403.00	97,368,200	貸付有価証券 33,100株（33,100株）
椿本興業	11,400	2,973.00	33,892,200	貸付有価証券 5,300株

住友商事	1,235,400	4,370.00	5,398,698,000	
内田洋行	7,600	11,360.00	86,336,000	
三菱商事	3,809,900	3,497.00	13,323,220,300	
第一実業	19,100	2,765.00	52,811,500	貸付有価証券 500株
キヤノンマーケティングジャパン	48,600	5,873.00	285,427,800	
西華産業	9,900	5,980.00	59,202,000	
佐藤商事	14,300	1,750.00	25,025,000	貸付有価証券 200株
東京産業	20,900	948.00	19,813,200	貸付有価証券 300株（100株）
ユアサ商事	17,700	5,100.00	90,270,000	
神鋼商事	13,600	2,333.00	31,728,800	貸付有価証券 700株
阪和興業	33,900	6,520.00	221,028,000	貸付有価証券 100株
正栄食品工業	13,700	4,185.00	57,334,500	貸付有価証券 100株
カナデン	14,800	2,043.00	30,236,400	貸付有価証券 100株
ＲＹＯＤＥＮ	15,700	3,195.00	50,161,500	
岩谷産業	204,800	1,669.50	341,913,600	
極東貿易	11,800	1,799.00	21,228,200	
アステナホールディングス	38,900	520.00	20,228,000	
三愛オブリ	48,100	2,119.00	101,923,900	貸付有価証券 1,200株
稲畑産業	54,800	3,555.00	194,814,000	貸付有価証券 300株
ＧＳＩクレオス	11,000	2,427.00	26,697,000	貸付有価証券 5,200株（100株）
明和産業	29,400	840.00	24,696,000	
ワキタ	30,300	1,880.00	56,964,000	貸付有価証券 1,700株
東邦ホールディングス	53,200	5,660.00	301,112,000	貸付有価証券 3,100株
サンゲツ	51,800	3,175.00	164,465,000	貸付有価証券 400株
ミツウロコグループホールディングス	24,900	2,201.00	54,804,900	貸付有価証券 400株（300株）
シナネンホールディングス	5,200	6,550.00	34,060,000	貸付有価証券 800株（200株）
伊藤忠エネクス	51,100	1,973.00	100,820,300	
サンリオ	167,500	7,627.00	1,277,522,500	貸付有価証券 2,800株

サンワテクノス	9,400	2,650.00	24,910,000	
新光商事	27,700	1,020.00	28,254,000	貸付有価証券 1,600株（1,500株）
トーホー	8,800	3,585.00	31,548,000	貸付有価証券 1,100株
三信電気	8,300	2,805.00	23,281,500	貸付有価証券 200株
東陽テクニカ	19,000	1,594.00	30,286,000	
モスフードサービス	30,300	4,010.00	121,503,000	貸付有価証券 14,200株
加賀電子	41,800	3,590.00	150,062,000	貸付有価証券 1,600株（900株）
ソーダニッカ	20,100	1,117.00	22,451,700	貸付有価証券 200株
立花エレテック	12,300	3,025.00	37,207,500	
フォーバル	8,100	1,399.00	11,331,900	貸付有価証券 3,900株（100株）
ＰＡＬＴＡＣ	32,100	4,690.00	150,549,000	
三谷産業	36,000	428.00	15,408,000	貸付有価証券 900株（200株）
コーア商事ホールディングス	18,400	780.00	14,352,000	貸付有価証券 8,800株
ＫＰＰグループホールディングス	39,200	837.00	32,810,400	貸付有価証券 2,800株
ヤマタネ	16,500	2,893.00	47,734,500	貸付有価証券 500株（300株）
泉州電業	13,100	4,325.00	56,657,500	貸付有価証券 300株（300株）
トラスコ中山	43,300	2,455.00	106,301,500	貸付有価証券 2,500株（200株）
オートバックスセブン	71,700	1,610.00	115,437,000	貸付有価証券 7,200株（300株）
モリト	16,400	1,563.00	25,633,200	貸付有価証券 5,200株
加藤産業	25,500	5,820.00	148,410,000	
イエローハット	65,000	1,730.00	112,450,000	貸付有価証券 2,200株
ＪＫホールディングス	15,800	1,315.00	20,777,000	貸付有価証券 1,600株
日伝	11,500	2,839.00	32,648,500	貸付有価証券 5,400株（4,900株）
杉本商事	18,300	1,881.00	34,422,300	貸付有価証券 900株（100株）
因幡電機産業	58,000	4,231.00	245,398,000	
東テク	20,600	3,265.00	67,259,000	
ミスミグループ本社	311,600	2,352.50	733,039,000	
スズケン	63,100	6,074.00	383,269,400	

ジェコス	12,300	1,435.00	17,650,500	
インターメスティック	8,900	3,035.00	27,011,500	貸付有価証券 1,200株（700株）
サンエー	35,000	2,864.00	100,240,000	
カワチ薬品	16,100	2,864.00	46,110,400	
エービーシー・マート	90,200	3,150.00	284,130,000	貸付有価証券 42,300株
ハードオフコーポレーション	8,100	1,826.00	14,790,600	貸付有価証券 500株（200株）
アスクル	48,300	1,563.00	75,492,900	
ゲオホールディングス	23,200	1,680.00	38,976,000	
アンドエスティＨＤ	28,400	3,190.00	90,596,000	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
くら寿司	24,100	3,945.00	95,074,500	貸付有価証券 7,100株（500株）
キャンドゥ	7,300	3,605.00	26,316,500	貸付有価証券 3,500株（300株）
パルグループホールディングス	47,200	5,620.00	265,264,000	貸付有価証券 2,400株（1,300株）
エディオン	89,800	2,111.00	189,567,800	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
サーラコーポレーション	43,300	1,024.00	44,339,200	貸付有価証券 100株（100株）
ハローズ	8,200	5,080.00	41,656,000	
フジオフードグループ本社	33,600	1,166.00	39,177,600	貸付有価証券 15,700株
あみやき亭	15,000	1,561.00	23,415,000	貸付有価証券 7,100株
大黒天物産	7,400	7,700.00	56,980,000	貸付有価証券 1,700株
ハニーズホールディングス	18,300	1,562.00	28,584,600	貸付有価証券 1,700株（800株）
アルペン	19,800	2,436.00	48,232,800	貸付有価証券 9,400株
クオールホールディングス	25,500	2,099.00	53,524,500	貸付有価証券 400株
ジンズホールディングス	14,000	9,610.00	134,540,000	貸付有価証券 6,400株
ビックカメラ	109,700	1,657.50	181,827,750	貸付有価証券 3,300株
ＤＣＭホールディングス	106,700	1,525.00	162,717,500	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	292,200	2,519.00	736,051,800	貸付有価証券 34,800株（15,300株）
Ｊ．フロント　リテイリング	236,600	2,479.00	586,531,400	貸付有価証券 22,300株（2,200株）
ドトール・日レスホールディングス	36,600	2,647.00	96,880,200	

		マツキヨココカラ＆カンパニー	358,700	3,260.00	1,169,362,000	貸付有価証券 14,600株（14,600株）
		ブロンコビリー	12,100	4,000.00	48,400,000	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
		ＺＯＺＯ	455,000	1,404.00	638,820,000	貸付有価証券 5,100株（5,100株）
		トレジャー・ファクトリー	14,200	1,892.00	26,866,400	
		物語コーポレーション	40,000	4,330.00	173,200,000	貸付有価証券 12,100株（1,200株）
		三越伊勢丹ホールディングス	304,800	2,835.00	864,108,000	貸付有価証券 11,900株（700株）
		Ｈａｍｅｅ	9,500	1,377.00	13,081,500	貸付有価証券 400株
		ウエルシアホールディングス	107,000	2,942.00	314,794,000	貸付有価証券 3,100株
		クリエイトＳＤホールディングス	29,200	3,445.00	100,594,000	
		シュッピン	19,400	1,264.00	24,521,600	貸付有価証券 3,700株
		オイシックス・ラ・大地	33,200	1,587.00	52,688,400	貸付有価証券 5,000株（3,500株）
		ネクステージ	47,100	2,290.00	107,859,000	貸付有価証券 7,400株（4,100株）
		ジョイフル本田	55,800	2,194.00	122,425,200	
		エターナルホスピタリティグループ	8,500	3,070.00	26,095,000	貸付有価証券 300株
		ホットランドホールディングス	15,800	2,025.00	31,995,000	貸付有価証券 7,700株
		すかいらーくホールディングス	281,800	3,100.00	873,580,000	貸付有価証券 41,100株（1,600株）
		ＳＦＰホールディングス	11,600	2,179.00	25,276,400	貸付有価証券 5,500株
		綿半ホールディングス	16,000	1,638.00	26,208,000	
		ヨシックスホールディングス	6,800	2,650.00	18,020,000	貸付有価証券 3,200株（100株）
		ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	88,000	976.00	85,888,000	貸付有価証券 17,900株（600株）
		あさひ	17,200	1,423.00	24,475,600	貸付有価証券 900株
		日本調剤	13,600	3,925.00	53,380,000	貸付有価証券 5,600株（5,400株）
		コスモス薬品	40,800	8,870.00	361,896,000	貸付有価証券 2,800株
		セブン＆アイ・ホールディングス	2,277,300	1,964.00	4,472,617,200	
		クリエイト・レストランツ・ホールディング	310,100	791.00	245,289,100	貸付有価証券 150,400株（1,200株）

		ツルハホールディングス	180,800	2,567.00	464,113,600	貸付有価証券 71,500株（58,500株）
		サンマルクホールディングス	20,300	2,831.00	57,469,300	貸付有価証券 400株
		トリドールホールディングス	58,100	5,111.00	296,949,100	貸付有価証券 27,300株（700株）
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	22,200	541.00	12,010,200	貸付有価証券 200株
		ＪＭホールディングス	14,900	2,826.00	42,107,400	貸付有価証券 3,900株
		アレンザホールディングス	15,400	1,042.00	16,046,800	貸付有価証券 7,400株（6,900株）
		串カツ田中ホールディングス	6,200	2,810.00	17,422,000	貸付有価証券 2,900株
		バロックジャパンリミテッド	24,100	760.00	18,316,000	貸付有価証券 11,600株
		クスリのアオキホールディングス	53,600	3,996.00	214,185,600	貸付有価証券 20,700株（7,400株）
		力の源ホールディングス	15,500	1,550.00	24,025,000	貸付有価証券 7,400株（3,400株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	118,400	8,161.00	966,262,400	貸付有価証券 14,900株
		メディカルシステムネットワーク	20,100	490.00	9,849,000	貸付有価証券 500株
		ノジマ	67,300	3,605.00	242,616,500	貸付有価証券 100株
		カッパ・クリエイト	32,400	1,640.00	53,136,000	貸付有価証券 15,300株（900株）
		良品計画	450,100	3,066.00	1,380,006,600	貸付有価証券 24,700株
		アドヴァングループ	16,500	943.00	15,559,500	
		アルビス	6,700	3,125.00	20,937,500	
		Ｇ－７ホールディングス	22,500	1,353.00	30,442,500	
		イオン北海道	50,800	926.00	47,040,800	貸付有価証券 22,200株（300株）
		コジマ	34,100	1,125.00	38,362,500	貸付有価証券 16,200株
		コーナン商事	22,700	4,090.00	92,843,000	
		エコス	7,600	2,770.00	21,052,000	貸付有価証券 3,600株
		ワタミ	24,900	999.00	24,875,100	貸付有価証券 7,300株（300株）
		パン・パシフィック・インターナショナルホ	416,700	5,522.00	2,301,017,400	貸付有価証券 7,700株
		西松屋チェーン	45,600	2,204.00	100,502,400	貸付有価証券 3,900株
		ゼンショーホールディングス	117,100	9,300.00	1,089,030,000	

		幸楽苑	17,900	1,063.00	19,027,700	貸付有価証券 7,100株
		サイゼリヤ	26,700	5,260.00	140,442,000	貸付有価証券 200株
		ＶＴホールディングス	80,400	496.00	39,878,400	貸付有価証券 4,100株（400株）
		魚力	7,200	2,614.00	18,820,800	貸付有価証券 3,400株
		フジ・コーポレーション	2,700	2,817.00	7,605,900	貸付有価証券 300株
		ユナイテッドアローズ	22,000	2,226.00	48,972,000	
		ハイデイ日高	33,400	3,760.00	125,584,000	貸付有価証券 15,800株
		コロワイド	116,300	1,924.00	223,761,200	貸付有価証券 56,000株（700株）
		壱番屋	81,400	930.00	75,702,000	貸付有価証券 33,800株（6,100株）
		スギホールディングス	110,700	3,862.00	427,523,400	貸付有価証券 900株（900株）
		薬王堂ホールディングス	10,100	2,280.00	23,028,000	貸付有価証券 1,000株
		ダブルエー	5,600	1,300.00	7,280,000	貸付有価証券 1,500株
		スクロール	30,100	1,159.00	34,885,900	貸付有価証券 600株
		ヨンドシーホールディングス	19,500	1,745.00	34,027,500	貸付有価証券 8,000株（1,800株）
		木曽路	31,200	2,544.00	79,372,800	貸付有価証券 14,600株
		ＳＲＳホールディングス	34,000	1,280.00	43,520,000	貸付有価証券 16,400株
		千趣会	41,700	247.00	10,299,900	貸付有価証券 5,900株
		リテールパートナーズ	30,600	1,472.00	45,043,200	貸付有価証券 14,800株
		上新電機	20,400	2,575.00	52,530,000	貸付有価証券 8,300株
		日本瓦斯	98,700	2,889.00	285,144,300	貸付有価証券 200株（200株）
		ロイヤルホールディングス	40,000	2,733.00	109,320,000	貸付有価証券 11,700株
		チヨダ	18,200	1,289.00	23,459,800	貸付有価証券 1,000株
		ライフコーポレーション	39,600	2,513.00	99,514,800	貸付有価証券 200株
		リンガーハット	26,600	2,271.00	60,408,600	貸付有価証券 12,500株（3,400株）
		ＭｒＭａｘＨＤ	26,000	866.00	22,516,000	貸付有価証券 10,100株

ＡＯＫＩホールディングス	44,200	1,812.00	80,090,400	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
オークワ	30,600	971.00	29,712,600	貸付有価証券 4,200株（1,800株）
コメリ	27,800	3,345.00	92,991,000	貸付有価証券 600株（400株）
青山商事	44,100	2,566.00	113,160,600	貸付有価証券 2,100株
しまむら	48,400	11,235.00	543,774,000	
高島屋	275,900	1,406.00	387,915,400	貸付有価証券 95,700株（71,800株）
松屋	34,900	1,397.00	48,755,300	貸付有価証券 3,600株（3,100株）
エイチ・ツー・オー　リテイリング	100,300	2,248.50	225,524,550	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
近鉄百貨店	11,800	2,031.00	23,965,800	貸付有価証券 3,300株（1,300株）
丸井グループ	120,400	3,289.00	395,995,600	
アクシアル　リテイリング	56,200	1,162.00	65,304,400	貸付有価証券 100株（100株）
イオン	2,513,700	1,797.00	4,517,118,900	貸付有価証券 4,300株
イズミ	31,300	3,242.00	101,474,600	
平和堂	33,800	2,885.00	97,513,000	
フジ	38,000	2,019.00	76,722,000	貸付有価証券 17,800株
ヤオコー	24,400	9,082.00	221,600,800	
ゼビオホールディングス	27,900	1,163.00	32,447,700	貸付有価証券 3,900株（100株）
ケーズホールディングス	127,500	1,579.50	201,386,250	
シルバーライフ	5,600	791.00	4,429,600	貸付有価証券 700株
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,100	4,860.00	87,966,000	貸付有価証券 1,900株（400株）
ブックオフグループホールディングス	15,000	1,586.00	23,790,000	貸付有価証券 1,200株（200株）
ギフトホールディングス	11,700	3,035.00	35,509,500	貸付有価証券 5,500株（3,900株）
アインホールディングス	20,700	6,196.00	128,257,200	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,700	3,545.00	41,476,500	貸付有価証券 5,300株
ヤマダホールディングス	634,000	489.90	310,596,600	貸付有価証券 70,700株
アークランズ	61,300	1,858.00	113,895,400	貸付有価証券 28,800株
ニトリホールディングス	75,000	14,230.00	1,067,250,000	貸付有価証券 900株（800株）

		グルメ杵屋	16,700	1,013.00	16,917,100	貸付有価証券 8,000株
		ケーユーホールディングス	12,100	1,203.00	14,556,300	
		吉野家ホールディングス	80,700	3,078.00	248,394,600	貸付有価証券 37,500株
		松屋フーズホールディングス	9,700	6,520.00	63,244,000	貸付有価証券 400株（400株）
		サガミホールディングス	33,100	1,885.00	62,393,500	貸付有価証券 15,500株（4,800株）
		王将フードサービス	37,800	3,895.00	147,231,000	貸付有価証券 3,600株
		ミニストップ	17,100	1,999.00	34,182,900	貸付有価証券 8,300株（100株）
		アークス	34,700	3,120.00	108,264,000	
		バローホールディングス	39,300	2,956.00	116,170,800	貸付有価証券 500株（500株）
		ベルク	10,300	7,500.00	77,250,000	
		大庄	13,900	1,219.00	16,944,100	貸付有価証券 1,900株（1,500株）
		ファーストリテイリング	139,100	49,180.00	6,840,938,000	貸付有価証券 300株
		サンドラッグ	69,600	4,663.00	324,544,800	
		サックスバー　ホールディングス	19,600	814.00	15,954,400	貸付有価証券 400株（100株）
		ベルーナ	49,600	1,039.00	51,534,400	貸付有価証券 18,900株
		いよぎんホールディングス	251,200	2,022.00	507,926,400	貸付有価証券 900株
		しずおかフィナンシャルグループ	422,700	1,949.00	823,842,300	貸付有価証券 100株
		ちゅうぎんフィナンシャルグループ	161,600	2,124.50	343,319,200	貸付有価証券 500株（500株）
		楽天銀行	89,000	7,774.00	691,886,000	貸付有価証券 10,100株
		京都フィナンシャルグループ	241,500	2,907.50	702,161,250	貸付有価証券 2,000株
		めぶきフィナンシャルグループ	935,000	910.50	851,317,500	
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,600	7,190.00	176,874,000	
		九州フィナンシャルグループ	337,600	879.00	296,750,400	
		ゆうちょ銀行	1,563,300	1,888.50	2,952,292,050	貸付有価証券 25,500株
		富山第一銀行	60,900	1,273.00	77,525,700	貸付有価証券 1,700株（900株）
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,000,800	1,120.50	1,121,396,400	

西日本フィナンシャルホールディングス	117,300	2,482.00	291,138,600	貸付有価証券 4,700株
三十三フィナンシャルグループ	17,200	3,540.00	60,888,000	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	60,300	4,075.00	245,722,500	貸付有価証券 1,000株
ひろぎんホールディングス	267,000	1,418.00	378,606,000	貸付有価証券 4,100株
おきなわフィナンシャルグループ	15,100	3,655.00	55,190,500	貸付有価証券 300株
十六フィナンシャルグループ	26,900	5,510.00	148,219,000	貸付有価証券 200株
北國フィナンシャルホールディングス	18,400	6,310.00	116,104,000	貸付有価証券 200株
プロクレアホールディングス	21,900	1,714.00	37,536,600	
あいちフィナンシャルグループ	35,800	3,090.00	110,622,000	貸付有価証券 200株（200株）
あおぞら銀行	132,400	2,279.50	301,805,800	貸付有価証券 16,400株
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,310,200	2,285.50	28,134,962,100	
りそなホールディングス	2,353,500	1,476.00	3,473,766,000	貸付有価証券 26,000株（26,000株）
三井住友トラストグループ	675,600	4,259.00	2,877,380,400	
三井住友フィナンシャルグループ	3,962,500	4,090.00	16,206,625,000	
千葉銀行	586,900	1,522.00	893,261,800	貸付有価証券 25,400株（6,100株）
群馬銀行	325,300	1,587.00	516,251,100	貸付有価証券 35,400株（34,900株）
武蔵野銀行	29,200	3,885.00	113,442,000	貸付有価証券 300株（300株）
千葉興業銀行	45,300	1,557.00	70,532,100	貸付有価証券 1,400株
筑波銀行	84,200	299.00	25,175,800	貸付有価証券 1,900株
七十七銀行	61,400	5,694.00	349,611,600	
秋田銀行	12,900	3,560.00	45,924,000	貸付有価証券 400株
山形銀行	21,100	1,640.00	34,604,000	貸付有価証券 200株
岩手銀行	12,100	3,810.00	46,101,000	貸付有価証券 100株
東邦銀行	220,800	419.00	92,515,200	貸付有価証券 5,400株（1,700株）
ふくおかフィナンシャル	167,100	4,466.00	746,268,600	貸付有価証券

グループ				2,800株
スルガ銀行	129,300	1,525.00	197,182,500	貸付有価証券 300株
八十二銀行	431,700	1,451.00	626,396,700	貸付有価証券 26,600株（26,000株）
山梨中央銀行	21,500	3,105.00	66,757,500	貸付有価証券 100株
大垣共立銀行	36,600	3,190.00	116,754,000	
福井銀行	17,200	2,005.00	34,486,000	貸付有価証券 800株
清水銀行	7,600	1,968.00	14,956,800	貸付有価証券 100株
滋賀銀行	29,000	6,640.00	192,560,000	
南都銀行	28,900	4,970.00	143,633,000	
百五銀行	180,500	865.00	156,132,500	貸付有価証券 200株（200株）
紀陽銀行	68,700	2,980.00	204,726,000	貸付有価証券 2,200株（600株）
ほくほくフィナンシャルグループ	107,900	3,752.00	404,840,800	貸付有価証券 600株（600株）
山陰合同銀行	120,100	1,366.00	164,056,600	
百十四銀行	18,800	5,020.00	94,376,000	
四国銀行	27,800	1,450.00	40,310,000	貸付有価証券 500株（100株）
阿波銀行	26,200	3,490.00	91,438,000	
大分銀行	11,100	4,885.00	54,223,500	
宮崎銀行	12,200	4,385.00	53,497,000	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	11,100	2,952.00	32,767,200	貸付有価証券 1,300株
琉球銀行	44,000	1,372.00	60,368,000	貸付有価証券 800株（300株）
セブン銀行	687,400	287.60	197,696,240	貸付有価証券 36,200株（30,100株）
みずほフィナンシャルグループ	2,564,300	4,891.00	12,541,991,300	
山口フィナンシャルグループ	188,200	1,782.50	335,466,500	
名古屋銀行	12,000	10,530.00	126,360,000	貸付有価証券 700株（700株）
北洋銀行	247,900	720.00	178,488,000	
愛媛銀行	28,000	1,225.00	34,300,000	貸付有価証券 2,700株
京葉銀行	86,200	1,220.00	105,164,000	
栃木銀行	87,900	483.00	42,455,700	貸付有価証券

				2,100株
北日本銀行	6,600	3,860.00	25,476,000	
東和銀行	35,200	968.00	34,073,600	
トモニホールディングス	183,300	656.00	120,244,800	
フィデアホールディングス	19,800	1,612.00	31,917,600	貸付有価証券 1,100株
池田泉州ホールディングス	266,200	645.00	171,699,000	貸付有価証券 8,000株（6,200株）
ＦＰＧ	61,100	2,480.00	151,528,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	31,100	1,930.00	60,023,000	貸付有価証券 1,500株
ＳＢＩホールディングス	309,200	6,643.00	2,054,015,600	貸付有価証券 59,000株（46,300株）
ジャフコ　グループ	57,200	2,614.00	149,520,800	貸付有価証券 100株
大和証券グループ本社	1,372,200	1,207.00	1,656,245,400	貸付有価証券 205,900株
野村ホールディングス	3,227,100	1,083.50	3,496,562,850	貸付有価証券 133,400株
岡三証券グループ	151,600	691.00	104,755,600	貸付有価証券 5,700株（2,800株）
丸三証券	63,800	977.00	62,332,600	貸付有価証券 6,600株（4,500株）
東洋証券	48,400	547.00	26,474,800	貸付有価証券 9,600株（5,900株）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	227,800	592.00	134,857,600	貸付有価証券 100株
水戸証券	52,600	556.00	29,245,600	貸付有価証券 200株
いちよし証券	38,700	816.00	31,579,200	貸付有価証券 500株（300株）
松井証券	132,200	802.00	106,024,400	貸付有価証券 5,300株（2,100株）
マネックスグループ	184,800	806.00	148,948,800	
極東証券	23,900	1,619.00	38,694,100	貸付有価証券 9,000株（300株）
岩井コスモホールディングス	21,900	2,716.00	59,480,400	貸付有価証券 300株
アイザワ証券グループ	23,000	1,445.00	33,235,000	貸付有価証券 3,100株（700株）
スパークス・グループ	21,200	1,608.00	34,089,600	貸付有価証券 1,500株
ライフネット生命保険	35,100	2,107.00	73,955,700	貸付有価証券 16,800株（16,800株）
かんぽ生命保険	216,700	4,194.00	908,839,800	
ＦＰパートナー	8,400	2,195.00	18,438,000	貸付有価証券

				4,000株（400株）
ＳＯＭＰＯホールディングス	884,900	4,801.00	4,248,404,900	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
アニコム　ホールディングス	60,100	906.00	54,450,600	貸付有価証券 400株（200株）
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,406,300	3,506.00	4,930,487,800	
第一生命ホールディングス	3,504,900	1,239.50	4,344,323,550	
東京海上ホールディングス	1,831,900	6,514.00	11,932,996,600	貸付有価証券 7,600株（7,600株）
Ｔ＆Ｄホールディングス	515,300	3,937.00	2,028,736,100	貸付有価証券 5,300株（5,300株）
全国保証	100,400	3,465.00	347,886,000	
ジェイリース	14,500	1,687.00	24,461,500	
ＳＢＩアルヒ	19,500	839.00	16,360,500	貸付有価証券 2,500株（300株）
プレミアグループ	32,500	2,237.00	72,702,500	
ネットプロテクションズホールディングス	65,200	846.00	55,159,200	貸付有価証券 16,000株
クレディセゾン	121,600	3,881.00	471,929,600	貸付有価証券 1,800株（300株）
芙蓉総合リース	53,000	4,460.00	236,380,000	
みずほリース	144,200	1,307.00	188,469,400	
東京センチュリー	143,400	1,910.00	273,894,000	
日本証券金融	70,500	1,892.00	133,386,000	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
アイフル	317,800	490.00	155,722,000	
リコーリース	18,200	5,830.00	106,106,000	
イオンフィナンシャルサービス	110,200	1,546.00	170,369,200	貸付有価証券 27,800株
アコム	456,600	478.40	218,437,440	貸付有価証券 39,300株（21,700株）
ジャックス	23,000	4,435.00	102,005,000	貸付有価証券 100株（100株）
オリエントコーポレーション	62,600	1,043.00	65,291,800	
オリックス	1,101,600	3,903.00	4,299,544,800	貸付有価証券 28,200株（700株）
三菱ＨＣキャピタル	962,000	1,226.00	1,179,412,000	
日本取引所グループ	1,141,700	1,541.50	1,759,930,550	貸付有価証券 300株
イー・ギャランティ	31,400	1,486.00	46,660,400	貸付有価証券 6,100株（100株）
ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	3,905.00	36,707,000	貸付有価証券 1,100株

		ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	53,100	194.00	10,301,400	貸付有価証券 25,600株
		大東建託	65,300	16,340.00	1,067,002,000	
		いちご	162,400	443.00	71,943,200	
		日本駐車場開発	228,500	298.00	68,093,000	
		スター・マイカ・ホールディングス	20,300	1,150.00	23,345,000	
		ＳＲＥホールディングス	7,100	3,370.00	23,927,000	貸付有価証券 2,500株
		ヒューリック	559,500	1,622.00	907,509,000	貸付有価証券 56,500株
		野村不動産ホールディングス	601,900	960.00	577,824,000	
		三重交通グループホールディングス	41,000	554.00	22,714,000	貸付有価証券 19,700株
		ディア・ライフ	29,400	1,333.00	39,190,200	貸付有価証券 1,700株（1,600株）
		地主	15,700	3,050.00	47,885,000	
		ＪＰＭＣ	10,300	1,320.00	13,596,000	
		フージャースホールディングス	32,900	1,347.00	44,316,300	貸付有価証券 6,500株（800株）
		オープンハウスグループ	61,600	7,969.00	490,890,400	
		東急不動産ホールディングス	576,900	1,247.00	719,394,300	
		飯田グループホールディングス	183,900	2,432.50	447,336,750	貸付有価証券 6,300株（900株）
		Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,600	1,118.00	12,968,800	貸付有価証券 5,500株
		ケイアイスター不動産	10,400	5,560.00	57,824,000	貸付有価証券 200株
		グッドコムアセット	20,000	1,557.00	31,140,000	貸付有価証券 9,500株（2,300株）
		ジェイ・エス・ビー	8,000	3,815.00	30,520,000	
		ロードスターキャピタル	10,900	3,140.00	34,226,000	貸付有価証券 800株
		アズーム	1,700	9,580.00	16,286,000	
		霞ヶ関キャピタル	15,800	9,130.00	144,254,000	貸付有価証券 4,500株
		パーク２４	137,100	2,023.00	277,353,300	貸付有価証券 29,000株（7,100株）
		パラカ	5,300	2,042.00	10,822,600	
		三井不動産	2,635,400	1,634.00	4,306,243,600	
		三菱地所	1,093,700	3,355.00	3,669,363,500	貸付有価証券 5,200株（5,200株）
		平和不動産	62,300	2,358.00	146,903,400	
		東京建物	182,900	2,867.50	524,465,750	貸付有価証券

				12,200株
京阪神ビルディング	32,000	1,628.00	52,096,000	貸付有価証券 900株
住友不動産	312,200	6,374.00	1,989,962,800	
テーオーシー	34,200	819.00	28,009,800	
レオパレス２１	168,000	731.00	122,808,000	貸付有価証券 100株
スターツコーポレーション	31,500	4,995.00	157,342,500	
フジ住宅	24,200	814.00	19,698,800	貸付有価証券 500株
空港施設	27,000	1,091.00	29,457,000	貸付有価証券 200株（100株）
明和地所	15,400	1,110.00	17,094,000	
ゴールドクレスト	13,000	3,440.00	44,720,000	貸付有価証券 1,000株（100株）
エスリード	9,000	5,350.00	48,150,000	貸付有価証券 300株
日神グループホールディングス	30,800	585.00	18,018,000	貸付有価証券 400株
エスコン	50,300	1,047.00	52,664,100	貸付有価証券 4,300株
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	112,500	402.00	45,225,000	貸付有価証券 20,700株（9,200株）
カチタス	51,600	2,786.00	143,757,600	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
トーセイ	28,400	3,335.00	94,714,000	
サンフロンティア不動産	32,000	2,344.00	75,008,000	
ＦＪネクストホールディングス	20,200	1,642.00	33,168,400	貸付有価証券 1,700株（100株）
グランディハウス	18,000	576.00	10,368,000	貸付有価証券 800株（100株）
日本空港ビルデング	67,900	4,970.00	337,463,000	
ＬＩＦＵＬＬ	58,700	228.00	13,383,600	貸付有価証券 1,300株
ＭＩＸＩ	36,400	3,310.00	120,484,000	
ジェイエイシーリクルートメント	72,400	1,100.00	79,640,000	
日本M&Aセンターホールディングス	294,600	795.90	234,472,140	
メンバーズ	7,800	1,230.00	9,594,000	
ＵＴグループ	26,200	2,766.00	72,469,200	貸付有価証券 100株
アイティメディア	10,700	1,704.00	18,232,800	
ケアネット	34,200	1,127.00	38,543,400	貸付有価証券 2,400株（400株）

		Ｅ・Ｊホールディングス	13,200	1,781.00	23,509,200	
		オープンアップグループ	66,900	1,820.00	121,758,000	貸付有価証券 600株
		コシダカホールディングス	54,900	1,404.00	77,079,600	貸付有価証券 26,600株（100株）
		パソナグループ	23,400	2,185.00	51,129,000	貸付有価証券 5,300株（3,500株）
		リンクアンドモチベーション	47,700	559.00	26,664,300	貸付有価証券 19,400株
		エス・エム・エス	76,600	1,625.00	124,475,000	貸付有価証券 800株
		パーソルホールディングス	1,826,200	290.00	529,598,000	
		クックパッド	39,100	170.00	6,647,000	貸付有価証券 10,300株（3,200株）
		学情	9,100	1,920.00	17,472,000	貸付有価証券 4,900株
		スタジオアリス	10,000	2,094.00	20,940,000	貸付有価証券 4,800株
		ＮＪＳ	4,400	6,340.00	27,896,000	貸付有価証券 2,300株
		ＡＬＳＯＫ	334,600	1,170.50	391,649,300	
		カカクコム	144,400	2,703.50	390,385,400	
		セントケア・ホールディング	12,800	821.00	10,508,800	貸付有価証券 100株
		ルネサンス	15,600	1,210.00	18,876,000	貸付有価証券 7,500株
		ディップ	35,100	2,397.00	84,134,700	貸付有価証券 16,300株（5,200株）
		デジタルホールディングス	10,200	2,012.00	20,522,400	貸付有価証券 600株（600株）
		新日本科学	21,200	1,741.00	36,909,200	貸付有価証券 700株
		エムスリー	395,900	2,416.00	956,494,400	貸付有価証券 41,900株（13,300株）
		ワールドホールディングス	9,200	2,585.00	23,782,000	貸付有価証券 900株
		ディー・エヌ・エー	80,100	2,338.00	187,273,800	貸付有価証券 35,000株（100株）
		博報堂ＤＹホールディングス	227,100	1,204.50	273,541,950	貸付有価証券 200株
		ぐるなび	37,300	242.00	9,026,600	貸付有価証券 12,100株（3,600株）
		タカミヤ	27,200	374.00	10,172,800	貸付有価証券 300株（100株）
		ファンコミュニケーションズ	29,000	534.00	15,486,000	貸付有価証券 1,000株
		ライク	10,400	1,496.00	15,558,400	貸付有価証券

				5,000株（100株）
エスプール	51,800	329.00	17,042,200	貸付有価証券 300株
ＷＤＢホールディングス	10,200	1,805.00	18,411,000	貸付有価証券 4,800株（300株）
アドウェイズ	21,400	303.00	6,484,200	貸付有価証券 4,000株（2,400株）
バリューコマース	17,600	823.00	14,484,800	
インフォマート	189,000	360.00	68,040,000	貸付有価証券 27,100株
ＪＰホールディングス	51,200	632.00	32,358,400	貸付有価証券 24,400株
ＣＬホールディングス	5,100	988.00	5,038,800	貸付有価証券 2,200株（200株）
プレステージ・インターナショナル	92,700	686.00	63,592,200	貸付有価証券 8,200株（7,400株）
アミューズ	12,200	2,020.00	24,644,000	貸付有価証券 500株（100株）
ドリームインキュベータ	4,900	2,673.00	13,097,700	貸付有価証券 2,300株
クイック	13,700	2,466.00	33,784,200	貸付有価証券 100株
電通グループ	193,700	3,100.00	600,470,000	貸付有価証券 23,300株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,600	876.00	8,409,600	貸付有価証券 500株
ぴあ	6,800	3,525.00	23,970,000	貸付有価証券 200株
イオンファンタジー	8,600	3,635.00	31,261,000	貸付有価証券 4,100株
シーティーエス	27,500	915.00	25,162,500	貸付有価証券 800株
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	58,600	3,887.00	227,778,200	貸付有価証券 200株（200株）
アルプス技研	16,600	2,923.00	48,521,800	貸付有価証券 1,000株
日本空調サービス	21,500	1,280.00	27,520,000	貸付有価証券 10,100株
オリエンタルランド	1,180,700	3,655.00	4,315,458,500	貸付有価証券 9,100株
ダスキン	42,000	3,965.00	166,530,000	貸付有価証券 300株（300株）
明光ネットワークジャパン	26,300	742.00	19,514,600	貸付有価証券 8,400株（2,300株）
ファルコホールディングス	7,900	2,521.00	19,915,900	
ラウンドワン	189,200	1,349.00	255,230,800	
リゾートトラスト	158,100	1,854.00	293,117,400	

		ビー・エム・エル	24,700	3,735.00	92,254,500	
		リソー教育グループ	125,200	220.00	27,544,000	貸付有価証券 58,000株
		早稲田アカデミー	11,100	2,777.00	30,824,700	貸付有価証券 5,300株
		ユー・エス・エス	379,900	1,809.00	687,239,100	貸付有価証券 186,400株
		東京個別指導学院	23,700	340.00	8,058,000	貸付有価証券 1,900株（300株）
		サイバーエージェント	406,000	1,769.00	718,214,000	
		楽天グループ	1,577,500	909.70	1,435,051,750	貸付有価証券 341,100株
		クリーク・アンド・リバー社	10,100	1,500.00	15,150,000	貸付有価証券 1,500株
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,200	649.00	25,440,800	貸付有価証券 1,200株（200株）
		テー・オー・ダブリュー	35,700	381.00	13,601,700	貸付有価証券 500株（500株）
		ＧＭＯインターネット	4,900	1,183.00	5,796,700	貸付有価証券 2,300株（200株）
		山田コンサルティンググループ	10,100	1,829.00	18,472,900	
		セントラルスポーツ	7,500	2,557.00	19,177,500	貸付有価証券 3,600株
		フルキャストホールディングス	15,400	1,784.00	27,473,600	貸付有価証券 2,400株
		エン・ジャパン	32,600	1,798.00	58,614,800	貸付有価証券 2,300株（1,400株）
		テクノプロ・ホールディングス	121,800	4,827.00	587,928,600	貸付有価証券 10,300株
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,400	783.00	8,143,200	貸付有価証券 2,400株（1,000株）
		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,400	3,410.00	42,284,000	貸付有価証券 5,800株
		Ｇｕｎｏｓｙ	15,900	744.00	11,829,600	貸付有価証券 3,600株
		イー・ガーディアン	6,100	2,060.00	12,566,000	貸付有価証券 2,900株
		ジャパンマテリアル	61,300	1,518.00	93,053,400	貸付有価証券 8,900株
		ベクトル	27,300	1,149.00	31,367,700	貸付有価証券 1,200株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,700	1,048.00	17,501,600	貸付有価証券 3,700株
		キャリアリンク	7,300	2,400.00	17,520,000	貸付有価証券 100株
		ＩＢＪ	15,300	843.00	12,897,900	貸付有価証券 100株
		アサンテ	9,900	1,701.00	16,839,900	貸付有価証券

				4,600株
バリューＨＲ	18,000	1,559.00	28,062,000	貸付有価証券 8,500株（100株）
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,200	3,170.00	51,354,000	貸付有価証券 100株
ライドオンエクスプレスホールディングス	8,000	1,008.00	8,064,000	
シグマクシス・ホールディングス	58,400	945.00	55,188,000	
ウィルグループ	16,800	970.00	16,296,000	貸付有価証券 400株
メドピア	6,400	697.00	4,460,800	貸付有価証券 2,000株
リクルートホールディングス	1,481,400	8,454.00	12,523,755,600	
エラン	17,700	826.00	14,620,200	
日本郵政	1,988,400	1,548.50	3,079,037,400	
ベルシステム２４ホールディングス	21,700	1,320.00	28,644,000	
鎌倉新書	17,100	628.00	10,738,800	貸付有価証券 100株
エアトリ	16,300	999.00	16,283,700	貸付有価証券 4,300株（200株）
アトラエ	15,500	820.00	12,710,000	貸付有価証券 900株（900株）
ストライク	9,800	4,570.00	44,786,000	貸付有価証券 300株（200株）
ソラスト	55,200	490.00	27,048,000	
セラク	6,000	1,744.00	10,464,000	
インソース	43,500	981.00	42,673,500	貸付有価証券 7,400株（100株）
ベイカレント	147,200	8,276.00	1,218,227,200	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	774.00	3,405,600	貸付有価証券 500株（200株）
アイモバイル	29,700	663.00	19,691,100	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,900	1,002.00	10,921,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディン	77,900	3,830.00	298,357,000	貸付有価証券 100株（100株）
エル・ティー・エス	2,800	2,026.00	5,672,800	貸付有価証券 400株（200株）
ミダックホールディングス	12,100	1,974.00	23,885,400	貸付有価証券 1,000株
キュービーネットホールディングス	11,500	1,320.00	15,180,000	貸付有価証券 5,300株
オープングループ	31,900	405.00	12,919,500	貸付有価証券 100株（100株）
マネジメントソリューシ	11,000	1,519.00	16,709,000	貸付有価証券

ョンズ				5,200株
プロレド・パートナーズ	4,900	797.00	3,905,300	
フロンティア・マネジメント	7,700	701.00	5,397,700	貸付有価証券 3,600株（100株）
アンビスホールディングス	42,900	612.00	26,254,800	貸付有価証券 10,600株（9,800株）
カーブスホールディングス	54,700	838.00	45,838,600	貸付有価証券 3,100株
フォーラムエンジニアリング	23,400	1,333.00	31,192,200	貸付有価証券 2,400株
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,800	1,884.00	12,811,200	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	7,500	2,493.00	18,697,500	貸付有価証券 3,500株（1,100株）
ダイレクトマーケティングミックス	20,800	300.00	6,240,000	貸付有価証券 500株（100株）
ポピンズ	3,000	1,458.00	4,374,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,200	1,318.00	23,987,600	
リログループ	111,500	1,760.00	196,240,000	貸付有価証券 3,800株
東祥	16,800	719.00	12,079,200	
ビーウィズ	5,100	1,507.00	7,685,700	貸付有価証券 2,400株
サンウェルズ	10,300	740.00	7,622,000	貸付有価証券 4,900株（4,800株）
ＴＲＥホールディングス	46,000	1,603.00	73,738,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
人・夢・技術グループ	8,200	1,834.00	15,038,800	
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,400	653.00	11,362,200	貸付有価証券 8,200株
大栄環境	43,700	3,495.00	152,731,500	貸付有価証券 4,800株（1,000株）
ＧＥＮＯＶＡ	9,100	688.00	6,260,800	貸付有価証券 1,200株（900株）
日本管財ホールディングス	21,000	2,809.00	58,989,000	貸付有価証券 200株
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	25,900	1,350.00	34,965,000	貸付有価証券 12,400株（400株）
エイチ・アイ・エス	58,200	1,477.00	85,961,400	貸付有価証券 300株（200株）
ラックランド	9,100	1,293.00	11,766,300	貸付有価証券 3,500株（600株）
共立メンテナンス	63,700	3,390.00	215,943,000	貸付有価証券 19,000株
イチネンホールディングス	19,000	1,857.00	35,283,000	貸付有価証券 700株
建設技術研究所	20,600	2,950.00	60,770,000	

		スペース	14,500	1,371.00	19,879,500	
		燦ホールディングス	16,800	1,464.00	24,595,200	
		スバル興業	7,800	3,635.00	28,353,000	貸付有価証券 200株
		タナベコンサルティンググループ	16,700	721.00	12,040,700	貸付有価証券 7,900株
		ナガワ	5,400	6,760.00	36,504,000	貸付有価証券 2,500株
		東京都競馬	14,700	5,250.00	77,175,000	
		カナモト	28,200	3,520.00	99,264,000	貸付有価証券 100株
		ニシオホールディングス	16,500	4,320.00	71,280,000	
		トランス・コスモス	25,600	3,670.00	93,952,000	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
		乃村工藝社	87,400	1,071.00	93,605,400	貸付有価証券 4,700株
		藤田観光	8,000	10,550.00	84,400,000	貸付有価証券 2,300株
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,900	1,542.00	18,349,800	貸付有価証券 1,300株（100株）
		トーカイ	17,700	2,241.00	39,665,700	貸付有価証券 600株（100株）
		セコム	408,000	5,551.00	2,264,808,000	
		セントラル警備保障	10,800	2,525.00	27,270,000	貸付有価証券 200株
		丹青社	42,300	1,461.00	61,800,300	貸付有価証券 400株
		メイテックグループホールディングス	73,900	3,330.00	246,087,000	
		応用地質	18,100	2,962.00	53,612,200	貸付有価証券 200株
		船井総研ホールディングス	40,100	2,574.00	103,217,400	
		学究社	8,000	2,350.00	18,800,000	貸付有価証券 200株
		ナック	20,400	552.00	11,260,800	貸付有価証券 9,600株
		ダイセキ	48,300	3,665.00	177,019,500	貸付有価証券 6,900株（2,700株）
		ステップ	7,300	2,402.00	17,534,600	貸付有価証券 700株
	小計	銘柄数：1,665 組入時価比率：98.8%			865,028,192,180 100.0%	
合計					865,028,192,180	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	10,317,320,300	－	10,492,485,000	174,998,875
合計	10,317,320,300	－	10,492,485,000	174,998,875

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 9月 8日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	168,472,814
コール・ローン	1,889,878,596
株式	85,595,167,713
投資証券	1,445,964,346
派生商品評価勘定	49,526,910
未収入金	619,594
未収配当金	113,306,432
未収利息	25,263
差入委託証拠金	1,477,433,575
流動資産合計	90,740,395,243
資産合計	90,740,395,243
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	791,890,662
未払解約金	34,110,960
その他未払費用	891,600
流動負債合計	826,893,222
負債合計	826,893,222
純資産の部	
元本等	
元本	25,298,753,566

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	64,614,748,455
元本等合計	89,913,502,021
純資産合計	89,913,502,021
負債純資産合計	90,740,395,243

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.5541円
(10,000口当たり純資産額)	(35,541円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 〇市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 〇信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 〇流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	29,811,293,924円
同期中における追加設定元本額	6,555,976,333円
同期中における一部解約元本額	11,068,516,691円
期末元本額	25,298,753,566円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,701,210,462円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	729,850,410円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,677,689,661円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,444,788円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	806,518円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	4,333,204円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,045,069円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	2,141,604円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	10,739,428,065円

野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	3,365,178,461 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	1,265,203,957 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	804,349,558 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,046,598,519 円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	708,360,587 円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	237,063,209 円
先進８ヵ国国債入替型プラス外国株式戦略３０オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	14,049,494 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	7,940	45.58	361,905.20	
		HALLIBURTON CO	7,200	22.10	159,120.00	
		SCHLUMBERGER LTD	12,170	35.82	435,929.40	
		CHENIERE ENERGY INC	1,720	235.78	405,541.60	
		CHEVRON CORP	15,520	153.66	2,384,803.20	
		CONOCOPHILLIPS	9,890	92.95	919,275.50	
		COTERRA ENERGY INC	6,000	23.98	143,880.00	
		DEVON ENERGY CORP	5,170	34.76	179,709.20	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	1,440	138.71	199,742.40	
		EOG RESOURCES INC	4,470	117.93	527,147.10	
		EQT CORP	4,480	51.60	231,168.00	
		EXPAND ENERGY CORP	1,820	95.51	173,828.20	
		EXXON MOBIL CORP	34,250	109.23	3,741,127.50	
		KINDER MORGAN INC	15,400	26.59	409,486.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	2,510	180.28	452,502.80	
		OCCIDENTAL PETE CORP	5,570	45.91	255,718.70	
		ONEOK INC	5,030	72.63	365,328.90	
		PHILLIPS 66	3,130	131.55	411,751.50	
		TARGA RESOURCES CORP	1,820	162.35	295,477.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	169	889.19	150,273.11	
		VALERO ENERGY CORP	2,520	156.77	395,060.40	
		WILLIAMS COS	9,480	57.20	542,256.00	
		AIR PRODUCTS	1,720	289.86	498,559.20	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,400	84.48	118,272.00	

CORTEVA INC	5,250	72.30	379,575.00	
DOW INC	6,210	24.50	152,145.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	3,150	77.82	245,133.00	
ECOLAB INC	2,070	273.56	566,269.20	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	2,250	66.03	148,567.50	
LINDE PLC	3,745	469.52	1,758,352.40	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,850	55.08	101,898.00	
PPG INDUSTRIES	1,950	109.98	214,461.00	
RPM INTERNATIONAL INC	1,010	126.62	127,886.20	
SHERWIN-WILLIAMS	1,945	372.43	724,376.35	
CRH PLC	5,250	112.36	589,890.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	485	622.64	301,980.40	
VULCAN MATERIALS CO	1,050	294.81	309,550.50	
AMCOR PLC	16,900	8.30	140,270.00	
AVERY DENNISON CORP	690	168.06	115,961.40	
BALL CORP	2,120	50.94	107,992.80	
CROWN HOLDINGS INC	900	94.23	84,807.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	4,200	48.69	204,498.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	780	220.25	171,795.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	3,880	46.91	182,010.80	
FREEPORT-MCMORAN INC	11,640	46.34	539,397.60	
NEWMONT CORP	8,740	76.17	665,725.80	
NUCOR CORP	1,830	147.26	269,485.80	
RELIANCE INC	440	298.99	131,555.60	
STEEL DYNAMICS	1,040	134.63	140,015.20	
AXON ENTERPRISE INC	586	728.41	426,848.26	
BOEING CO	5,910	229.61	1,356,995.10	
GENERAL DYNAMICS	1,770	322.86	571,462.20	
GENERAL ELECTRIC CO	8,450	279.23	2,359,493.50	
HEICO CORP	380	321.62	122,215.60	
HEICO CORP-CLASS A	670	252.34	169,067.80	
HOWMET AEROSPACE INC	3,120	178.20	555,984.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,440	272.39	392,241.60	
LOCKHEED MARTIN	1,644	463.90	762,651.60	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,065	580.80	618,552.00	
ROCKET LAB CORP	3,420	45.84	156,772.80	

RTX CORP	10,570	157.52	1,664,986.40	
TEXTRON INC	1,480	81.45	120,546.00	
TRANSDIGM GROUP INC	437	1,271.04	555,444.48	
ALLEGION PLC	800	171.86	137,488.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	790	149.21	117,875.90	
CARLISLE COS INC	351	396.20	139,066.20	
CARRIER GLOBAL CORP	6,290	65.51	412,057.90	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	5,360	106.23	569,392.80	
LENNOX INTERNATIONAL INC	280	578.05	161,854.00	
MASCO CORP	1,900	76.07	144,533.00	
OWENS CORNING INC	690	155.59	107,357.10	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,750	413.83	724,202.50	
AECOM	990	126.62	125,353.80	
EMCOR GROUP INC	342	625.40	213,886.80	
QUANTA SERVICES INC	1,198	372.50	446,255.00	
AMETEK INC	1,850	187.45	346,782.50	
EATON CORP PLC	3,073	349.03	1,072,569.19	
EMERSON ELEC	4,460	132.55	591,173.00	
GE VERNOVA INC	2,164	582.08	1,259,621.12	
HUBBELL INC	416	436.04	181,392.64	
ROCKWELL AUTOMATION INC	903	339.76	306,803.28	
VERTIV HOLDINGS CO	2,910	124.00	360,840.00	
3M CORP	4,390	155.30	681,767.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5,090	214.25	1,090,532.50	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,300	59.99	77,987.00	
CATERPILLAR INC DEL	3,697	423.08	1,564,126.76	
CNH INDUSTRIAL NV	6,000	11.46	68,760.00	
CUMMINS INC	1,108	399.85	443,033.80	
DEERE & COMPANY	2,020	473.26	955,985.20	
DOVER CORP	1,020	177.75	181,305.00	
FORTIVE CORP	3,100	47.87	148,397.00	
GRACO INC	1,200	85.87	103,044.00	
IDEX CORP	650	164.93	107,204.50	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	2,260	266.24	601,702.40	
INGERSOLL-RAND INC	3,200	80.95	259,040.00	

NORDSON CORP	420	225.03	94,512.60	
OTIS WORLDWIDE CORP	3,320	87.00	288,840.00	
PACCAR	4,230	99.05	418,981.50	
PARKER HANNIFIN CORP	1,004	758.56	761,594.24	
PENTAIR PLC	1,320	110.64	146,044.80	
SNAP-ON INC	428	328.70	140,683.60	
WABTEC CORP	1,360	193.18	262,724.80	
XYLEM INC	1,850	140.56	260,036.00	
AERCAP HOLDINGS NV	1,420	123.53	175,412.60	
FASTENAL CO	9,250	47.99	443,907.50	
FERGUSON ENTERPRISES INC	1,520	238.34	362,276.80	
GRAINGER(W.W.) INC	351	993.47	348,707.97	
UNITED RENTALS INC	504	975.23	491,515.92	
WATSCO INC	314	408.98	128,419.72	
CINTAS CORP	2,960	204.50	605,320.00	
COPART INC	7,010	48.57	340,475.70	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	1,680	229.73	385,946.40	
ROLLINS INC	2,310	56.52	130,561.20	
VERALTO CORP	1,940	105.71	205,077.40	
WASTE CONNECTIONS INC	2,080	179.30	372,944.00	
WASTE MANAGEMENT INC	3,140	220.06	690,988.40	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	1,080	126.13	136,220.40	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1,040	120.91	125,746.40	
FEDEX CORPORATION	1,750	227.72	398,510.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	5,960	85.04	506,838.40	
DELTA AIR LINES INC	1,300	61.18	79,534.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	840	106.59	89,535.60	
CSX CORP	14,680	32.53	477,540.40	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	17,400	5.16	89,784.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	630	143.73	90,549.90	
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,750	277.75	486,062.50	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,510	150.71	227,572.10	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	790	53.57	42,320.30	
UBER TECHNOLOGIES INC	15,730	90.99	1,431,272.70	
UNION PAC CORP	4,690	220.31	1,033,253.90	
APTIV PLC	1,910	80.44	153,640.40	

FORD MOTOR COMPANY	31,300	11.74	367,462.00	
GENERAL MOTORS CO	7,780	58.27	453,340.60	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	5,900	14.21	83,839.00	
TESLA INC	22,922	350.84	8,041,954.48	
DR HORTON INC	2,120	181.80	385,416.00	
GARMIN LTD	1,300	237.39	308,607.00	
LENNAR CORP-A	1,740	141.88	246,871.20	
NVR INC	21	8,502.00	178,542.00	
PULTEGROUP INC	1,490	140.57	209,449.30	
DECKERS OUTDOOR CORP	1,090	120.40	131,236.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	810	167.80	135,918.00	
NIKE INC-B	9,180	73.91	678,493.80	
TAPESTRY INC	1,640	104.18	170,855.20	
AIRBNB INC-CLASS A	3,530	123.81	437,049.30	
BOOKING HOLDINGS INC	260	5,505.80	1,431,508.00	
CARNIVAL CORP	8,700	31.57	274,659.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	10,970	41.06	450,428.20	
DARDEN RESTAURANTS INC	870	210.14	182,821.80	
DOMINOS PIZZA INC	299	463.83	138,685.17	
DOORDASH INC-A	2,790	246.85	688,711.50	
DRAFTKINGS INC	3,310	46.56	154,113.60	
EXPEDIA GROUP INC	1,030	214.95	221,398.50	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	1,420	295.28	419,297.60	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	1,940	272.30	528,262.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	390	144.95	56,530.50	
LAS VEGAS SANDS CORP	2,800	53.70	150,360.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	1,810	264.70	479,107.00	
MCDONALD'S CORP	5,660	314.38	1,779,390.80	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,084	352.27	734,130.68	
STARBUCKS CORP	8,870	85.43	757,764.10	
YUM BRANDS INC	2,340	144.58	338,317.20	
GENUINE PARTS CO	1,060	139.50	147,870.00	
POOL CORP	262	333.09	87,269.58	
AMAZON.COM INC	75,630	232.33	17,571,117.90	
EBAY INC	3,530	92.66	327,089.80	

MERCADOLIBRE INC	356	2,417.49	860,626.44	
AUTOZONE	129	4,219.41	544,303.89	
BEST BUY COMPANY INC	1,630	76.17	124,157.10	
BURLINGTON STORES INC	520	291.20	151,424.00	
CARVANA CO	1,000	368.88	368,880.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	520	221.24	115,044.80	
HOME DEPOT	7,870	418.95	3,297,136.50	
LOWES COS INC	4,380	269.97	1,182,468.60	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	6,990	104.84	732,831.60	
ROSS STORES INC	2,640	150.95	398,508.00	
TJX COS INC	8,750	139.26	1,218,525.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	4,010	60.52	242,685.20	
ULTA BEAUTY INC	352	514.86	181,230.72	
WILLIAMS SONOMA INC	920	202.42	186,226.40	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	3,900	19.06	74,334.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	3,513	963.48	3,384,705.24	
DOLLAR GENERAL CORP	1,630	109.28	178,126.40	
DOLLAR TREE INC	1,520	101.12	153,702.40	
KROGER CO	5,040	67.75	341,460.00	
SYSCO CORP	3,900	82.45	321,555.00	
TARGET CORP	3,490	93.17	325,163.30	
WALMART INC	34,910	100.51	3,508,804.10	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	1,390	28.91	40,184.90	
COCA COLA CO	32,370	67.96	2,199,865.20	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	1,710	88.88	151,984.80	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,120	148.43	166,241.60	
KEURIG DR PEPPER INC	10,320	28.65	295,668.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,730	50.39	87,174.70	
MONSTER BEVERAGE CORP	5,850	62.46	365,391.00	
PEPSICO INC	10,860	146.39	1,589,795.40	
ARCHER DANIELS MIDLAND	4,080	62.94	256,795.20	
BUNGE GLOBAL SA	1,010	84.33	85,173.30	
GENERAL MILLS	4,660	50.58	235,702.80	
HERSHEY CO/THE	1,160	185.48	215,156.80	
HORMEL FOODS CORP	2,650	25.66	67,999.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	910	112.51	102,384.10	

KELLANOVA	2,040	79.87	162,934.80	
KRAFT HEINZ CO/THE	7,600	27.29	207,404.00	
MCCORMICK & CO INC.	2,190	70.91	155,292.90	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	10,560	61.74	651,974.40	
TYSON FOODS INC-CL A	2,450	56.20	137,690.00	
ALTRIA GROUP INC	13,170	66.55	876,463.50	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	12,320	161.55	1,990,296.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,150	95.80	205,970.00	
CLOROX CO	880	127.03	111,786.40	
COLGATE PALMOLIVE CO.	5,960	85.13	507,374.80	
KIMBERLY-CLARK CORP	2,650	129.89	344,208.50	
PROCTER & GAMBLE CO	18,570	160.02	2,971,571.40	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,890	89.20	168,588.00	
KENVUE INC	16,100	18.62	299,782.00	
ABBOTT LABORATORIES	13,730	132.94	1,825,266.20	
ALIGN TECHNOLOGY INC	560	139.12	77,907.20	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	4,540	24.42	110,866.80	
BECTON,DICKINSON	2,210	192.39	425,181.90	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	11,600	107.22	1,243,752.00	
COOPER COS INC/THE	1,420	68.09	96,687.80	
DEXCOM INC	3,110	80.51	250,386.10	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	4,690	80.94	379,608.60	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	3,640	75.73	275,657.20	
HOLOGIC INC	1,880	66.76	125,508.80	
IDEXX LABORATORIES INC	620	642.99	398,653.80	
INSULET CORP	584	348.43	203,483.12	
INTUITIVE SURGICAL INC	2,837	466.86	1,324,481.82	
MEDTRONIC PLC	10,030	92.90	931,787.00	
RESMED INC	1,120	277.05	310,296.00	
SOLVENTUM CORP	1,347	72.72	97,953.84	
STERIS PLC	820	245.30	201,146.00	
STRYKER CORP	2,691	392.31	1,055,706.21	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,440	105.73	152,251.20	
CARDINAL HEALTH INC	1,930	149.56	288,650.80	
CENCORA INC	1,420	292.50	415,350.00	
CENTENE CORP	4,430	28.98	128,381.40	

CVS HEALTH CORP	10,000	73.78	737,800.00	
DAVITA INC	480	137.87	66,177.60	
ELEVANCE HEALTH INC	1,750	313.64	548,870.00	
HCA HEALTHCARE INC	1,400	420.77	589,078.00	
HUMANA INC	910	307.92	280,207.20	
LABCORP HOLDINGS INC	730	278.67	203,429.10	
MCKESSON CORP	976	687.40	670,902.40	
MOLINA HEALTHCARE INC	520	174.65	90,818.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	990	183.49	181,655.10	
THE CIGNA GROUP	2,076	305.31	633,823.56	
UNITEDHEALTH GROUP INC	7,240	315.39	2,283,423.60	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	440	190.12	83,652.80	
ABBVIE INC	14,010	212.56	2,977,965.60	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,041	452.00	470,532.00	
AMGEN INC	4,220	283.64	1,196,960.80	
BIOGEN INC	1,200	140.67	168,804.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,320	57.77	76,256.40	
GILEAD SCIENCES INC	9,770	115.05	1,124,038.50	
INCYTE CORP	1,550	86.64	134,292.00	
NATERA INC	930	168.02	156,258.60	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	760	144.10	109,516.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	826	573.38	473,611.88	
UNITED THERAPEUTICS CORP	300	400.52	120,156.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	2,011	396.12	796,597.32	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	15,850	47.14	747,169.00	
ELI LILLY & CO.	6,380	727.21	4,639,599.80	
JOHNSON & JOHNSON	19,080	178.43	3,404,444.40	
MERCK & CO INC	19,920	84.71	1,687,423.20	
PFIZER INC	44,400	24.88	1,104,672.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	3,000	36.07	108,210.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	9,200	18.95	174,340.00	
ZOETIS INC	3,450	153.32	528,954.00	
BANK OF AMERICA CORP	56,420	49.77	2,808,023.40	
CITIGROUP	14,450	95.40	1,378,530.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	3,220	51.71	166,506.20	
FIFTH THIRD BANCORP	5,020	45.62	229,012.40	

FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	72	1,925.26	138,618.72	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	12,600	17.63	222,138.00	
JPMORGAN CHASE & CO	21,966	294.38	6,466,351.08	
KEYCORP	8,000	18.94	151,520.00	
M & T BANK CORP	1,230	199.57	245,471.10	
PNC FINANCIAL	3,220	204.40	658,168.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	7,000	27.03	189,210.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	10,590	46.52	492,646.80	
US BANCORP	12,650	48.80	617,320.00	
WELLS FARGO CO	25,350	78.96	2,001,636.00	
AFFIRM HOLDINGS INC	2,120	87.35	185,182.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	3,230	131.55	424,906.50	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	10,731	499.77	5,363,031.87	
BLOCK INC	4,480	74.94	335,731.20	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	2,000	33.68	67,360.00	
CORPAY INC	584	316.65	184,923.60	
EQUITABLE HOLDINGS INC	2,550	53.37	136,093.50	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	4,240	68.74	291,457.60	
FISERV INC	4,540	135.05	613,127.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	2,110	87.78	185,215.80	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	600	162.24	97,344.00	
MASTERCARD INC	6,780	584.22	3,961,011.60	
PAYPAL HOLDINGS INC	7,630	68.26	520,823.80	
TOAST INC-CLASS A	3,800	41.22	156,636.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	13,515	343.22	4,638,618.30	
AFLAC INC	3,990	106.93	426,650.70	
ALLSTATE CORP	2,040	201.53	411,121.20	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	480	138.65	66,552.00	
AMERICAN INTL GROUP	4,690	79.21	371,494.90	
AON PLC	1,624	370.54	601,756.96	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	2,980	91.29	272,044.20	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,080	299.18	622,294.40	
BROWN & BROWN INC	2,150	94.79	203,798.50	
CHUBB LTD	2,970	277.38	823,818.60	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,160	153.36	177,897.60	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	335.07	77,066.10	

EVEREST GROUP LTD	304	340.00	103,360.00	
FNF GROUP	2,210	60.57	133,859.70	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	2,170	131.67	285,723.90	
LOEWS CORP	1,420	96.64	137,228.80	
MARKEL GROUP INC	95	1,912.13	181,652.35	
MARSH & MCLENNAN COS	3,840	203.74	782,361.60	
METLIFE INC	4,430	79.51	352,229.30	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,630	79.98	130,367.40	
PROGRESSIVE CO	4,600	243.86	1,121,756.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,820	105.71	298,102.20	
TRAVELERS COS INC/THE	1,750	275.22	481,635.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	751	329.27	247,281.77	
WR BERKLEY CORP	2,640	71.96	189,974.40	
ACCENTURE PLC-CL A	4,960	254.95	1,264,552.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,320	78.56	103,699.20	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	2,390	214.43	512,487.70	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	3,940	71.82	282,970.80	
GARTNER INC	656	245.91	161,316.96	
GODADDY INC - CLASS A	1,050	145.24	152,502.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	7,340	248.53	1,824,210.20	
MONGODB INC	634	324.74	205,885.16	
OKTA INC	1,200	91.48	109,776.00	
SNOWFLAKE INC	2,460	225.58	554,926.80	
TWILIO INC - A	1,190	108.67	129,317.30	
VERISIGN INC	660	280.09	184,859.40	
WIX.COM LTD	330	153.10	50,523.00	
ADOBE INC	3,343	348.97	1,166,606.71	
APPLOVIN CORP-CLASS A	1,807	490.24	885,863.68	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,380	172.43	237,953.40	
AUTODESK INC.	1,730	326.37	564,620.10	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	1,210	53.80	65,098.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	2,141	351.01	751,512.41	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	700	193.09	135,163.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	1,938	417.63	809,366.94	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	390	462.77	180,480.30	

DATADOG INC - CLASS A	2,190	136.08	298,015.20	
DOCUSIGN INC	1,660	79.86	132,567.60	
DYNATRACE INC	2,680	50.00	134,000.00	
FAIR ISAAC CORP	194	1,531.99	297,206.06	
FORTINET INC	5,300	78.83	417,799.00	
GEN DIGITAL INC	4,100	29.50	120,950.00	
HUBSPOT INC	426	487.53	207,687.78	
INTUIT INC	2,214	672.82	1,489,623.48	
MICROSOFT CORP	55,919	495.00	27,679,905.00	
MONDAY.COM LTD	320	185.73	59,433.60	
NUTANIX INC - A	1,940	69.92	135,644.80	
ORACLE CORPORATION	13,320	232.80	3,100,896.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	17,930	153.11	2,745,262.30	
PALO ALTO NETWORKS INC	5,180	194.46	1,007,302.80	
PTC INC	1,000	213.90	213,900.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	830	518.44	430,305.20	
SALESFORCE INC	7,610	250.76	1,908,283.60	
SAMSARA INC-CL A	2,510	42.09	105,645.90	
SERVICENOW INC	1,639	913.80	1,497,718.20	
STRATEGY INC	2,067	335.87	694,243.29	
SYNOPSYS INC	1,446	598.14	864,910.44	
TYLER TECHNOLOGIES INC	322	559.96	180,307.12	
WORKDAY INC-CLASS A	1,730	231.08	399,768.40	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	2,150	83.68	179,912.00	
ZSCALER INC	840	274.20	230,328.00	
ARISTA NETWORKS INC	8,400	142.85	1,199,940.00	
CISCO SYSTEMS	31,500	66.90	2,107,350.00	
F5 INC	460	315.89	145,309.40	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,296	478.98	620,758.08	
APPLE INC	118,220	239.69	28,336,151.80	
DELL TECHNOLOGIES-C	2,580	124.83	322,061.40	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	9,800	23.52	230,496.00	
HP INC	7,300	29.34	214,182.00	
NETAPP INC	1,480	118.75	175,750.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	2,610	79.23	206,790.30	
SEAGATE TECHNOLOGY	1,680	188.16	316,108.80	

SUPER MICRO COMPUTER INC	3,950	40.41	159,619.50	
WESTERN DIGITAL CORP	2,590	92.04	238,383.60	
AMPHENOL CORP-CL A	9,490	110.45	1,048,170.50	
CDW CORPORATION	1,120	169.73	190,097.60	
CORNING INC	6,530	71.19	464,870.70	
JABIL INC	800	210.10	168,080.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,360	167.90	228,344.00	
TE CONNECTIVITY PLC	2,410	208.74	503,063.40	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	350	549.03	192,160.50	
TRIMBLE INC	1,990	80.74	160,672.60	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	420	313.80	131,796.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	12,860	151.14	1,943,660.40	
ANALOG DEVICES INC	3,880	247.07	958,631.60	
APPLIED MATERIALS	6,370	162.75	1,036,717.50	
BROADCOM INC	35,370	334.89	11,845,059.30	
ENTEGRIS INC	1,050	81.98	86,079.00	
FIRST SOLAR INC	890	205.14	182,574.60	
INTEL CORP	34,000	24.49	832,660.00	
KLA CORP	1,039	905.09	940,388.51	
LAM RESEARCH CORP	10,040	102.95	1,033,618.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	6,720	63.33	425,577.60	
MICROCHIP TECHNOLOGY	4,090	65.92	269,612.80	
MICRON TECHNOLOGY	8,740	131.37	1,148,173.80	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	400	865.86	346,344.00	
NVIDIA CORP	193,200	167.02	32,268,264.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	1,950	226.74	442,143.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	3,280	49.10	161,064.40	
QUALCOMM INC	8,680	159.84	1,387,411.20	
TERADYNE INC	1,360	120.20	163,472.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	7,200	187.93	1,353,096.00	
AT & T INC	56,800	29.59	1,680,712.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	33,410	44.38	1,482,735.80	
T-MOBILE US INC	4,050	252.76	1,023,678.00	
ALLIANT ENERGY CORP	2,180	64.62	140,871.60	
AMERICAN ELECTRIC POWER	4,130	108.11	446,494.30	
CONSTELLATION ENERGY	2,448	301.58	738,267.84	

DUKE ENERGY CORP	6,060	120.61	730,896.60	
EDISON INTERNATIONAL	2,830	54.45	154,093.50	
ENTERGY CORP	3,300	87.75	289,575.00	
EVERGY INC	2,080	71.60	148,928.00	
EVERSOURCE ENERGY	2,860	63.53	181,695.80	
EXELON CORPORATION	7,740	43.43	336,148.20	
FIRSTENERGY CORP	4,070	43.48	176,963.60	
NEXTERA ENERGY INC	16,140	70.90	1,144,326.00	
NRG ENERGY INC	1,700	147.66	251,022.00	
PG&E CORP	17,300	15.09	261,057.00	
PPL CORPORATION	5,530	35.96	198,858.80	
SOUTHERN CO.	8,560	91.78	785,636.80	
XCEL ENERGY INC	4,610	72.68	335,054.80	
ATMOS ENERGY CORP	1,180	166.48	196,446.40	
AMEREN CORPORATION	2,030	100.63	204,278.90	
CENTERPOINT ENERGY INC	5,080	37.78	191,922.40	
CMS ENERGY CORP	2,210	71.55	158,125.50	
CONSOLIDATED EDISON INC	2,740	98.05	268,657.00	
DOMINION ENERGY INC	6,860	58.19	399,183.40	
DTE ENERGY COMPANY	1,560	136.60	213,096.00	
NISOURCE INC	3,460	40.33	139,541.80	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	3,990	81.12	323,668.80	
SEMPRA	5,250	81.11	425,827.50	
WEC ENERGY GROUP INC	2,530	107.79	272,708.70	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,460	143.60	209,656.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	2,260	39.35	88,931.00	
AMERICAN EXPRESS CO	4,441	326.22	1,448,743.02	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,010	221.53	1,109,865.30	
SOFI TECHNOLOGIES INC	8,800	25.60	225,280.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	2,910	75.61	220,025.10	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	737	489.28	360,599.36	
ARES MANAGEMENT CORP - A	1,700	177.31	301,427.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	5,830	103.69	604,512.70	
BLACKROCK INC	1,156	1,099.15	1,270,617.40	
BLACKSTONE INC	5,710	169.99	970,642.90	
CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	63.75	133,875.00	

CBOE GLOBAL MARKETS INC	820	232.58	190,715.60	
CME GROUP INC	2,810	261.94	736,051.40	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,624	299.07	485,689.68	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	311	371.01	115,384.11	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	187.28	91,767.20	
GOLDMAN SACHS GROUP	2,461	738.21	1,816,734.81	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	3,420	60.16	205,747.20	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	4,490	174.27	782,472.30	
KKR & CO INC-A	4,850	135.53	657,320.50	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	631	332.99	210,116.69	
MOODYS CORP	1,318	499.03	657,721.54	
MORGAN STANLEY	9,580	148.09	1,418,702.20	
MSCI INC	594	555.15	329,759.10	
NASDAQ INC	3,450	93.48	322,506.00	
NORTHERN TRUST CORP	1,640	127.27	208,722.80	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,640	165.50	271,420.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	5,940	101.25	601,425.00	
S&P GLOBAL INC	2,485	538.06	1,337,079.10	
SCHWAB(CHARLES)CORP	13,530	92.05	1,245,436.50	
STATE STREET CORP	2,180	112.95	246,231.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	1,650	108.16	178,464.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	990	119.09	117,899.10	
VISTRA CORP	2,760	188.00	518,880.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,180	272.93	322,057.40	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,420	128.75	311,575.00	
DANAHER CORP	5,040	200.21	1,009,058.40	
ILLUMINA INC	1,300	98.93	128,609.00	
IQVIA HOLDINGS INC	1,460	187.68	274,012.80	
METTLER-TOLEDO INTL	176	1,305.71	229,804.96	
REVVITY INC	920	86.64	79,708.80	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	2,989	492.60	1,472,381.40	
WATERS CORP	517	306.32	158,367.44	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	560	250.73	140,408.80	
AUTOMATIC DATA PROCESS	3,185	295.97	942,664.45	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,050	102.45	107,572.50	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	880	251.02	220,897.60	

INC				
EQUIFAX INC	940	249.67	234,689.80	
JACOBS SOLUTIONS INC	890	145.42	129,423.80	
LEIDOS HOLDINGS INC	980	179.00	175,420.00	
PAYCHEX INC	2,600	135.44	352,144.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	460	224.12	103,095.20	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	1,900	88.80	168,720.00	
TRUNSUNION	1,590	90.02	143,131.80	
VERISK ANALYTICS INC	1,120	270.31	302,747.20	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	733	261.50	191,679.50	
COMCAST CORP-CL A	29,520	33.91	1,001,023.20	
FOX CORP-CLASS A	1,840	61.50	113,160.00	
FOX CORP-CLASS B	900	55.97	50,373.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	2,600	29.44	76,544.00	
OMNICOM GROUP	1,760	79.43	139,796.80	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	3,610	52.07	187,972.70	
DISNEY (WALT) CO	14,310	117.91	1,687,292.10	
ELECTRONIC ARTS	1,970	168.62	332,181.40	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	1,840	100.75	185,380.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1,360	163.42	222,251.20	
NETFLIX INC	3,387	1,243.82	4,212,818.34	
ROBLOX CORP -CLASS A	4,340	127.69	554,174.60	
SEA LTD-ADR	2,960	191.62	567,195.20	
SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	1,198	707.19	847,213.62	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	1,410	239.68	337,948.80	
WARNER BROS DISCOVERY INC	17,700	12.11	214,347.00	
ALPHABET INC-CL A	46,190	235.00	10,854,650.00	
ALPHABET INC-CL C	38,850	235.17	9,136,354.50	
META PLATFORMS INC-CLASS A	17,176	752.45	12,924,081.20	
PINTEREST INC- CLASS A	4,600	37.94	174,524.00	
REDDIT INC-CL A	820	240.00	196,800.00	
SNAP INC-A	8,900	7.31	65,059.00	
CBRE GROUP INC	2,300	164.38	378,074.00	
COSTAR GROUP INC	3,220	89.46	288,061.20	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	9,400	6.38	59,972.00	
ZILLOW GROUP INC - C	1,150	87.89	101,073.50	

	小計	銘柄数：524 組入時価比率：73.0%			441,842,724.12 (65,600,389,250) 76.7%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	5,400	25.60	138,240.00	
		CAMECO CORP	3,460	105.13	363,749.80	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	17,010	42.06	715,440.60	
		CENOVUS ENERGY INC	10,500	22.11	232,155.00	
		ENBRIDGE INC	17,000	66.87	1,136,790.00	
		IMPERIAL OIL	1,270	120.90	153,543.00	
		KEYERA CORP	1,900	44.32	84,208.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	4,290	52.57	225,525.30	
		SUNCOR ENERGY INC	9,950	55.40	551,230.00	
		TC ENERGY CORP	7,990	71.83	573,921.70	
		TOURMALINE OIL CORP	2,550	57.99	147,874.50	
		WHITECAP RESOURCES INC	11,200	10.08	112,896.00	
		NUTRIEN LTD	3,850	78.16	300,916.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,290	80.43	103,754.70	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	4,070	210.42	856,409.40	
		ALAMOS GOLD INC-CLASS A	2,900	44.58	129,282.00	
		BARRICK MINING CORP	13,100	39.37	515,747.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	5,700	24.58	140,106.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	1,600	268.65	429,840.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	5,600	12.56	70,336.00	
		KINROSS GOLD CORP	9,000	30.63	275,670.00	
		LUNDIN GOLD INC	1,220	93.80	114,436.00	
		LUNDIN MINING CORP	5,500	16.56	91,080.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	2,700	47.91	129,357.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	3,870	47.56	184,057.20	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	3,630	144.44	524,317.20	
		BOMBARDIER INC-B	600	155.01	93,006.00	
		CAE INC	2,400	36.86	88,464.00	
		ATKINSREALIS GROUP INC	1,140	94.71	107,969.40	
		STANTEC INC	1,020	149.87	152,867.40	
		WSP GLOBAL INC	980	281.47	275,840.60	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	770	144.87	111,549.90	
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3,500	36.74	128,590.00	

GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	1,580	66.37	104,864.60	
RB GLOBAL INC	1,560	159.36	248,601.60	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	4,110	133.76	549,753.60	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	7,210	106.17	765,485.70	
TFI INTERNATIONAL INC	610	133.64	81,520.40	
MAGNA INTERNATIONAL INC	1,840	63.55	116,932.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	970	76.87	74,563.90	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	2,620	87.36	228,883.20	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	440	169.97	74,786.80	
DOLLARAMA INC	2,210	188.43	416,430.30	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	6,070	76.24	462,776.80	
EMPIRE CO LTD A	900	52.49	47,241.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	5,040	56.62	285,364.80	
METRO INC/CN	1,500	97.31	145,965.00	
WESTON(GEORGE)LTD	1,260	88.58	111,610.80	
SAPUTO INC	2,200	34.67	76,274.00	
BANK OF MONTREAL	5,590	174.72	976,684.80	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	9,660	87.86	848,727.60	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	7,280	108.42	789,297.60	
NATIONAL BANK OF CANADA	3,130	145.91	456,698.30	
ROYAL BANK OF CANADA	11,120	200.22	2,226,446.40	
TORONTO DOMINION BANK	13,710	103.16	1,414,323.60	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	165	2,376.85	392,180.25	
GREAT-WEST LIFECO INC	2,580	54.18	139,784.40	
IA FINANCIAL CORP INC	660	149.18	98,458.80	
INTACT FINANCIAL CORP	1,360	278.33	378,528.80	
MANULIFE FINANCIAL CORP	13,280	42.48	564,134.40	
POWER CORPORATION OF CANADA	4,330	57.96	250,966.80	
SUN LIFE FINANCIAL INC	4,800	79.98	383,904.00	
CGI INC	1,690	133.93	226,341.70	
SHOPIFY INC - CLASS A	9,550	203.34	1,941,897.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	163	4,599.69	749,749.47	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	790	149.45	118,065.50	
OPEN TEXT CORP	2,190	46.02	100,783.80	
CELESTICA INC	930	336.26	312,721.80	

		BCE INC	1,020	34.23	34,914.60	
		TELUS CORP	5,200	22.97	119,444.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	3,240	49.70	161,028.00	
		EMERA INC	2,210	64.81	143,230.10	
		FORTIS INC	4,310	68.18	293,855.80	
		HYDRO ONE LTD	2,390	49.99	119,476.10	
		ALTAGAS LTD	2,500	41.46	103,650.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	800	38.07	30,456.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	3,200	80.66	258,112.00	
		BROOKFIELD CORP	10,620	92.16	978,739.20	
		IGM FINANCIAL INC	500	49.97	24,985.00	
		TMX GROUP LTD	2,010	54.30	109,143.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	860	45.99	39,551.40	
		THOMSON REUTERS CORP	1,190	241.93	287,896.70	
		FIRSTSERVICE CORP	370	279.26	103,326.20	
	小計	銘柄数：83			28,227,727.32	
					(3,028,552,864)	
		組入時価比率：3.4%			3.5%	
	ユーロ	TENARIS SA	2,300	14.96	34,419.50	
		ENI SPA	16,800	14.62	245,716.80	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	4,000	15.76	63,060.00	
		NESTE OYJ	2,900	16.77	48,647.50	
		OMV AG	1,280	46.10	59,008.00	
		REPSOL SA	9,200	14.19	130,548.00	
		TOTALENERGIES SE	15,990	51.82	828,601.80	
		AIR LIQUIDE SA	4,520	175.38	792,717.60	
		AKZO NOBEL	1,240	60.36	74,846.40	
		ARKEMA	500	57.35	28,675.00	
		BASF SE	6,840	43.81	299,660.40	
		COVESTRO AG TEND	1,250	55.20	69,000.00	
		DSM-FIRMENICH AG	1,350	82.02	110,727.00	
		EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	16.10	43,470.00	
		SYENSQO SA	650	74.62	48,503.00	
		SYMRISE AG	1,220	82.32	100,430.40	
		HEIDELBERG MATERIALS AG	1,060	198.35	210,251.00	
		ARCELORMITTAL	3,350	28.86	96,681.00	

STORA ENSO OYJ-R	3,700	9.72	35,993.60	
UPM-KYMMENE OYJ	4,000	23.79	95,160.00	
AIRBUS SE	4,650	183.84	854,856.00	
DASSAULT AVIATION SA	180	269.20	48,456.00	
HENSOLDT AG	390	90.40	35,256.00	
LEONARDO SPA	2,990	47.14	140,948.60	
MTU AERO ENGINES AG	400	361.80	144,720.00	
RHEINMETALL AG	357	1,744.50	622,786.50	
SAFRAN SA	2,817	278.20	783,689.40	
THALES SA	760	222.20	168,872.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	3,460	91.46	316,451.60	
KINGSPAN GROUP PLC	1,090	69.40	75,646.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,270	64.90	82,423.00	
BOUYGUES	1,680	36.03	60,530.40	
EIFFAGE SA	520	107.85	56,082.00	
FERROVIAL SE	3,820	46.96	179,387.20	
VINCI	4,020	115.55	464,511.00	
LEGRAND SA	2,090	131.05	273,894.50	
PRYSMIAN SPA	2,430	76.48	185,846.40	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	4,290	218.30	936,507.00	
SIEMENS ENERGY AG	5,520	87.58	483,441.60	
SIEMENS AG	5,970	226.00	1,349,220.00	
ALSTOM	3,360	20.03	67,300.80	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	3,700	38.21	141,377.00	
GEA GROUP AG	1,000	63.30	63,300.00	
KNORR-BREMSE AG	560	85.80	48,048.00	
KONE OYJ	2,510	55.68	139,756.80	
METSO CORPORATION	5,800	11.56	67,077.00	
RATIONAL AG	35	642.00	22,470.00	
WARTSILA OYJ	4,200	24.74	103,908.00	
BRENNTAG SE	1,250	51.80	64,750.00	
IMCD NV	530	92.82	49,194.60	
REXEL SA	2,300	27.59	63,457.00	
DHL GROUP	7,350	39.00	286,650.00	
INPOST SA	1,260	11.46	14,439.60	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	5,100	7.56	38,556.00	

INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	11,000	4.50	49,555.00	
RYANAIR HOLDINGS PLC	6,600	24.04	158,664.00	
ADP	230	111.80	25,714.00	
AENA SME SA	6,060	24.41	147,924.60	
GETLINK	3,200	15.68	50,176.00	
CONTINENTAL AG	1,070	72.82	77,917.40	
MICHELIN (CGDE)	5,800	30.95	179,510.00	
BAYER MOTOREN WERK	2,280	88.44	201,643.20	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	320	81.40	26,048.00	
DR ING HC F PORSCHE AG	1,180	44.06	51,990.80	
FERRARI NV	1,021	418.40	427,186.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	5,520	52.92	292,118.40	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	1,370	36.15	49,525.50	
RENAULT SA	1,710	33.01	56,447.10	
STELLANTIS NV	16,500	7.75	127,875.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	1,800	99.92	179,856.00	
ADIDAS AG	1,370	175.70	240,709.00	
HERMES INTERNATIONAL	258	2,039.00	526,062.00	
KERING SA	648	237.35	153,802.80	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	1,980	496.25	982,575.00	
MONCLER SPA	1,640	47.05	77,162.00	
ACCOR SA	1,540	40.91	63,001.40	
AMADEUS IT GROUP SA	3,430	68.56	235,160.80	
DELIVERY HERO SE	1,740	25.11	43,691.40	
FDJ UNITED	870	27.92	24,290.40	
SODEXO	910	52.35	47,638.50	
D'IETEREN GROUP	220	159.40	35,068.00	
PROSUS NV	10,160	52.43	532,688.80	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	8,800	42.07	370,216.00	
ZALANDO SE	1,800	24.69	44,442.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	3,500	12.30	43,050.00	
JERONIMO MARTINS	2,300	21.90	50,370.00	
KESKO OYJ-B SHS	2,300	19.20	44,160.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	6,940	34.74	241,095.60	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	8,020	51.32	411,586.40	

DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	4,700	6.12	28,764.00	
HEINEKEN HOLDING NV	1,160	59.05	68,498.00	
HEINEKEN NV	2,360	66.80	157,648.00	
PERNOD RICARD SA	1,570	96.12	150,908.40	
DANONE	5,200	75.08	390,416.00	
JDE PEET'S BV	1,700	31.26	53,142.00	
KERRY GROUP PLC-A	1,330	78.85	104,870.50	
LOTUS BAKERIES	3	8,500.00	25,500.00	
HENKEL AG & CO KGAA	970	67.75	65,717.50	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,340	74.08	99,267.20	
BEIERSDORF AG	780	97.32	75,909.60	
LOREAL-ORD	1,878	402.65	756,176.70	
BIOMERIEUX	300	118.30	35,490.00	
ESSILORLUXOTTICA	2,320	259.60	602,272.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	6,400	23.80	152,320.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	2,670	47.24	126,130.80	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,060	41.99	86,499.40	
FRESENIUS SE & CO KGAA	3,600	46.82	168,552.00	
ARGENX SE	512	639.80	327,577.60	
GRIFOLS SA	1,800	12.30	22,140.00	
BAYER AG-REG	7,790	28.15	219,327.45	
IPSEN	260	120.00	31,200.00	
MERCK KGAA	980	109.55	107,359.00	
ORION OYJ	910	65.90	59,969.00	
RECORDATI SPA	930	54.05	50,266.50	
SANOFI	8,660	79.50	688,470.00	
UCB SA	950	206.90	196,555.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	4,100	25.04	102,664.00	
AIB GROUP PLC	18,500	7.14	132,182.50	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	45,000	15.60	702,225.00	
BANCO BPM SPA	8,800	11.49	101,156.00	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	53,000	0.71	37,672.40	
BANCO DE SABADELL SA	44,000	3.21	141,636.00	
BANCO SANTANDER SA	118,700	8.08	960,164.30	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	8,000	12.92	103,360.00	

BANKINTER S.A.	6,000	12.51	75,090.00	
BNP PARIBAS	7,930	76.52	606,803.60	
BPER BANCA	10,500	8.67	91,077.00	
CAIXABANK	31,400	8.57	269,286.40	
COMMERZBANK AG	5,820	32.58	189,615.60	
CREDIT AGRICOLE SA	8,200	15.69	128,658.00	
ERSTE GROUP BANK AG	2,310	81.05	187,225.50	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	4,800	18.47	88,680.00	
ING GROEP NV	24,400	20.55	501,542.00	
INTESA SANPAOLO	111,000	5.29	587,301.00	
KBC GROEP NV	1,710	99.50	170,145.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	3,600	19.38	69,786.00	
NORDEA BANK ABP	25,200	13.34	336,168.00	
SOCIETE GENERALE	5,770	53.04	306,040.80	
UNICREDIT SPA	10,950	64.92	710,874.00	
ADYEN NV	206	1,386.40	285,598.40	
BANCA MEDIOLANUM SPA	2,000	16.98	33,960.00	
EDENRED	2,140	23.81	50,953.40	
EXOR NV	750	84.80	63,600.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	550	75.70	41,635.00	
NEXI SPA	6,200	5.25	32,587.20	
SOFINA SA	100	252.60	25,260.00	
AEGON LTD	12,000	6.47	77,712.00	
AGEAS	1,060	58.55	62,063.00	
ALLIANZ SE-REG	3,029	351.40	1,064,390.60	
ASR NEDERLAND NV	1,280	57.74	73,907.20	
AXA SA	13,800	39.51	545,238.00	
GENERALI	7,170	33.21	238,115.70	
HANNOVER RUECK SE	462	244.40	112,912.80	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,042	531.80	554,135.60	
NN GROUP NV	2,160	57.90	125,064.00	
POSTE ITALIANE SPA	4,400	19.72	86,790.00	
SAMPO OYJ-A SHS	19,900	9.75	194,025.00	
TALANX AG	460	110.80	50,968.00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	2,400	17.21	41,316.00	
CAPGEMINI SA	1,370	125.00	171,250.00	

DASSAULT SYSTEMES SE	5,610	26.80	150,348.00	
NEMETSCHEK SE	510	114.90	58,599.00	
SAP SE	8,230	228.25	1,878,497.50	
NOKIA OYJ	39,400	3.88	152,950.80	
ASM INTERNATIONAL NV	365	415.70	151,730.50	
ASML HOLDING NV	3,102	660.20	2,047,940.40	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	490	108.70	53,263.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	10,050	31.57	317,328.75	
STMICROELECTRONICS NV	5,500	22.80	125,400.00	
CELLNEX TELECOM SA	3,590	30.62	109,925.80	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	27,320	31.65	864,678.00	
ELISA OYJ	950	45.86	43,567.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	2,600	10.24	26,624.00	
KONINKLIJKE KPN NV	33,700	4.16	140,192.00	
ORANGE SA	14,700	13.62	200,287.50	
TELECOM ITALIA SPA	70,000	0.43	30,324.00	
TELECOM ITALIA SPA/MIRAN-RTS	70,000	0.00	0.70	
TELEFONICA SA	29,700	4.55	135,253.80	
ACCIONA S.A.	210	167.70	35,217.00	
EDP SA	24,300	3.74	91,100.70	
ELIA GROUP SA/NV	440	94.30	41,492.00	
ENDESA S.A.	2,700	25.74	69,498.00	
ENEL SPA	66,100	7.84	518,290.10	
FORTUM OYJ	4,000	14.74	58,960.00	
IBERDROLA SA	49,600	15.72	779,712.00	
REDEIA CORP SA	3,800	16.68	63,384.00	
TERNA SPA	11,600	8.53	99,017.60	
VERBUND AG	590	61.90	36,521.00	
SNAM SPA	14,700	5.17	76,028.40	
E.ON SE	17,200	15.17	261,010.00	
ENGIE	14,000	17.64	246,960.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	5,140	28.42	146,078.80	
AMUNDI SA	430	62.50	26,875.00	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	1,300	15.42	20,046.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	14,310	29.87	427,439.70	
DEUTSCHE BOERSE AG	1,521	245.80	373,861.80	

		EURONEXT NV	550	140.20	77,110.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	2,258	10.00	22,580.00	
		RWE AG	4,960	35.02	173,699.20	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,100	63.84	70,224.00	
		QIAGEN N.V.	1,575	40.39	63,614.25	
		SARTORIUS AG-VORZUG	256	193.20	49,459.20	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	320	173.75	55,600.00	
		BUREAU VERITAS SA	2,800	26.40	73,920.00	
		RANDSTAD NV	1,000	38.50	38,500.00	
		TELEPERFORMANCE	310	65.78	20,391.80	
		WOLTERS KLUWER	1,820	108.20	196,924.00	
		PUBLICIS GROUPE	1,690	82.32	139,120.80	
		BOLLORE SE	6,000	4.86	29,160.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	440	84.45	37,158.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	8,750	24.30	212,625.00	
		SCOUT24 SE	650	110.30	71,695.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	600	70.40	42,240.00	
		VONOVIA SE	6,170	26.77	165,170.90	
	小計	銘柄数：214			44,898,225.15	
					(7,806,005,424)	
		組入時価比率：8.7%			9.2%	
	英ポンド	BP PLC	124,700	4.15	518,315.55	
		SHELL PLC-NEW	47,080	26.27	1,237,027.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	8,470	22.77	192,861.90	
		ANTOFAGASTA PLC	3,230	21.33	68,895.90	
		FRESNILLO PLC	1,500	21.18	31,770.00	
		GLENCORE PLC	82,200	2.86	235,831.80	
		RIO TINTO PLC-REG	9,160	46.81	428,779.60	
		MONDI PLC	4,181	10.12	42,311.72	
		BAE SYSTEMS PLC	23,400	17.77	415,818.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	12,000	6.16	73,920.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	66,300	10.75	713,056.50	
		DCC PLC	820	47.56	38,999.20	
		SMITHS GROUP PLC	2,290	23.56	53,952.40	
		SPIRAX GROUP PLC	660	71.95	47,487.00	
		ASHTEAD GROUP PLC	3,220	55.38	178,323.60	

BUNZLE	2,880	25.88	74,534.40	
RENTOKIL INITIAL PLC	17,700	3.77	66,746.70	
BARRATT REDROW PLC	10,100	3.67	37,157.90	
COMPASS GROUP PLC	13,730	25.57	351,076.10	
ENTAIN PLC	5,700	8.64	49,270.80	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,130	90.88	102,694.40	
WHITBREAD PLC	1,110	31.03	34,443.30	
NEXT PLC	1,020	122.00	124,440.00	
JD SPORTS FASHION PLC	17,000	0.94	16,058.20	
KINGFISHER PLC	16,000	2.53	40,512.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	15,000	3.42	51,330.00	
SAINSBURY	14,000	3.12	43,764.00	
TESCO PLC	51,200	4.41	225,792.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	1,740	37.80	65,772.00	
DIAGEO PLC	18,000	20.34	366,120.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	2,300	22.22	51,106.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	16,470	41.33	680,705.10	
IMPERIAL BRANDS PLC	6,170	31.44	193,984.80	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	5,490	57.10	313,479.00	
UNILEVER PLC	19,610	47.69	935,200.90	
SMITH & NEPHEW PLC	6,100	14.16	86,376.00	
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	12,200	120.90	1,474,980.00	
GSK PLC	32,000	14.76	472,320.00	
HALEON PLC	69,100	3.65	252,698.70	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	1,300	17.20	22,360.00	
BARCLAYS PLC	109,700	3.61	396,071.85	
HSBC HOLDINGS PLC	139,000	9.63	1,338,570.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	465,000	0.79	369,024.00	
NATWEST GROUP PLC	65,900	5.06	333,454.00	
STANDARD CHARTERED PLC	16,100	13.66	219,926.00	
M&G PLC	19,000	2.60	49,514.00	
WISE PLC - A	5,300	11.42	60,526.00	
ADMIRAL GROUP PLC	1,810	33.42	60,490.20	
AVIVA PLC	23,000	6.56	150,972.00	
LEGAL & GENERAL	45,200	2.34	106,174.80	

		PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	5,100	6.70	34,170.00	
		PRUDENTIAL PLC	20,700	9.75	201,949.20	
		SAGE GROUP PLC (THE)	8,900	10.85	96,565.00	
		HALMA PLC	3,400	32.42	110,228.00	
		BT GROUP PLC	47,000	2.04	96,209.00	
		VODAFONE GROUP PLC	155,000	0.87	136,183.00	
		SSE PLC	9,200	16.51	151,938.00	
		CENTRICA PLC	35,000	1.54	54,075.00	
		NATIONAL GRID PLC	38,000	10.34	392,920.00	
		SEVERN TRENT PLC	2,000	25.54	51,080.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	4,600	11.24	51,704.00	
		3I GROUP PLC	7,860	39.22	308,269.20	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	3,680	92.70	341,136.00	
		SCHRODERS PLC	5,200	3.67	19,125.60	
		PEARSON	3,900	10.45	40,774.50	
		EXPERIAN PLC	7,050	39.21	276,430.50	
		INTERTEK GROUP PLC	1,420	46.96	66,683.20	
		RELX PLC	14,410	34.82	501,756.20	
		INFORMA PLC	11,300	8.90	100,592.60	
		WPP PLC	8,100	3.98	32,302.80	
		AUTO TRADER GROUP PLC	5,900	8.03	47,424.20	
	小計	銘柄数：72			16,606,511.32	
					(3,326,616,347)	
		組入時価比率：3.7%			3.9%	
	スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	53	610.00	32,330.00	
		GIVAUDAN-REG	70	3,504.00	245,280.00	
		SIKA AG-REG	1,160	185.40	215,064.00	
		AMRIZE LTD	4,080	42.34	172,747.20	
		HOLCIM LTD	4,170	66.86	278,806.20	
		SIG GROUP AG	2,300	12.83	29,509.00	
		BELIMO HOLDING AG - REG	67	831.50	55,710.50	
		GEBERIT AG-REG	275	598.20	164,505.00	
		ABB LTD	12,350	55.08	680,238.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	170	291.00	49,470.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	305	303.20	92,476.00	
		VAT GROUP AG	207	276.30	57,194.10	

		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	470	163.80	76,986.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	4,190	144.55	605,664.50	
		THE SWATCH GROUP AG-B	250	148.10	37,025.00	
		AVOLTA AG	660	44.68	29,488.80	
		BARRY CALLEBAUT AG	29	1,128.00	32,712.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	8	12,650.00	101,200.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	124,600.00	124,600.00	
		NESTLE SA-REG	20,280	75.41	1,529,314.80	
		ALCON INC	4,010	64.08	256,960.80	
		SONOVA HOLDING AG-REG	360	239.50	86,220.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	790	94.94	75,002.60	
		GALDERMA GROUP AG	960	144.70	138,912.00	
		NOVARTIS AG-REG	14,960	103.98	1,555,540.80	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	5,528	274.20	1,515,777.60	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	300	289.20	86,760.00	
		SANDOZ GROUP AG	3,120	48.88	152,505.60	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	250	93.05	23,262.50	
		BALOISE HOLDING AG	290	200.80	58,232.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	310	198.70	61,597.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	227	834.00	189,318.00	
		SWISS RE LTD	2,430	140.95	342,508.50	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,143	575.40	657,682.20	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,370	85.26	116,806.20	
		SWISSCOM AG-REG	222	587.50	130,425.00	
		BKW AG	180	163.40	29,412.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	1,600	57.02	91,232.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	193	1,068.00	206,124.00	
		UBS GROUP AG	24,850	32.10	797,685.00	
		LONZA AG-REG	556	577.40	321,034.40	
		SGS SA-REG	1,460	85.38	124,654.80	
		SWISS PRIME SITE-REG	690	112.50	77,625.00	
	小計	銘柄数：43 組入時価比率：2.4%			11,705,599.10 (2,176,187,928) 2.5%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	2,300	333.10	766,130.00	

HOLMEN AB-B SHARES	790	365.60	288,824.00	
SVENSKA CELLULOSA AB-B	5,200	127.05	660,660.00	
SAAB AB-B	2,760	514.50	1,420,020.00	
ASSA ABLOY AB-B	8,340	342.10	2,853,114.00	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	10,700	38.16	408,312.00	
SKANSKA AB-B SHS	2,900	230.70	669,030.00	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	1,200	235.90	283,080.00	
LIFCO AB-B SHS	1,860	332.80	619,008.00	
ALFA LAVAL AB	2,230	433.70	967,151.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	20,500	155.80	3,193,900.00	
ATLAS COPCO AB-B SHS	11,500	139.75	1,607,125.00	
EPIROC AB - A	4,900	200.40	981,960.00	
EPIROC AB - B	3,400	180.40	613,360.00	
INDUTRADE AB	2,500	236.20	590,500.00	
SANDVIK AB	8,800	241.80	2,127,840.00	
SKF AB-B SHARES	3,000	238.80	716,400.00	
TRELLEBORG AB-B SHS	1,510	369.80	558,398.00	
VOLVO AB-B SHS	12,200	276.90	3,378,180.00	
ADDTECH AB-B SHARES	1,810	323.40	585,354.00	
BEIJER REF AB	2,900	163.00	472,700.00	
SECURITAS AB-B SHS	3,900	146.00	569,400.00	
EVOLUTION AB	1,130	800.00	904,000.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	3,900	145.55	567,645.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	4,300	257.70	1,108,110.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,700	276.20	469,540.00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	13,100	175.60	2,300,360.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	12,800	119.25	1,526,400.00	
SWEDBANK AB	6,600	265.20	1,750,320.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,000	371.20	371,200.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,050	371.10	389,655.00	
INVESTOR AB-B SHS	13,950	290.55	4,053,172.50	
LUNDBERGS AB-B SHS	460	478.60	220,156.00	
ERICSSON LM-B	21,400	75.38	1,613,132.00	
HEXAGON AB-B SHS	15,400	110.10	1,695,540.00	
TELIA CO AB	22,000	35.80	787,600.00	
TELE 2 AB-B SHS	4,600	166.85	767,510.00	

		EQT AB	2,610	331.80	865,998.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	7,900	67.92	536,568.00	
		SAGAX AB-B	1,300	202.40	263,120.00	
	小計	銘柄数：40 組入時価比率：0.8%			44,520,472.50 (704,313,874) 0.8%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	2,400	244.20	586,080.00	
		EQUINOR ASA	6,200	239.40	1,484,280.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	1,110	359.90	399,489.00	
		NORSK HYDRO	12,600	66.80	841,680.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	3,800	298.65	1,134,870.00	
		MOWI ASA	4,100	206.40	846,240.00	
		ORKLA ASA	4,500	113.30	509,850.00	
		SALMAR ASA	480	514.00	246,720.00	
		DNB BANK ASA	7,200	263.20	1,895,040.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	1,400	276.80	387,520.00	
		TELENOR ASA	5,000	168.60	843,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.2%			9,174,769.00 (135,694,833) 0.2%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	2,900	409.70	1,188,130.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	590	241.60	142,544.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	8,100	125.70	1,018,170.00	
		DSV A/S	1,640	1,352.50	2,218,100.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	25	13,410.00	335,250.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	32	13,500.00	432,000.00	
		PANDORA A/S	580	859.60	498,568.00	
		CARLSBERG B	710	784.20	556,782.00	
		COLOPLAST-B	1,170	628.60	735,462.00	
		DEMANT A/S	730	248.80	181,624.00	
		GENMAB A/S	487	1,751.50	852,980.50	
		NOVO NORDISK A/S-B	25,270	350.00	8,844,500.00	
		DANSKE BANK AS	5,290	258.90	1,369,581.00	
		TRYG A/S	2,700	166.00	448,200.00	
		ORSTED A/S	1,090	204.50	222,905.00	

	小計	銘柄数：15 組入時価比率：0.5%			19,044,796.50 (443,553,310) 0.5%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	24,500	7.80	191,100.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	16,000	25.68	410,880.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	3,680	29.93	110,142.40	
		BHP GROUP LIMITED	39,800	41.61	1,656,078.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	22.91	100,804.00	
		EVOLUTION MINING LTD	13,400	9.06	121,404.00	
		FORTESCUE LTD	14,900	18.87	281,163.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	9,600	19.94	191,424.00	
		RIO TINTO LTD	3,060	117.23	358,723.80	
		SOUTH32 LTD	37,000	2.64	97,680.00	
		SGH LTD	1,700	49.41	83,997.00	
		BRAMBLES LTD	10,100	26.56	268,256.00	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	6,600	11.85	78,210.00	
		TRANSURBAN GROUP	23,300	14.37	334,821.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	4,390	69.69	305,939.10	
		LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	5.92	130,240.00	
		WESFARMERS LIMITED	9,180	92.56	849,700.80	
		COLES GROUP LTD	10,200	23.96	244,392.00	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	9,100	27.59	251,069.00	
		COCHLEAR LTD	510	298.53	152,250.30	
		SIGMA HEALTHCARE LTD	30,000	3.04	91,200.00	
		SONIC HEALTHCARE LTD	4,300	22.94	98,642.00	
		CSL LIMITED	3,770	209.25	788,872.50	
		ANZ GROUP HOLDINGS LTD	24,000	33.29	798,960.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	13,150	168.14	2,211,041.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	24,900	43.17	1,074,933.00	
		WESTPAC BANKING CORP	27,800	38.17	1,061,126.00	
		WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	1,800	43.96	79,128.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	18,500	8.69	160,765.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	26,000	5.08	132,080.00	
		QBE INSURANCE	11,700	21.62	252,954.00	
		SUNCORP GROUP LTD	8,596	21.21	182,321.16	
		WISETECH GLOBAL LTD	1,500	93.56	140,340.00	

		XERO LIMITED	1,370	158.89	217,679.30	
		TELSTRA GROUP LTD	28,300	4.83	136,689.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	13,300	12.42	165,186.00	
		APA GROUP	11,300	8.88	100,344.00	
		ASX LTD	1,860	61.47	114,334.20	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	2,790	221.79	618,794.10	
		PRO MEDICUS LTD	440	298.23	131,221.20	
		COMPUTERSHARE LTD	3,700	37.46	138,602.00	
		CAR GROUP LTD	3,200	39.46	126,272.00	
		REA GROUP LTD	480	241.62	115,977.60	
	小計	銘柄数：43 組入時価比率：1.6%			15,155,736.46 (1,474,804,714) 1.7%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	10,800	7.63	82,404.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	4,900	37.89	185,661.00	
		INFRATIL LTD	6,300	12.08	76,104.00	
		CONTACT ENERGY LTD	6,000	9.19	55,140.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	5.75	74,750.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%			474,059.00 (41,470,681) 0.0%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	22,916	51.30	1,175,590.80	
		SWIRE PACIFIC-A	3,500	67.40	235,900.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	12,000	96.70	1,160,400.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	28.26	254,340.00	
		MTR CORP	15,000	26.40	396,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	15,000	41.28	619,200.00	
		SANDS CHINA LTD	21,200	19.71	417,852.00	
		WH GROUP LIMITED	69,024	8.34	575,660.16	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	29,500	37.28	1,099,760.00	
		HANG SENG BANK	5,200	114.00	592,800.00	
		AIA GROUP LTD	83,400	71.65	5,975,610.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	27,120	11.65	315,948.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	4,000	52.95	211,800.00	
		CLP HLDGS	12,500	64.60	807,500.00	

		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	51.30	666,900.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	75,983	6.89	523,522.87	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	9,800	435.60	4,268,880.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	13,916	36.98	514,613.68	
		HENDERSON LAND	10,845	26.52	287,609.40	
		SINO LAND CO.LTD	39,000	9.67	377,130.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	12,000	92.15	1,105,800.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	8,000	23.06	184,480.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	12,200	22.62	275,964.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.5%			22,043,260.91 (419,703,687) 0.5%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,000	7.92	102,960.00	
		KEPPEL LTD	10,300	8.63	88,889.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	22,000	3.10	68,200.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	13,300	6.57	87,381.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	37,000	0.76	28,305.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	15,000	2.97	44,550.00	
		DBS GROUP HLDGS	16,560	50.81	841,413.60	
		OCBC-ORD	25,850	16.85	435,572.50	
		UNITED OVERSEAS BANK	10,300	35.84	369,152.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	57,900	4.39	254,181.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	5,400	6.12	33,048.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	7,700	16.25	125,125.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	2.77	69,250.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			2,548,027.10 (294,322,610) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	5,700	20.30	115,710.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	222	1,622.70	360,239.40	
		BANK HAPOALIM BM	9,300	65.30	607,290.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	11,300	63.40	716,420.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	10,600	32.70	346,620.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,270	219.80	279,146.00	
		PHOENIX FINANCE LTD	2,000	118.30	236,600.00	

		NICE LTD	520	468.80	243,776.00	
		NOVA LTD	260	863.90	224,614.00	
		AZRIELI GROUP	300	329.60	98,880.00	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.2%			3,229,295.40 (143,552,191) 0.2%	
合計					85,595,167,713 (85,595,167,713)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	246.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,080	91,476.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	3,080	107,338.00	
		AMERICAN TOWER CORP	3,650	723,868.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	112,659.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,070	209,088.70	
		BXP INC	1,290	99,110.70	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	740	82,406.40	
		CROWN CASTLE INC	3,340	321,141.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,600	424,424.00	
		EQUINIX INC	760	587,996.80	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,690	104,306.80	
		EQUITY RESIDENTIAL	2,530	169,029.30	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	470	126,016.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,680	247,430.40	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,500	121,075.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,500	119,535.00	
		INVITATION HOMES INC	4,240	128,260.00	

		IRON MOUNTAIN INC	2,470	227,684.60	
		KIMCO REALTY CORP	6,100	138,836.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,010	146,854.00	
		PROLOGIS INC	7,230	821,689.50	
		PUBLIC STORAGE	1,210	360,338.00	
		REALTY INCOME CORP	7,180	425,702.20	
		REGENCY CENTERS CORP	1,560	114,940.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	800	158,192.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	2,630	479,317.50	
		SUN COMMUNITIES INC	1,060	137,609.20	
		UDR INC	2,200	85,998.00	
		VENTAS INC	3,680	249,908.80	
		VICI PROPERTIES INC	8,020	269,472.00	
		WELLTOWER INC	5,060	849,169.20	
		WEYERHAEUSER CO	6,410	167,621.50	
		WP CAREY INC	1,560	106,267.20	
	小計	銘柄数：33	100,500	8,514,762.00	
				(1,264,186,714)	
		組入時価比率：1.4%		87.4%	
	ユーロ	COVIVIO	330	18,562.50	
		GECINA SA	280	23,450.00	
		KLEPIERRE	1,700	57,018.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,050	91,959.00	
	小計	銘柄数：4	3,360	190,989.50	
				(33,205,434)	
		組入時価比率：0.0%		2.3%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,600	30,212.00	
		SEGRO PLC	12,300	77,219.40	
	小計	銘柄数：2	17,900	107,431.40	
				(21,520,658)	
		組入時価比率：0.0%		1.5%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	15,600	522,288.00	
		SCENTRE GROUP	38,000	154,280.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	20,000	124,400.00	
		VICINITY CENTRES	32,000	81,920.00	
	小計	銘柄数：4	105,600	882,888.00	

		組入時価比率：0.1%		(85,913,831) 5.9%	
	香港ドル	LINK REIT	19,600	813,400.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	19,600	813,400.00 (15,487,136) 1.1%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	91,426.62	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	57,804	130,637.04	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	90,810	222,063.66 (25,650,573) 1.8%	
	合計			1,445,964,346 (1,445,964,346)	
合計				1,445,964,346 (1,445,964,346)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	3,802,200,495	－	3,847,746,657	45,546,162
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	88,004,945,320	－	88,792,855,234	△787,909,914
米ドル	67,395,436,261	－	68,007,395,269	△611,959,008
カナダドル	3,027,508,203	－	3,031,831,140	△4,322,937
ユーロ	8,112,343,239	－	8,193,882,840	△81,539,601
英ポンド	3,448,767,410	－	3,473,501,207	△24,733,797
スイスフラン	2,168,107,902	－	2,192,318,667	△24,210,765
スウェーデンクローナ	696,991,786	－	708,214,266	△11,222,480
ノルウェークローネ	134,777,190	－	136,228,092	△1,450,902
デンマーククローネ	455,518,612	－	459,889,740	△4,371,128
豪ドル	1,616,139,439	－	1,632,527,334	△16,387,895
ニュージーランドドル	44,220,039	－	44,519,583	△299,544
香港ドル	437,044,894	－	440,862,640	△3,817,746

シンガポールドル	323,150,286	－	325,448,586	△2,298,300
新シェケル	144,940,059	－	146,235,870	△1,295,811
合計	－	－	－	△742,363,752

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 9月 8日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,203,767,185
国債証券	1,002,615,061,650
地方債証券	61,010,702,270
特殊債券	68,297,019,894
社債券	56,278,774,100
未収利息	3,649,876,677
前払費用	290,974,862
流動資産合計	1,197,346,176,638
資産合計	1,197,346,176,638
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000,000
未払解約金	341,343,195
流動負債合計	641,343,195
負債合計	641,343,195
純資産の部	
元本等	
元本	1,012,851,155,361

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	183,853,678,082
元本等合計	1,196,704,833,443
純資産合計	1,196,704,833,443
負債純資産合計	1,197,346,176,638

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1815円
(10,000口当たり純資産額)	(11,815円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	906,544,819,001円
同期中における追加設定元本額	270,342,198,534円
同期中における一部解約元本額	164,035,862,174円
期末元本額	1,012,851,155,361円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	226,966,794円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,495,348,997円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	23,713,247,858円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	11,208,984,482円
野村資産設計ファンド２０１５	329,495,975円
野村資産設計ファンド２０２０	351,612,702円
野村資産設計ファンド２０２５	475,800,261円
野村資産設計ファンド２０３０	457,786,281円
野村資産設計ファンド２０３５	306,353,229円
野村資産設計ファンド２０４０	355,449,788円
野村日本債券インデックスファンド	491,123,551円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	118,261,135,258円
のむラップ・ファンド（保守型）	29,597,929,831円
のむラップ・ファンド（普通型）	121,481,607,350円
のむラップ・ファンド（積極型）	17,055,216,148円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,176,985,828円
野村資産設計ファンド２０４５	57,711,586円
野村円債投資インデックスファンド	311,783,271円
野村インデックスファンド・国内債券	2,188,854,035円
マイ・ロード	51,689,867,047円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,467,915,330円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	29,092,342,872円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,515,461,899円
野村資産設計ファンド２０５０	41,628,253円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,421,886円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	19,569,937円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	9,865,759円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,413,122円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	7,157,393,072円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	6,000,469,824円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	34,683,219円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	15,905,310円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	93,627,928円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	30,325,339円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	25,825,435円
野村６資産均等バランス	17,429,601,917円
世界６資産分散ファンド	281,757,948円
野村資産設計ファンド２０６０	23,442,358円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	138,283,116,330円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	17,341,025,020円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	389,651,875円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	94,544,472円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,117,569,298円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	325,281,133円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	5,265,830円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,757,844円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	170,358円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,066,768,073円

野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,554,254 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,965,473 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	450,415,709 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	264,492,699 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,196,078,961 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	80,883,936 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	8,032,790,814 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	649,707,693 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	10,221,614 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	51,059,424,483 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	81,672,853,288 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	40,025,863,696 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	51,360,460,947 円
マイバランスＤＣ３０	23,515,283,635 円
マイバランスＤＣ５０	22,517,132,317 円
マイバランスＤＣ７０	9,940,871,087 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,142,375,271 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	5,457,863,121 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	15,760,310,366 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	7,518,910,385 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	663,993,345 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	118,833,889 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	184,098,912 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	529,905,662 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	243,563,619 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	85,825,880 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	7,174,394,909 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	3,222,958,168 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,619,163,367 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,785,550,595 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	52,865,798 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	722,973,717 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,152,959,613 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	8,476,213,388 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	705,141,259 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	53,172,982 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４６５回	27,000,000,000	26,920,350,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６６回	1,200,000,000	1,197,264,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６８回	6,000,000,000	5,989,860,000	

		国庫債券　利付（２年）第４６９回	4,000,000,000	3,997,480,000	
		国庫債券　利付（２年）第４７１回	3,000,000,000	3,006,210,000	
		国庫債券　利付（２年）第４７３回	5,000,000,000	5,001,250,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,875,260,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,857,200,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,928,840,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,957,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,687,640,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,377,020,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,452,900,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,903,220,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,232,765,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,736,840,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,879,950,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,791,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,929,400,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	8,600,000,000	8,428,516,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	10,500,000,000	10,362,240,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,950,410,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,462,675,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,943,780,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	10,000,000,000	9,831,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,883,270,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７５回	6,500,000,000	6,460,025,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７６回	3,000,000,000	2,994,450,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７７回	5,000,000,000	5,011,250,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７８回	9,000,000,000	8,972,730,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７９回	8,500,000,000	8,463,280,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,726,228,800	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,380,725,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	778,464,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,381,571,700	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,038,908,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,540,560,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	1,812,375,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	991,485,000	

		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,200,000,000	1,485,952,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,551,063,800	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	915,705,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１２回	1,000,000,000	453,020,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	3,100,000,000	1,375,160,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	3,260,000,000	1,527,799,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,062,840,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	5,900,000,000	3,322,821,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	6,900,000,000	5,121,732,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１８回	1,800,000,000	1,670,886,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	3,500,000,000	3,426,535,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	7,000,000,000	6,863,780,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第３回	3,000,000,000	2,987,040,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	5,000,000,000	4,722,750,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	7,000,000,000	6,753,250,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,456,715,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	2,000,000,000	1,980,380,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,890,290,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,857,200,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,410,130,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,429,582,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	978,450,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	975,530,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,809,670,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,757,360,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	4,000,000,000	3,866,120,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,488,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	6,700,000,000	6,435,350,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５８回	6,000,000,000	5,743,740,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	12,300,000,000	11,733,585,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	16,000,000,000	15,211,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	4,500,000,000	4,263,750,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	1,600,000,000	1,510,736,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６３回	1,100,000,000	1,034,616,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	1,600,000,000	1,498,912,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	4,500,000,000	4,198,680,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	5,500,000,000	5,146,845,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,000,000,000	7,456,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,425,920,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,394,010,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	23,500,000,000	22,120,080,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	24,000,000,000	22,324,320,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,432,420,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,375,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,495,900,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	9,000,000,000	8,734,230,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	8,100,000,000	7,698,159,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,500,000,000	8,268,630,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７８回	4,500,000,000	4,443,930,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７９回	1,000,000,000	994,480,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,139,460,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	528,915,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	168,868,800	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,525,384,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	158,584,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	964,242,000	

		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	640,692,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	103,531,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	266,939,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	246,065,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	677,212,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	759,391,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,140,630,500	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	862,248,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,085,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,535,458,950	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,614,555,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,347,664,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,653,617,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	834,941,800	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	319,383,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	649,230,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	907,410,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	755,167,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	528,140,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	904,723,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,230,810,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,065,550,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,096,760,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,575,725,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,720,281,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,070,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,333,904,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,461,255,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,203,699,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,336,305,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,140,265,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,452,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,284,752,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,168,739,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,761,680,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,627,880,000	

		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	872,130,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,735,480,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	2,915,710,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,319,968,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,428,493,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	3,000,000,000	2,414,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	1,500,000,000	1,200,420,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,684,320,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５１回	1,500,000,000	927,030,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	3,600,000,000	2,319,804,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	2,400,000,000	1,572,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,159,995,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,016,445,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	2,400,000,000	1,614,024,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,335,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	1,988,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	1,924,410,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,950,000,000	1,306,812,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	7,000,000,000	4,423,300,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	2,900,000,000	1,720,889,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,300,000,000	1,884,333,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	3,900,000,000	2,204,007,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,125,454,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	4,200,000,000	2,323,734,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,035,565,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	1,986,579,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	6,500,000,000	3,820,635,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	4,010,000,000	2,340,115,700	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,900,000,000	1,677,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,900,000,000	1,664,716,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	1,993,390,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	2,477,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	5,500,000,000	3,684,780,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,055,000,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,154,930,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	1,901,004,000	

		国庫債券　利付（３０年）第７９回	2,800,000,000	1,790,796,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	2,613,730,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	3,963,848,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	2,598,715,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	6,100,000,000	4,973,757,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	3,579,930,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８５回	3,000,000,000	2,497,470,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８６回	1,600,000,000	1,362,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８７回	1,000,000,000	927,690,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	661,407,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,343,723,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,775,924,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,539,840,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,534,575,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,541,940,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,333,748,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,131,625,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	847,478,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	778,837,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,562,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	623,184,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	413,288,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,966,956,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	415,276,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	829,784,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,030,700,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	928,692,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,701,088,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	522,125,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	520,210,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	521,105,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,048,170,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,154,901,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,463,504,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,146,497,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	826,352,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	818,896,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	1,973,378,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	930,465,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,099,780,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,462,496,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,901,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,091,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,248,384,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,914,548,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,345,773,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,278,056,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	823,648,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,338,337,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	1,967,716,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	1,968,381,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	720,741,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	716,289,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,029,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	813,000,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,022,820,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,086,220,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,672,696,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	983,221,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,345,678,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,316,458,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,386,064,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,610,745,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,583,655,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,827,360,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,365,225,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,495,753,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	4,863,900,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,024,421,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	7,800,000,000	7,614,984,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,647,299,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	4,250,000,000	4,001,927,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	4,900,000,000	4,310,089,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	3,700,000,000	3,161,317,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	9,270,000,000	8,142,211,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	4,610,000,000	4,070,307,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	9,700,000,000	8,611,563,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	8,500,000,000	7,407,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	6,000,000,000	5,195,520,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,731,540,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	6,500,000,000	5,482,165,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	5,100,000,000	4,269,261,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	10,600,000,000	9,049,326,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	8,600,000,000	7,093,796,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	3,600,000,000	2,904,804,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６９回	3,000,000,000	2,366,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,564,080,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	2,000,000,000	1,550,860,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	1,500,000,000	1,172,445,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	2,500,000,000	1,938,675,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	2,970,000,000	2,283,603,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	6,800,000,000	5,272,992,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,174,116,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,670,000,000	5,756,258,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,268,795,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	7,600,000,000	5,718,848,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,123,820,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	3,983,750,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,276,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	5,477,760,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,021,725,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,606,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	7,500,000,000	6,420,225,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,467,830,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,169,000,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	6,800,000,000	6,129,724,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,206,050,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９１回	2,300,000,000	2,089,228,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９２回	3,200,000,000	3,089,088,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９３回	3,000,000,000	2,933,970,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	99,024,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	98,652,000	
		スロベニア共和国　第１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,352,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,014,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	195,458,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,532,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	97,049,000	
		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,626,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	97,424,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	98,066,000	
	小計	銘柄数：287 組入時価比率：83.8%	1,112,200,000,000	1,002,615,061,650 84.5%	
	合計			1,002,615,061,650	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７６９回	500,000,000	493,885,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	97,959,000	
		東京都　公募第７８１回	140,000,000	136,759,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	195,264,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	95,994,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	95,435,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	189,006,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	120,805,100	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	371,224,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	475,105,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	95,064,000	

		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	104,304,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	201,326,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	92,222,000	
		東京都　公募（３０年）第３回	100,000,000	56,021,000	
		東京都　公募（３０年）第４回	250,000,000	142,932,500	
		東京都　公募（３０年）第１９回	200,000,000	115,610,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	168,468,000	
		東京都　公募（３０年）第２０回	100,000,000	55,865,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,048,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	102,701,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	103,778,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	206,058,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	206,566,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	290,245,200	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	104,409,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	102,257,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	100,877,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	200,922,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	99,332,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	96,419,000	
		北海道　公募（２０年）平成２５年度第１２回	100,000,000	100,695,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	85,597,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,384,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,592,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,451,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	84,855,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	207,840,000	190,668,259	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	228,500,000	221,098,885	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	285,336,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	92,652,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	97,968,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	95,157,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	284,058,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	196,712,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	190,830,000	

		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	321,938,137	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	167,518,800	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	92,899,000	
		神奈川県　公募（３０年）第１回	170,000,000	182,882,600	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	107,061,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	306,168,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,300,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	103,530,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	207,552,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	102,015,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	204,236,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	198,110,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	98,129,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	83,968,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	76,251,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	73,405,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	74,453,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	101,087,100	
		大阪府　公募第４２１回	148,000,000	146,074,520	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,555,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	175,602,580	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	123,953,700	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	95,207,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	132,549,200	
		大阪府　公募第４６４回	128,000,000	120,083,200	
		大阪府　公募第４６５回	100,000,000	93,931,000	
		大阪府　公募第４６６回	107,000,000	100,721,240	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	131,479,600	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	140,220,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	185,968,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	93,186,000	
		大阪府　公募第４８６回	114,000,000	107,079,060	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	165,128,480	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	149,263,920	
		大阪府　公募第４９７回	144,000,000	134,962,560	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	104,048,000	

		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	104,312,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	104,332,000	
		大阪府　公募（２０年）第６回	100,000,000	103,586,000	
		大阪府　公募第８回	200,000,000	205,852,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	226,688,000	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	75,861,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	149,504,000	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,832,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	207,210,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	98,711,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	191,114,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	97,724,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	188,392,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	169,854,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,736,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	75,671,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	73,077,000	
		京都府　公募令和６年度第５回	128,000,000	125,336,320	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,191,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	93,163,000	
		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	94,304,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	200,900,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	201,602,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	499,550,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	97,782,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	102,861,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	104,421,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	205,816,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,147,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	200,430,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	99,598,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	98,074,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	75,604,000	

		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	76,319,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,945,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	168,002,220	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	302,652,000	
		静岡県　公募（１５年）第３回	300,000,000	302,688,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	200,188,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	97,577,000	
		静岡県　公募（３０年）第１４回	300,000,000	172,305,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	56,010,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,957,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	204,464,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	197,958,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	85,961,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	152,880,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	151,696,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	102,647,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	103,975,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	103,124,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	206,332,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	100,819,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	101,924,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	403,260,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	102,637,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	109,815,600	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	402,276,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	99,686,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	86,789,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	195,342,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	293,748,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	81,612,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,572,000	

		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,434,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	195,220,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	150,906,000	
		愛知県　公募令和３年度第６回	100,000,000	56,226,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	198,230,000	
		広島県　公募平成２９年度第２回	129,000,000	127,330,740	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,409,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	207,955,121	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	95,021,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	283,065,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	134,055,600	
		広島県　公募（２０年）平成２０年度第１回	100,000,000	103,840,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	75,284,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	76,005,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	73,204,000	
		埼玉県　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,412,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	195,588,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	96,012,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	285,201,000	
		埼玉県　公募令和２年度第６回	100,000,000	94,704,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	93,687,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	94,392,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	198,234,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	196,878,000	
		埼玉県　公募（３０年）第４回	100,000,000	76,903,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	94,390,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	151,330,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	130,230,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	200,000,000	113,304,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	174,942,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	172,404,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	103,605,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	100,922,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	190,882,000	

		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	172,534,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	86,189,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	75,826,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	200,000,000	150,320,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,750,000	
		福岡県　公募平成３０年度第８回	140,000,000	135,480,800	
		福岡県　公募令和７年度第１回	100,000,000	97,896,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	100,792,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	195,288,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	267,336,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	176,398,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	106,576,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	86,948,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	67,076,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	55,787,000	
		福岡県　公募（２０年）平成１９年度第１回	100,000,000	102,803,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	310,710,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	103,156,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	307,758,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	313,341,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	101,513,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	99,643,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	86,106,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	146,820,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,415,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,030,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	286,575,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	93,061,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	188,238,000	

		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	165,872,683	
		千葉県　公募（２０年）第３回	190,000,000	194,997,000	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	104,370,000	
		千葉県　公募（２０年）第９回	100,000,000	102,942,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	203,746,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	299,622,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	98,081,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	86,715,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	83,642,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	225,894,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	194,966,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	75,898,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	113,240,400	
		新潟県　公募令和６年度第３回	100,000,000	99,417,000	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	282,321,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,916,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	94,109,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,088,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	94,762,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	101,902,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	76,128,000	
		群馬県　公募（２０年）第１２回	100,000,000	74,520,000	
		大分県　公募令和２年度第２回	120,000,000	113,367,600	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,226,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	592,326,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７９回	101,000,000	99,188,060	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	97,609,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	390,440,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	292,482,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	591,462,100	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	96,789,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	289,044,000	

		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	383,592,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	400,000,000	383,188,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	105,196,300	
		共同発行市場地方債　公募第１９９回	150,000,000	143,293,500	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	95,492,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	189,882,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	600,000,000	571,230,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	285,267,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	282,666,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	376,236,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２７回	300,000,000	279,444,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	278,250,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	232,970,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３１回	200,000,000	185,996,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３３回	219,000,000	203,212,290	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	279,000,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	94,927,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	95,541,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	481,965,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	472,980,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	189,974,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	204,457,680	
		共同発行市場地方債　公募第２６３回	134,000,000	130,660,720	
		共同発行市場地方債　公募第２６５回	201,000,000	193,892,640	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	103,610,000	

		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	84,211,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	92,683,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	189,934,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	95,994,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	93,384,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	67,756,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	99,083,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	296,448,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,872,720	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,340,000	
		熊本市　公募令和２年度第１回	200,000,000	188,744,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,326,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	189,524,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	74,782,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,754,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	285,282,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	281,415,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	201,920,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	308,802,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	104,238,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	103,680,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	203,896,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	95,189,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	85,261,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	196,910,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,043,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	195,614,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	190,086,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	285,183,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	98,918,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,864,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	68,184,000	
		名古屋市　公募（２０年）第９回	100,000,000	103,219,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	101,546,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	191,300,000	

		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	94,307,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	85,708,000	
		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	83,149,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,613,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,522,792	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	98,786,158	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	203,836,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	102,881,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	97,595,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	171,714,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	75,303,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	103,251,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	102,404,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	99,735,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	300,000,000	297,141,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	130,230,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	75,406,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	56,165,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	297,291,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,664,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	191,110,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	214,346,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	101,716,000	
		横浜市　公募（２０年）第１４回	300,000,000	309,963,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	103,971,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	102,273,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	97,864,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	94,461,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	85,623,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	166,548,000	
		横浜市　公募（５年）第６４回	300,000,000	293,382,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	103,579,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	201,786,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年	100,000,000	102,611,000	

		度第１回			
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	204,698,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	85,551,000	
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	55,372,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	75,652,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	92,865,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	93,554,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	208,154,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	150,702,400	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	205,342,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	100,423,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	99,853,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	97,807,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	95,267,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	86,278,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	86,968,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	64,649,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	226,343,000	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	98,325,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	188,450,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	189,528,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	205,592,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,060,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	99,494,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	207,732,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	103,285,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	99,155,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	54,230,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	151,370,000	
		福岡市　公募（３０年）２０２０年度第８回	100,000,000	57,597,000	

		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	146,240,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	73,646,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	233,309,690	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	93,148,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	94,762,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	303,333,162	
		相模原市　公募令和２年度第１回	100,000,000	94,604,000	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,317,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,646,850	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	189,524,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	190,998,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	93,020,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	196,680,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	292,458,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	95,497,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,158,641	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	283,053,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	92,893,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	108,422,842	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	97,810,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	74,655,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	74,250,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	79,551,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	103,600,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	312,258,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	95,015,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	86,556,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	103,347,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	97,791,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５	100,000,000	85,264,000	

		回			
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	302,052,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	94,820,000	
	小計	銘柄数：396 組入時価比率：5.1%	64,930,170,000	61,010,702,270 5.1%	
	合計			61,010,702,270	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	115,741,080	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	302,538,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	100,146,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	99,180,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	95,979,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	93,678,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	45,330,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	300,000,000	297,648,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	197,752,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,723,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	295,194,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	195,036,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	292,563,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	92,984,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	375,556,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	100,682,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	396,312,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	200,000,000	196,574,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	289,959,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６７回	120,000,000	113,500,800	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	405,552,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	106,995,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	700,000,000	718,123,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	106,338,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２７回	100,000,000	102,774,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	192,412,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	311,136,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	242,448,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	400,000,000	371,356,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	104,331,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	104,123,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第６９回	400,000,000	417,504,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第７５回	200,000,000	206,574,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	290,000,000	294,837,200	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	203,978,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	100,000,000	102,312,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	99,465,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	242,253,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	81,460,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	95,275,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	81,777,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５４回	100,000,000	98,439,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	95,757,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	98,029,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	190,508,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	94,438,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	94,032,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	93,018,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８１回	100,000,000	65,359,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	84,545,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	53,494,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	102,998,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２１８回	200,000,000	114,282,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	42,785,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３３回	100,000,000	44,883,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３４回	200,000,000	102,438,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	108,758,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	103,797,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	207,714,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	207,868,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	208,228,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	103,727,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	206,562,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	96,565,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	311,604,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	102,809,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	101,969,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	90,937,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	101,927,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	304,971,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	275,349,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	203,104,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	101,583,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	101,975,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	99,350,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	99,321,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	86,196,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	85,757,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	98,193,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	98,148,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	97,279,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	94,084,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	478,145,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	473,685,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	191,036,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	95,621,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	200,000,000	188,810,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	84,657,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	172,590,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	110,000,000	108,948,400	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	398,659,690	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	257,424,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,665,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１７回	100,000,000	54,768,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	591,252,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,341,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	65,488,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	490,810,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	239,000,000	234,105,280	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	63,365,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	218,000,000	212,903,160	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５３回	100,000,000	50,945,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	195,050,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	97,655,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	249,780,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７５回	231,000,000	223,270,740	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	93,854,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８６回	300,000,000	124,695,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	53,984,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	316,000,000	301,808,440	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	54,064,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	80,522,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	222,321,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１８回	100,000,000	53,980,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３５回	100,000,000	82,600,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	407,570,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	489,360,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	192,636,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	420,740,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	191,616,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	171,302,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４８１回	400,000,000	385,232,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	109,379,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	110,256,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第４３回	130,000,000	140,570,300	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	500,000,000	552,745,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	102,991,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	311,901,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	103,697,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	101,514,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	313,002,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	416,836,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	306,606,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１２回	100,000,000	103,949,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１３回	100,000,000	104,187,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	205,202,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	200,000,000	204,746,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	302,682,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２１回	100,000,000	102,407,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	100,780,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	100,791,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	203,150,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	302,112,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	100,558,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	99,977,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	101,319,000	

		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	100,349,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	200,130,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	198,006,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	295,635,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	297,624,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	296,805,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	96,222,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	195,674,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	97,360,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	94,948,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	191,624,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	183,572,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	84,452,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	166,314,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	297,234,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	86,897,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,461,490	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	197,600,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	296,115,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,377,400	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,238,520	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	393,552,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０２回	100,000,000	98,370,000	
		地方公共団体金融機構債券　第６回	200,000,000	126,182,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	267,000,000	261,077,940	

		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	82,215,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,568,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１２回	200,000,000	195,176,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	107,289,600	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第７回	100,000,000	64,798,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	96,376,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１８回	112,000,000	108,260,320	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	111,705,680	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	98,677,090	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	95,441,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第９回	200,000,000	106,344,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	42,484,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１２回	200,000,000	110,344,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１３９回	300,000,000	281,742,000	
		地方公共団体金融機構債券　第８９回	100,000,000	75,257,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第１３回	100,000,000	54,762,000	
		地方公共団体金融機構債券　第９２回	500,000,000	365,475,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	53,568,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	92,660,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	200,000,000	158,552,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	189,116,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	94,228,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	101,867,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	102,019,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	350,000,000	359,149,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回	200,000,000	206,390,000	

		財投機関債			
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	103,886,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	294,006,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,354,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	308,000,000	297,771,320	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	253,605,600	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	99,624,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	99,178,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	98,759,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	98,304,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	293,349,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	190,990,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	83,716,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４７回	100,000,000	55,224,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	47,396,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	45,048,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	46,507,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	73,793,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	63,186,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	111,278,016	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	149,902,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	295,995,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	408,156,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	205,254,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	103,805,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	103,141,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	180,000,000	186,940,800	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	103,821,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	103,089,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	205,192,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	201,776,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	102,813,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	100,775,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	101,778,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	102,261,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	100,839,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	102,371,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	95,208,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	200,182,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	100,629,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	201,262,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	100,191,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	95,669,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	85,074,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	297,192,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,976,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	197,530,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,682,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	196,516,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	92,601,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,196,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	126,865,700	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	400,000,000	219,988,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	172,294,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３２０回	100,000,000	55,137,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	180,806,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	173,320,000	
		成田国際空港　第３８回	200,000,000	188,444,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	259,806,000	
		沖縄振興開発金融公庫債券　財投機関債第３０回	100,000,000	92,264,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,669,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,185,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,182,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,327,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	392,008,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	195,434,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	390,976,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	195,694,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	293,187,000	
		商工債券　利付第８９５回い号	100,000,000	98,276,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,818,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	98,325,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	294,618,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	97,968,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	97,769,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	293,847,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	97,682,000	
		しんきん中金債券　利付第４２１回	100,000,000	98,386,000	
		しんきん中金債券　利付第４２７回	100,000,000	99,775,000	
		しんきん中金債券　利付第４２９回	100,000,000	99,694,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,081,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	93,354,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	276,534,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	93,197,000	

		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	98,435,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	207,852,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	101,677,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	98,778,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	94,605,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,691,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	54,270,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	75,666,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	93,226,000	
		東日本高速道路　第１２３回	200,000,000	199,610,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	191,788,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	95,447,000	
		東日本高速道路　第６９回	200,000,000	190,536,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	395,628,000	
		東日本高速道路　第８８回	300,000,000	277,704,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,579,100	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	838,729,000	
		中日本高速道路　第１１４回	600,000,000	598,734,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,580,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	197,382,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	198,068,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	296,079,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	490,375,000	
		西日本高速道路　第３３回	100,000,000	99,210,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	297,501,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	197,330,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	196,312,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	97,139,000	
		西日本高速道路　第１０１回	300,000,000	299,022,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	195,914,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	280,857,000	

		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	177,952,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	285,027,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	12,567,000	12,775,737	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	44,145,000	44,865,887	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	39,424,000	39,462,241	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	46,026,000	46,702,582	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	33,776,000	33,979,331	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	22,328,000	22,566,239	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	42,480,000	43,171,999	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	49,515,000	49,614,030	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	75,234,000	73,997,905	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	65,289,000	64,903,142	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	44,120,000	43,675,270	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	15,769,000	15,932,997	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	38,622,000	38,910,892	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	26,017,000	25,361,111	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	57,500,000	55,842,275	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	122,890,000	120,174,131	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	77,526,000	76,381,716	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	15,949,000	16,199,399	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	16,508,000	16,750,502	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	15,648,000	15,926,690	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	14,854,000	15,090,921	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	42,310,000	42,254,573	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	60,813,000	60,794,147	

		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	20,295,000	20,296,623	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	48,574,000	47,833,246	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	45,776,000	46,352,319	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	45,663,000	46,223,741	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	50,724,000	51,178,487	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	81,305,000	81,874,135	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	149,090,000	150,788,135	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	45,372,000	45,201,401	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	81,612,000	79,801,845	
		貸付債権担保第６７回住宅金融支援機構債券	286,840,000	278,685,138	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	73,230,000	71,600,632	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	58,946,000	57,861,393	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	48,386,000	47,747,304	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	124,220,000	119,849,940	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	210,420,000	203,156,301	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	32,984,000	31,507,306	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	33,743,000	32,240,761	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	34,830,000	33,115,667	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	74,256,000	69,509,556	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	80,062,000	73,845,986	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	41,929,000	39,225,837	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	44,368,000	41,268,451	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	130,086,000	121,656,427	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	137,787,000	128,892,849	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	93,354,000	87,008,728	

		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	45,663,000	42,451,977	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	46,447,000	43,320,187	
		貸付債権担保第１０３回住宅金融支援機構債券	49,128,000	45,524,952	
		貸付債権担保第１０４回住宅金融支援機構債券	49,107,000	45,424,957	
		貸付債権担保第１０５回住宅金融支援機構債券	204,828,000	188,234,883	
		貸付債権担保第１０６回住宅金融支援機構債券	52,057,000	46,962,701	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	216,236,000	193,617,714	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	277,610,000	246,228,965	
		貸付債権担保第１０９回住宅金融支援機構債券	228,684,000	203,848,917	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	244,316,000	217,162,719	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	304,340,000	271,404,325	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	182,139,000	161,972,569	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	122,066,000	108,965,876	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	122,902,000	109,253,732	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	60,810,000	54,179,277	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	122,778,000	109,224,536	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	61,396,000	54,232,928	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	62,216,000	54,984,012	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	63,475,000	56,078,893	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	251,056,000	220,939,322	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	191,877,000	168,690,583	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	127,388,000	111,915,453	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	131,336,000	115,368,169	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	132,972,000	115,628,462	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	66,069,000	57,423,871	

		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	67,362,000	58,742,358	
		貸付債権担保第１３８回住宅金融支援機構債券	133,406,000	116,919,686	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	66,985,000	57,988,244	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	207,972,000	178,901,673	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	205,797,000	176,973,072	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	211,308,000	181,008,545	
		貸付債権担保第１４８回住宅金融支援機構債券	144,176,000	121,256,341	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	368,000,000	311,475,200	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	226,002,000	191,715,236	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	149,460,000	127,725,526	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	151,364,000	128,680,590	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	151,796,000	129,377,248	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	234,354,000	199,210,274	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	239,607,000	202,729,086	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	158,318,000	134,470,559	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	238,293,000	203,368,777	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	158,478,000	135,078,723	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	158,174,000	134,644,035	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	243,429,000	206,844,055	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	399,770,000	338,773,093	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	248,112,000	210,369,202	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	250,260,000	211,529,762	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	250,281,000	210,276,084	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	166,890,000	141,228,993	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	248,997,000	212,909,864	

		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	251,139,000	214,085,951	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	167,570,000	143,324,296	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	509,400,000	434,808,558	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	259,185,000	222,116,361	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	174,326,000	151,539,848	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	180,374,000	158,689,437	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	273,567,000	243,942,429	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	181,560,000	163,489,333	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	362,880,000	325,866,240	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	460,090,000	410,630,325	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	278,433,000	249,417,497	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	464,075,000	417,124,532	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	185,700,000	170,000,922	
		貸付債権担保Ｔ種第４回住宅金融支援機構債券	126,245,000	123,972,590	
		貸付債権担保Ｔ種第５回住宅金融支援機構債券	88,581,000	86,534,778	
	小計	銘柄数：426 組入時価比率：5.7%	74,292,374,000	68,297,019,894 5.7%	
	合計			68,297,019,894	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,478,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,577,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	297,366,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	95,431,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	197,646,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,574,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	98,814,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第４０回円貨社債	100,000,000	97,296,000	

		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,554,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	99,265,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	198,962,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	98,229,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２７回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,713,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,470,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,590,000	
		韓国輸出入銀行保証　大韓航空　第４回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,727,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	200,000,000	199,000,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	98,024,000	
		フランス電力　第１３回円貨社債（２０２５）	100,000,000	99,345,000	
		フランス電力　第１４回円貨社債（２０２５）	100,000,000	98,244,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	196,920,000	
		オーストラリア・ニュージーランド銀行　第１２回円貨社債	200,000,000	198,796,000	
		オーストラリア・ニュージーランド銀行　第１３回円貨社債	100,000,000	98,462,000	
		ケーティー　第１２回円貨社債（２０２５）	100,000,000	100,028,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,951,000	
		清水建設　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,631,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,900,000	
		鹿島建設　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,407,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,884,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,498,000	
		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,129,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	279,291,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	73,995,000	

		積水ハウス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,860,000	
		積水ハウス　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,377,000	
		積水ハウス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,302,000	
		森永乳業　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,485,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,343,000	
		日本ハム　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,309,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,852,000	
		アサヒグループホールディングス第２０回特定社債間限定同順位	100,000,000	98,576,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	94,488,000	
		アサヒグループホールディングス第２５回特定社債間限定同順位	200,000,000	196,454,000	
		キリンホールディングス　第２５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,982,000	
		サントリーホールディングス　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,876,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,566,000	
		伊藤園　第３回	100,000,000	97,757,000	
		味の素　第３０回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,113,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,556,000	
		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,229,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	97,384,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,012,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,519,000	
		東洋紡　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,529,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	93,335,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,274,000	
		森ビル　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,192,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,920,000	
		東急不動産ホールディングス　第２	100,000,000	78,850,000	

		１回社債間限定同順位特約付			
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,797,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	195,604,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,789,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	94,626,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,729,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,665,000	
		クラレ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,853,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,604,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,647,000	
		旭化成　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,390,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,116,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,077,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,920,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,492,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,902,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,582,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,154,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,370,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,013,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,192,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,046,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,140,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,990,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,611,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順	100,000,000	97,668,000	

		位特約付			
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,997,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,995,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,224,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,291,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,368,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,818,000	
		日本化薬　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,108,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,410,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,626,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	275,271,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	200,000,000	196,082,000	
		アステラス製薬　第５回無担保社債間限定	100,000,000	98,072,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,263,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,215,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,804,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,572,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,942,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,991,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,664,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,582,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,428,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,391,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,550,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,884,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順	100,000,000	92,696,000	

		位特約付			
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,942,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,227,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,289,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,327,000	
		住友大阪セメント　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,443,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,289,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,275,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,317,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,905,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２９回社債間限定同順	100,000,000	96,370,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第３６回社債間限定同順	100,000,000	98,634,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,703,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,282,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,608,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,774,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,187,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,755,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,827,000	
		豊田自動織機　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,316,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,206,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,758,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,989,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,994,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定	100,000,000	96,717,000	

		同順位特約付			
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,305,000	
		ダイキン工業　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,060,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,540,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,996,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,276,000	
		日本精工　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,311,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,864,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,820,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,053,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,336,000	
		オムロン　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,198,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,327,000	
		日本電気　第６６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,689,000	
		日本電気　第６７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,515,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,846,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,152,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,127,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,667,000	
		パナソニック　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,753,000	
		ソニー　第３６回	100,000,000	96,022,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	99,097,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	97,980,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	94,043,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,839,000	
		ＴＤＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,333,000	
		デンソー　第２１回社債間限定同順	100,000,000	98,892,000	

		位特約付			
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,503,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,727,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,662,000	
		ＪＡ三井リース　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,313,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,956,000	
		ＪＡ三井リース　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,618,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,798,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,977,000	
		本田技研工業株式会社　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,674,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,605,000	
		ヤマハ発動機　第７回	100,000,000	97,879,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,024,000	
		オリックス銀行　第３回	100,000,000	97,815,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,247,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,005,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,995,000	
		シチズン時計　第４回	100,000,000	98,035,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,306,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,060,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,085,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,101,000	
		岡村製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,669,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,845,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,720,000	

		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,351,000	
		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,755,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,228,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,619,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,269,000	
		三井物産　第７５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,485,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,694,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,987,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,617,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,744,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	201,882,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,389,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,032,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,455,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,502,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,374,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,915,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,438,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,178,000	
		イオン　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,263,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	97,914,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,417,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	104,638,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	101,725,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	97,654,000	

		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,933,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,248,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	101,801,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,064,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,819,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,104,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,262,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,104,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,810,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,846,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,985,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	195,974,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	900,000,000	850,293,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,228,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	277,800,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,962,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,430,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,319,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,394,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,051,000	
		ＮＴＴファイナンス　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,040,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,493,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,563,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,123,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,634,000	

		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,846,000	
		ホンダファイナンス　第８８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,005,000	
		ホンダファイナンス　第９４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,265,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,384,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,320,000	
		トヨタファイナンス　第１０３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,612,000	
		トヨタファイナンス　第１０９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,946,000	
		トヨタファイナンス　第１１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,837,000	
		トヨタファイナンス　第１１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,912,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,422,000	
		リコーリース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,067,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,928,000	
		オリエントコーポレーション　第１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,818,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,493,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	183,888,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,334,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,234,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,180,000	
		オリックス　第２０５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,220,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,169,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,120,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,443,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,166,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,038,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	394,396,000	

		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,287,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,506,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,684,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,984,000	
		三井住友海上火災保険　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,851,000	
		三井住友海上火災保険　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,877,000	
		三井住友海上火災保険　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,869,000	
		三井住友海上火災保険　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,842,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第２９回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,720,000	
		Ｔ＆Ｄホールディングス第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,265,000	
		Ｔ＆Ｄホールディングス第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,395,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,690,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,050,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,755,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	279,021,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,285,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	207,438,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,552,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	40,235,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	93,013,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,995,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,128,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,685,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,912,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,222,000	

		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,310,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,186,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,942,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,940,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	81,273,000	
		日本都市ファンド投資法人　第１回	100,000,000	93,387,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	91,568,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	99,122,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	103,789,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,034,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,976,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,608,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,226,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,078,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,271,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,891,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,474,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,499,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,505,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,126,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,713,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,882,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,966,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	63,189,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	53,761,000	

		東日本旅客鉄道　第１３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	53,616,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	48,626,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	67,002,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	108,216,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	87,678,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,178,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	36,843,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,655,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,616,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,686,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	92,262,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,477,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,972,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	307,980,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	54,017,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,988,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,090,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	153,490,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	45,743,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,676,000	
		東海旅客鉄道　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,986,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,150,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	278,721,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,923,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,572,000	

		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	84,969,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	66,672,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	66,131,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	51,052,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	38,713,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	75,058,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	57,853,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,754,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,770,000	
		西日本鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,602,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	398,572,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	86,661,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,728,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,134,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,354,000	
		センコー　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,915,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,290,000	
		商船三井　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,263,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,037,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	121,662,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,436,000	
		日本貨物鉄道株式会社　第１回	100,000,000	92,736,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,888,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,552,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,511,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,350,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,311,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順	100,000,000	98,407,000	

		位特約付			
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,564,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,127,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,076,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,976,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,938,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,850,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,410,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	100,483,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,875,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	192,158,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	82,522,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	78,122,000	
		中部電力　第５７４回	100,000,000	98,876,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	98,976,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	295,725,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	80,383,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	195,328,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	94,417,000	
		関西電力　第５５１回	100,000,000	93,311,000	
		関西電力　第５５５回	100,000,000	94,246,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	92,703,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	78,878,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	93,639,000	
		関西電力　第５７７回	100,000,000	99,381,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	84,192,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,421,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	80,877,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	96,431,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	569,646,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	94,756,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	93,096,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	78,210,000	

		北陸電力　第３１２回	100,000,000	97,894,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,733,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	161,710,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	96,378,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	85,314,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	85,907,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	99,097,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	96,920,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	286,026,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	78,129,000	
		東北電力　第５４６回	100,000,000	92,995,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	184,998,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	186,872,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	96,549,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	84,629,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	58,082,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	93,550,000	
		四国電力　第３３２回	100,000,000	97,606,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,974,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,942,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	96,696,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	81,668,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	288,174,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	191,586,000	
		九州電力　第５０７回	200,000,000	186,326,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	95,322,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	298,419,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	128,137,100	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	85,348,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	85,851,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	81,233,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	93,833,000	
		北海道電力　第４０５回	100,000,000	99,386,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,730,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,571,000	

		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,795,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,499,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,813,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,416,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,106,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,256,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,111,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	295,983,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	287,976,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	97,818,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	272,646,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	97,653,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	91,398,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	360,172,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	282,759,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	249,189,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	93,278,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	167,108,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	94,515,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	94,143,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	89,644,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	200,000,000	187,680,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,926,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,188,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	372,756,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,426,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,627,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,330,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	39,324,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,791,000	

		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	43,725,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	55,952,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,222,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	110,630,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,778,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,007,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,512,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,409,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,262,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,276,000	
		日本空港ビルディング　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,427,000	
		ＳＣＳＫ　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,271,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,044,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,685,000	
	小計	銘柄数：474 組入時価比率：4.7%	60,530,000,000	56,278,774,100 4.7%	
	合計			56,278,774,100	
合計				1,188,201,557,914	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 9月 8日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	232,326,596
コール・ローン	241,975,278
国債証券	79,879,815,906
未収入金	16,400

未収利息	663,484,181
前払費用	110,069,474
差入委託証拠金	3,100,614
流動資産合計	81,130,788,449
資産合計	81,130,788,449
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	944,781,757
未払解約金	52,780,953
その他未払費用	918,300
流動負債合計	998,481,010
負債合計	998,481,010
純資産の部	
元本等	
元本	81,259,082,629
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,126,775,190
元本等合計	80,132,307,439
純資産合計	80,132,307,439
負債純資産合計	81,130,788,449

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
1.　元本の欠損	
	1,126,775,190円
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9861円
(10,000口当たり純資産額)	(9,861円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日

至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	100,915,691,988円
同期中における追加設定元本額	34,709,369,473円
同期中における一部解約元本額	54,365,978,832円
期末元本額	81,259,082,629円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,766,881,773円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,508,546,651円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	34,201,683円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	23,536,798円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	11,867,834円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	7,719,287円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,612,592,138円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	14,368,686円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	8,334,877円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	53,287,077円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	21,416,751円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	15,507,985円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	45,856,595,087円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,221,458,261円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	8,617,639,476円

野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	97,348,421 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,387,779,844 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	4,200,000.00	4,433,132.76	
		US TREASURY BOND	8,620,000.00	9,067,162.50	
		US TREASURY BOND	2,100,000.00	1,639,558.41	
		US TREASURY BOND	2,000,000.00	1,766,015.60	
		US TREASURY N/B	900,000.00	879,834.15	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,001,584.00	
		US TREASURY N/B	900,000.00	873,724.86	
		US TREASURY N/B	8,700,000.00	8,681,793.51	
		US TREASURY N/B	9,200,000.00	9,242,765.28	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,010,664.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,006,796.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,515.62	
		US TREASURY N/B	700,000.00	709,802.73	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	986,835.90	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,765,265.58	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,292,273.36	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,968,476.40	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	947,148.40	
		US TREASURY N/B	800,000.00	795,874.96	
		US TREASURY N/B	400,000.00	405,851.56	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,016,499.84	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,773,914.04	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,952,187.40	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,208,507.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,736.32	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,208,531.16	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	938,222.60	

		US TREASURY N/B	500,000.00	506,357.40	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,065,636.54	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,410,773.42	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,498,500.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	604,886.70	
		US TREASURY N/B	600,000.00	589,546.86	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,416,542.96	
		US TREASURY N/B	700,000.00	660,679.67	
		US TREASURY N/B	300,000.00	300,029.28	
		US TREASURY N/B	4,600,000.00	4,526,777.20	
		US TREASURY N/B	600,000.00	564,175.74	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,832,359.18	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,272,909.85	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,155,351.39	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,040,332.00	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,767,734.20	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,667,843.62	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,510,898.40	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	943,925.70	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,419,990.15	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,078,124.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,173,351.48	
		US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,215,462.60	
		US TREASURY N/B	600,000.00	576,351.54	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,140,273.30	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,177,441.20	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,450,429.65	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,727,990.16	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,378,316.38	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,024,609.20	
		US TREASURY N/B	300,000.00	299,455.05	
		US TREASURY N/B	900,000.00	915,433.56	
		US TREASURY N/B	800,000.00	817,390.56	
		US TREASURY N/B	500,000.00	516,054.65	
		US TREASURY N/B	200,000.00	174,343.74	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,296,267.57	

		US TREASURY N/B	300,000.00	308,214.84	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,202,179.68	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,893,640.54	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,812,515.58	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,114,355.39	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,526,455.05	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,432,566.38	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,138,574.20	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,645,800.75	
		US TREASURY N/B	600,000.00	621,058.56	
		US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,741,632.64	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	4,015,400.22	
		US TREASURY N/B	800,000.00	818,750.00	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,887,011.64	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,687,343.60	
		US TREASURY N/B	900,000.00	783,228.51	
		US TREASURY N/B	500,000.00	501,142.55	
		US TREASURY N/B	800,000.00	796,015.60	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,452,218.72	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,785,499.84	
		US TREASURY N/B	500,000.00	521,015.60	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	3,748,991.82	
		US TREASURY N/B	5,300,000.00	5,410,037.01	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,217,448.90	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,590,661.95	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,546,923.75	
		US TREASURY N/B	800,000.00	781,703.12	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,030,396.34	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,797,644.52	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,121,816.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,007,460.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,029,453.10	
		US TREASURY N/B	500,000.00	495,166.00	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,847,085.92	
		US TREASURY N/B	4,400,000.00	4,597,655.92	
		US TREASURY N/B	600,000.00	591,351.54	

		US TREASURY N/B	500,000.00	504,423.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	993,125.00	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	887,390.52	
		US TREASURY N/B	700,000.00	473,525.36	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,330,890.53	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,403,921.78	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	808,828.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	838,750.00	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	930,609.36	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	850,644.50	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,619,953.02	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,199,630.77	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,790,250.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,807,929.60	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,218,218.68	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,509,179.47	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	998,156.16	
		US TREASURY N/B	200,000.00	185,328.12	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	857,097.56	
		US TREASURY N/B	500,000.00	494,707.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	427,476.54	
		US TREASURY N/B	700,000.00	542,363.22	
		US TREASURY N/B	800,000.00	595,812.48	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	759,570.30	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	757,578.10	
		US TREASURY N/B	500,000.00	360,488.25	
		US TREASURY N/B	300,000.00	215,742.18	
		US TREASURY N/B	500,000.00	375,781.25	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,841,624.88	
		US TREASURY N/B	900,000.00	673,312.50	
		US TREASURY N/B	2,700,000.00	1,724,044.77	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,045,160.10	
		US TREASURY N/B	700,000.00	392,273.42	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	615,234.30	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	850,218.72	
		US TREASURY N/B	800,000.00	581,000.00	

		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,496,398.31	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	821,796.80	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	902,945.23	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,797,500.00	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,594,937.44	
		US TREASURY N/B	600,000.00	550,652.34	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,074,347.56	
		US TREASURY N/B	800,000.00	733,968.72	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,679,687.36	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,344,500.00	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,395,296.84	
	小計	銘柄数：146 組入時価比率：45.7%	258,970,000.00	246,836,908.78 (36,647,875,846) 45.9%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,557.44	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,411,315.22	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	803,138.96	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	408,776.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	610,599.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,566,060.15	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	775,625.41	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	299,789.31	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	466,018.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	620,423.44	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,296,583.26	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	458,686.05	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	187,699.08	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	385,567.60	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	707,764.32	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	390,349.44	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	403,044.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	591,353.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	300,310.83	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	499,127.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	497,270.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	230,966.76	

		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	422,928.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	294,936.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	341,915.88	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	497,614.95	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	327,345.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	82,165.37	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	239,987.01	
	小計	銘柄数：29 組入時価比率：2.0%	15,700,000.00	15,215,920.00 (1,632,516,056) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,000,000.00	21,932,966.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	5,060,794.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	10,120,846.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	7,502,659.01	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,825,019.66	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,429,400.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000.00	1,083,476.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,500,000.00	4,295,431.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,038,645.90	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,736,129.82	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,370,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.8%	86,700,000.00	82,395,368.79 (653,345,837) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	195,740.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	191,800.00	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	675,554.95	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	663,320.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	457,150.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,850.00	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	642,300.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	169,720.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	501,600.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	496,100.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	292,620.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	272,700.00	

		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	62,570.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	529,150.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,490.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	195,010.90	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	314,350.00	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	328,920.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	131,460.00	
		BELGIUM KINGDOM	70,000.00	41,758.57	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	600,000.00	690,945.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	100,841.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	593,070.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	380,160.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,768,279.68	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	201,020.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	869,280.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	776,702.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	728,920.57	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,100,000.00	1,033,560.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	465,182.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	302,925.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,549.38	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	374,180.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	306,755.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	294,248.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,522,050.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	958,157.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	831,064.56	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,519,542.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,664.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,540.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	299,220.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	514,821.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	455,512.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	557,363.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	757,997.36	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	703,693.20	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	324,017.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	105,969.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	322,640.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	388,815.60	
		BUNDESOBLIGATION	400,000.00	402,672.00	
		BUNDESOBLIGATION	500,000.00	500,700.00	
		BUNDESOBLIGATION	300,000.00	303,045.00	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	199,856.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	864,792.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	191,956.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	433,220.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,936,242.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	190,340.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	942,330.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	276,906.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,298,804.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	818,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,030.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,053.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	807,024.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	697,110.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	670,355.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	990,790.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,209,936.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	1,056,403.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	693,140.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	852,720.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	373,425.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,566,451.04	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	239,685.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	459,367.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	241,925.74	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	613,460.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	637,530.04	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	717,824.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	360,024.00	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	379,656.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	219,684.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	953,790.11	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	427,365.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,800,000.00	2,821,672.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,300,000.00	1,301,248.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	511,950.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	910,530.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	201,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	982,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	202,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,029,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	625,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	256,944.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,322,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	375,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	506,450.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,856,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	203,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	631,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	418,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	184,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,060,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,530.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	632,590.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,168,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,443,540.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	809,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	355,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,370.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,994,780.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,193,830.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	216,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,174,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	1,016,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	310,710.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	710,290.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	201,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,820.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,617,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	788,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	309,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	786,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	938,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,300,000.00	1,408,810.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,140.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	174,240.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	562,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	143,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	908,460.00	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	305,791.71	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	408,782.28	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	279,573.81	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	265,738.41	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	172,795.12	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	346,012.72	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	219,114.18	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	178,685.10	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	94,660.00	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	133,111.76	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	81,160.52	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	100,554.51	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	201,500.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,700,000.00	1,641,860.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,600,000.00	1,537,920.00	
		FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	701,680.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	855,000.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,700,000.00	2,729,700.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	1,024,210.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	450,350.00	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	301,710.00	
		FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	695,660.00	

		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	260,610.00	
		FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	585,550.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,800,000.00	2,765,280.00	
		FRANCE (GOVT OF)	3,200,000.00	3,254,400.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,600,000.00	1,353,216.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	968,900.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	493,650.00	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	186,570.00	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	645,200.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	582,900.00	
		FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	178,600.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,639,792.35	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	268,800.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,300,000.00	1,316,965.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000.00	2,318,820.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,700,000.00	1,584,839.79	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	351,606.90	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,220,274.77	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	715,890.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,171,720.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,300,000.00	1,154,309.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	900,000.00	850,500.00	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	170,564.70	
		IRISH TSY 0.2% 2030	400,000.00	358,309.68	
		IRISH TSY 0.4% 2035	400,000.00	314,520.60	
		IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	577,237.50	
		IRISH TSY 1.5% 2050	200,000.00	132,834.80	
		IRISH TSY 1.7% 2037	250,000.00	215,838.57	
		IRISH TSY 2% 2045	200,000.00	158,748.84	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	392,000.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	482,075.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	560,160.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	464,733.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	268,651.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	87,314.45	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	696,325.00	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	798,320.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	196,160.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	219,840.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	209,063.31	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	426,339.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	99,290.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	545,991.12	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	165,433.72	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	147,380.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	97,460.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	800,000.00	801,200.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	90,770.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	93,320.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	283,110.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	296,310.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	400,000.00	322,720.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	104,180.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	52,290.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	278,490.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	69,120.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	97,650.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,291,552.80	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	283,020.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	942,660.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	538,320.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	201,800.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	288,720.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	199,300.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	251,967.30	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	179,820.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	95,148.35	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	68,890.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	359,450.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	52,180.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	178,860.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	201,180.00	

		SPANISH GOVERNMENT	490,000.00	549,798.71	
		SPANISH GOVERNMENT	600,000.00	710,100.00	
		SPANISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,399,617.70	
	小計	銘柄数：231 組入時価比率：29.9%	142,280,000.00	137,824,309.63 (23,962,134,472) 30.0%	
	英ポンド	UK TREASURY	400,000.00	385,696.04	
		UK TREASURY	1,500,000.00	1,552,921.65	
		UK TREASURY	1,000,000.00	802,940.00	
		UK TREASURY	200,000.00	164,356.62	
		UK TREASURY	2,600,000.00	2,415,127.78	
		UK TREASURY	800,000.00	612,279.60	
		UK TREASURY	800,000.00	797,320.00	
		UK TREASURY	200,000.00	191,950.50	
		UK TREASURY	100,000.00	89,069.34	
		UK TREASURY	500,000.00	490,406.35	
		UK TREASURY	200,000.00	184,389.70	
		UK TREASURY	1,300,000.00	1,178,920.86	
		UK TREASURY	500,000.00	457,895.20	
		UK TREASURY	500,000.00	388,536.20	
		UK TREASURY	300,000.00	256,392.87	
		UK TREASURY	900,000.00	755,973.45	
		UK TREASURY	1,100,000.00	460,648.10	
		UK TREASURY	500,000.00	379,087.60	
		UK TREASURY	800,000.00	347,458.08	
		UK TREASURY	200,000.00	150,000.00	
		UK TREASURY	500,000.00	222,267.10	
		UK TREASURY	100,000.00	77,346.42	
		UK TREASURY	200,000.00	153,118.16	
		UK TREASURY	600,000.00	318,123.66	
		UK TSY 0 1/2% 2061	100,000.00	24,862.09	
		UK TSY 3 1/4% 2044	1,200,000.00	908,280.00	
		UNITED KINGDOM GILT	550,000.00	551,479.50	
		UNITED KINGDOM GILT	1,400,000.00	1,396,752.42	
		UNITED KINGDOM GILT	1,400,000.00	1,414,700.28	
		UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	203,012.74	

		UNITED KINGDOM GILT	1,000,000.00	1,004,953.20	
		UNITED KINGDOM GILT	800,000.00	790,404.64	
		UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	302,323.35	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	494,362.60	
		UNITED KINGDOM GILT	900,000.00	835,057.89	
		UNITED KINGDOM GILT	900,000.00	839,880.00	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	502,380.00	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	600,000.00	491,272.74	
	小計	銘柄数：38 組入時価比率：5.6%	26,250,000.00	22,591,946.73 (4,525,618,768) 5.7%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,188,255.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,458,484.05	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,714,410.90	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	895,463.20	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,203,672.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,431,750.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,203,218.50	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	9,300,000.00	9,095,253.65 (143,886,912) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,704,325.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,440,015.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	929,017.60	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,253,299.18	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,125,872.28	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,075,079.60	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	492,775.95	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	600,000.00	568,270.62	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	10,250,000.00	9,588,655.23 (141,816,210) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,951,400.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	1,843,625.70	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,194,476.64	
		KINGDOM OF DENMARK	1,700,000.00	2,067,030.00	

		KINGDOM OF DENMARK	1,500,000.00	764,877.60	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.2%	8,500,000.00	7,821,409.94 (182,160,637) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,229,426.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,924,422.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,003,969.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,209,113.88	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,261,407.45	
		POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,091,929.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.6%	13,100,000.00	11,720,269.03 (479,124,597) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	193,484.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	204,236.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	394,528.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	291,420.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	293,508.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	594,654.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	285,558.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,045,272.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,323,195.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	758,160.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,432,233.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	257,622.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	411,320.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	552,048.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	966,460.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	282,234.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	349,808.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	86,610.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	313,164.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	148,420.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	367,570.00	
	小計	銘柄数：21	12,000,000.00	10,551,504.00 (1,026,766,854)	

		組入時価比率：1.3%		1.3%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	255,880.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	184,540.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	246,250.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	206,920.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	176,402.32	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	307,667.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	287,243.82	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	498,068.15	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	166,060.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	64,450.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	227,220.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	2,900,000.00	2,620,701.79 (229,258,992) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	120,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	299,610.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	721,140.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	550,000.00	577,555.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	744,639.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,096,810.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	900,000.00	954,459.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	414,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	315,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	111,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	282,958.75	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	196,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	581,700.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.9%	6,200,000.00	6,415,821.75 (741,091,570) 0.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,997,399.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,071,617.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,983,328.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,132,278.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,144,644.80	

		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,031,352.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	23,167,430.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,145,898.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,024,380.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,159,565.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,999,783.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,196,313.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,011,566.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,090,633.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,010,658.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,134,934.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,268,536.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,196,172.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,227,116.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,183,106.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,270,977.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,105,025.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,412,102.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,800,000.00	10,874,718.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,559,267.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,916,562.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,269,908.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,465,695.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,476,547.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,328,799.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,313,868.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,221,936.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,032,705.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,219,326.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,084,406.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,121,447.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,218,807.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,247,366.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,268,176.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,330,366.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,684,563.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,353,865.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,384,423.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,289,292.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,194,420.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,908,222.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	17,834,119.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,973,081.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,573,155.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	9,974,832.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,484,702.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,372,886.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,418,110.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,932,328.80	
	小計	銘柄数：54 組入時価比率：11.5%	425,800,000.00	442,292,728.72 (9,201,679,074) 11.5%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	717,906.28	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	777,302.16	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,428,896.85	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	397,742.40	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	439,736.20	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	674,763.60	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	495,467.60	
		ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	675,338.76	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	565,212.35	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	715,352.72	
		ISRAEL FIXED BOND	200,000.00	143,063.66	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.4%	7,600,000.00	7,030,782.58 (312,540,081) 0.4%	
合計				79,879,815,906 (79,879,815,906)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在

	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	79,505,733,326	－	80,450,515,083	△944,781,757
米ドル	36,374,026,739	－	36,767,834,807	△393,808,068
カナダドル	1,640,289,304	－	1,647,105,720	△6,816,416
メキシコペソ	662,375,096	－	668,012,000	△5,636,904
ユーロ	23,873,216,321	－	24,234,376,520	△361,160,199
英ポンド	4,519,513,554	－	4,564,088,705	△44,575,151
スウェーデンクローナ	142,961,062	－	146,162,025	△3,200,963
ノルウェークローネ	139,553,856	－	141,535,680	△1,981,824
デンマーククローネ	178,860,224	－	181,443,600	△2,583,376
ズロチ	474,274,090	－	482,696,715	△8,422,625
豪ドル	1,027,009,616	－	1,040,469,264	△13,459,648
ニュージーランドドル	224,531,320	－	226,962,580	△2,431,260
シンガポールドル	742,592,131	－	748,993,377	△6,401,246
人民元	9,189,506,482	－	9,281,845,290	△92,338,808
新シェケル	317,023,531	－	318,988,800	△1,965,269
合計	79,505,733,326	－	80,450,515,083	△944,781,757

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 9月 8日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	752,555,223
コール・ローン	34,603,700
国債証券	51,575,292,773
未収入金	461,503,258
未収利息	668,962,978

前払費用	53,529,363
流動資産合計	53,546,447,295
資産合計	53,546,447,295
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	45,722
未払金	965,126,266
未払解約金	36,258,013
その他未払費用	178,600
流動負債合計	1,001,608,601
負債合計	1,001,608,601
純資産の部	
元本等	
元本	19,469,225,065
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,075,613,629
元本等合計	52,544,838,694
純資産合計	52,544,838,694
負債純資産合計	53,546,447,295

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6989円
(10,000口当たり純資産額)	(26,989円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用

の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,625,851,524円
同期中における追加設定元本額	9,804,565,701円
同期中における一部解約元本額	9,961,192,160円
期末元本額	19,469,225,065円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	427,157,633円
ネクストコア	11,481,523円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	647,888,531円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,850,150円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,456,373円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	19,632,028円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,934,983円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	12,859,892円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,364,273,657円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	3,788,334,167円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,293,809,933円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	458,519,352円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,111,064円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,127,566円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	1,916,921,088円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	332,058,273円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	8,079,072,847円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	808,402,736円

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	86,860,917 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	204,472,352 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,500,000.00	1,400,100.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	2,176,235.04	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	1,877,954.19	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,422,914.24	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,300,000.00	1,381,283.67	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000.00	3,368,330.13	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	444,437.68	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,800,000.00	1,643,938.74	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,800,000.00	1,371,260.16	
		CBB INTL SUKUK PROG WLL	2,200,000.00	2,257,338.38	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,562,022.72	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,100,000.00	1,900,311.84	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,300,000.00	1,323,660.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000.00	3,548,115.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,500,000.00	2,559,750.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,439,380.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,600,000.00	1,440,000.00	
		EAGLE FUNDING LUXCO SARL	6,400,000.00	6,523,328.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,842,930.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	2,107,900.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000.00	1,947,750.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,200,000.00	2,291,388.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,438,400.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,700,000.00	2,744,550.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000.00	4,546,080.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,700,000.00	2,665,764.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	803,222.00	

		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	700,000.00	726,161.17	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,411,919.86	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,335,566.31	
		HUNGARY	2,400,000.00	2,506,011.60	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,257,875.18	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,953,654.86	
		HUNGARY	2,600,000.00	2,235,904.32	
		HUNGARY	2,100,000.00	2,206,470.00	
		HUNGARY	2,900,000.00	2,881,440.00	
		HUNGARY	2,400,000.00	1,477,319.52	
		HUNGARY	1,600,000.00	1,668,802.24	
		KSA SUKUK LTD	2,200,000.00	2,272,539.94	
		KSA SUKUK LTD	2,000,000.00	2,005,638.00	
		KSA SUKUK LTD	2,000,000.00	2,086,285.00	
		KSA SUKUK LTD	1,000,000.00	896,510.00	
		KSA SUKUK LTD	1,600,000.00	1,591,824.80	
		KSA SUKUK LTD	600,000.00	623,957.40	
		MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	961,860.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3,300,000.00	3,563,392.47	
		OMAN SOVEREIGN SUKUK	300,000.00	308,595.69	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2,100,000.00	2,113,897.80	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,710,475.91	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000.00	1,552,840.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7,760,000.00	5,696,926.40	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	13,500,000.00	8,329,500.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	9,100,000.00	5,978,700.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5,200,000.00	2,979,600.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,277,590.31	1,351,635.96	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,179,300.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,400,000.00	2,465,760.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,200,000.00	1,900,910.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,844,200.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,708,585.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,900,000.00	2,002,980.00	
		REPUBLIC OF CHILE	3,000,000.00	2,283,300.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,100,000.00	1,856,295.00	

		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,424,080.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,900,000.00	1,172,680.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000.00	2,674,125.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	1,871,166.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,900,000.00	2,078,315.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,317,150.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,882,100.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	2,147,000.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,300,000.00	2,416,058.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	2,184,280.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,316,006.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326.00	3,089,381.98	
		REPUBLIC OF ECUADOR	7,700,000.00	5,820,430.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,600,000.00	2,324,520.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,300,000.00	1,534,365.19	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,800,000.00	1,702,260.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,800,000.00	1,996,617.96	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,000,000.00	2,412,180.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	2,700,000.00	2,758,941.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,600,000.00	1,112,080.00	
		REPUBLIC OF PERU	2,600,000.00	2,263,898.00	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,837,440.00	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,267,911.00	
		REPUBLIC OF PERU	2,800,000.00	2,778,468.00	
		REPUBLIC OF PERU	1,400,000.00	772,100.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	1,068,332.64	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,900,000.00	2,109,104.75	
		REPUBLIC OF POLAND	1,200,000.00	1,243,116.96	
		REPUBLIC OF POLAND	1,900,000.00	1,938,881.03	
		REPUBLIC OF POLAND	2,500,000.00	2,582,070.25	
		REPUBLIC OF POLAND	2,000,000.00	2,141,145.00	
		REPUBLIC OF POLAND	2,000,000.00	2,023,093.60	
		REPUBLIC OF POLAND	2,900,000.00	2,962,969.15	
		REPUBLIC OF POLAND	3,400,000.00	3,536,459.68	
		REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,487,062.76	
		REPUBLIC OF POLAND	3,400,000.00	3,249,896.80	

		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,400,000.00	2,407,680.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000.00	1,582,162.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,773,378.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	3,700,000.00	3,949,485.08	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	3,080,055.44	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	2,900,996.80	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000.00	3,280,647.62	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000.00	2,472,479.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,177,661.04	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,649,404.96	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	2,085,163.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,187,507.76	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,216,160.66	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000.00	2,844,589.70	
		REPUBLIC OF TURKIYE	1,500,000.00	1,548,630.60	
		REPUBLIC OF TURKIYE	1,400,000.00	1,454,055.68	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,671,652.50	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,932,081.60	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	1,133,180.40	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,400,000.00	2,580,000.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	1,800,000.00	1,896,678.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,977,520.00	
		ROMANIA	2,500,000.00	2,562,750.00	
		ROMANIA	2,400,000.00	2,444,616.00	
		ROMANIA	1,600,000.00	1,704,400.00	
		ROMANIA	2,500,000.00	2,515,250.00	
		ROMANIA	2,400,000.00	2,303,741.04	
		ROMANIA	2,000,000.00	2,021,244.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	1,228,518.12	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,700,000.00	2,744,315.10	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000.00	2,859,594.08	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	1,261,698.48	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,692,133.12	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,700,000.00	1,455,644.21	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,436,384.24	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000.00	3,167,342.23	

		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000.00	3,284,732.10	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	1,852,542.09	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000.00	2,756,336.24	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	957,619.95	
		UAE INT'L GOVT BOND	2,100,000.00	2,105,500.32	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,270,990.44	
		UAE INT'L GOVT BOND	2,200,000.00	2,310,780.56	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,013,636.70	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,800,000.00	1,956,240.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,400,000.00	1,326,000.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,700,000.00	1,887,370.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	900,000.00	454,680.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,800,000.00	1,439,480.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,048,500.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,300,000.00	2,927,892.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,357,615.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,252,550.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	1,716,200.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	2,089,000.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,100,000.00	2,120,475.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,000,000.00	3,176,100.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	1,132,450.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,800,000.00	1,422,090.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,078,500.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,778,400.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,160,850.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,700,000.00	2,852,550.00	
	小計	銘柄数：162 組入時価比率：98.2%	394,521,916.31	347,378,546.33 (51,575,292,773) 100.0%	
合計				51,575,292,773 (51,575,292,773)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在

	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	28,157,365	－	28,203,087	△45,722
米ドル	28,157,365	－	28,203,087	△45,722
合計	28,157,365	－	28,203,087	△45,722

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 9月 8日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	720,961,944
投資証券	72,268,013,500
派生商品評価勘定	135,756,250
未収配当金	1,124,813,583
未収利息	9,637
流動資産合計	74,249,554,914
資産合計	74,249,554,914
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	996,980
前受金	55,136,128
未払金	46,470,102
未払解約金	23,499,914
流動負債合計	126,103,124
負債合計	126,103,124
純資産の部	
元本等	
元本	24,776,525,802

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,346,925,988
元本等合計	74,123,451,790
純資産合計	74,123,451,790
負債純資産合計	74,249,554,914

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9917円
(10,000口当たり純資産額)	(29,917円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組

入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	23,028,846,026円
同期中における追加設定元本額	9,779,767,163円
同期中における一部解約元本額	8,032,087,387円
期末元本額	24,776,525,802円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,480,952,774円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,315,858,315円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,189,231,787円
野村資産設計ファンド２０１５	10,726,016円
野村資産設計ファンド２０２０	11,445,236円
野村資産設計ファンド２０２５	15,488,159円
野村資産設計ファンド２０３０	19,870,102円
野村資産設計ファンド２０３５	17,096,284円
野村資産設計ファンド２０４０	41,631,122円
野村資産設計ファンド２０４５	8,453,756円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,329,908,691円
ネクストコア	19,125,806円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	860,098,253円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,335,326,375円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	756,927,179円
野村資産設計ファンド２０５０	5,420,618円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	631,949円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	403,211円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	4,043,830円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,643,593円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,635,253円
野村６資産均等バランス	6,808,445,436円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	79,388,831円
野村資産設計ファンド２０６０	4,578,845円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	362,666,381円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	2,720,772,857円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,656,342,921円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	249,337円
野村マルチアセット・ストラテジー・オープン（適格機関投資家専用）	22,427,354円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,353,912,929円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	139,558,055円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,614,148円

野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,605,452 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	35,957,298 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	22,999,145 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	28,543,510 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	11,175,290 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	10,325,251 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	54,044,453 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 9 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 9 月 8 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,449	181,125,000	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	2,098	199,729,600	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	3,267	383,872,500	
		東海道リート投資法人　投資証券	1,348	150,167,200	
		三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,306	1,408,727,600	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,580	1,071,054,000	
		産業ファンド投資法人　投資証券	11,991	1,522,857,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	13,485	2,188,615,500	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	10,111	1,345,774,100	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,548	2,850,800,400	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,320	1,039,160,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	33,712	2,771,126,400	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	2,631	713,001,000	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	3,237	283,884,900	
		イオンリート投資法人　投資証券	7,952	1,043,302,400	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,787	949,068,000	
		日本リート投資法人　投資証券	8,360	815,936,000	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	19,562	1,547,354,200	

		トーセイ・リート投資法人　投資証券	1,424	206,052,800	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人　投資証券	1,700	200,430,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人　投資証券	1,814	200,265,600	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	20,868	3,336,793,200	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	1,084	146,556,800	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,560	1,200,968,000	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	12,068	725,286,800	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	1,198	133,337,400	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,461	1,561,788,000	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	1,397	110,782,100	
		投資法人みらい　投資証券	9,018	425,649,600	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	6,784	810,009,600	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,778	421,422,600	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	1,062	126,590,400	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	4,306	396,582,600	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	38,850	5,497,275,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	33,635	4,332,188,000	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	34,006	3,818,873,800	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	26,097	2,520,970,200	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	17,711	1,804,750,900	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,594	886,893,000	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	4,318	847,191,600	
		グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	4,721	688,321,800	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	14,479	2,555,543,500	
		森トラストリート投資法人　投資証券	12,623	942,938,100	
		インヴィンシブル投資法人　投資証	36,150	2,378,670,000	

		券			
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	11,510	1,007,125,000	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	5,029	748,315,200	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,983	1,232,086,700	
		福岡リート投資法人　投資証券	3,697	666,199,400	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	19,096	3,204,308,800	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	4,778	460,121,400	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,675	976,375,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	3,122	526,993,600	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	1,095	215,496,000	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	20,617	2,589,495,200	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人投資証券	24,097	2,050,654,700	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	9,672	1,034,904,000	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	5,491	792,351,300	
		霞ヶ関ホテルリート投資法人　投資証券	200	21,900,000	
	小計	銘柄数：58 組入時価比率：97.5%	610,512	72,268,013,500 100.0%	
合計				72,268,013,500	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引 REIT指数先物取引 買建	1,713,733,480	－	1,848,600,000	134,759,270
合計	1,713,733,480	－	1,848,600,000	134,759,270

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 9月 8日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	25,491,759
コール・ローン	56,127,182
投資証券	6,681,317,413
派生商品評価勘定	259,823
未収入金	495,434
未収配当金	11,471,448
未収利息	750
差入委託証拠金	33,364,040
流動資産合計	6,808,527,849
資産合計	6,808,527,849
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	54,646,765
未払解約金	7,156,694
その他未払費用	61,900
流動負債合計	61,865,359
負債合計	61,865,359
純資産の部	
元本等	
元本	4,367,847,627
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,378,814,863
元本等合計	6,746,662,490
純資産合計	6,746,662,490
負債純資産合計	6,808,527,849

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

	配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
４.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 9月 8日現在	
１． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.5446円
(10,000口当たり純資産額)	(15,446円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 7日 至 2025年 9月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月 8日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定
　デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 9月 8日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,631,191,935円
同期中における追加設定元本額	1,016,520,243円
同期中における一部解約元本額	1,279,864,551円
期末元本額	4,367,847,627円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,693,600,482円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ・為替ヘッジ型	362,831,423円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	2,232,305,423円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	79,110,299円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025年９月８日現在)
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年９月８日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,800	76,418.00	
		AGREE REALTY CORP	3,310	241,795.50	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,200	42,768.00	
		ALEXANDERS INC	65	15,239.90	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,610	390,467.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	500	7,735.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,340	28,032.80	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	4,620	197,412.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	9,240	322,014.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	7,900	110,363.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	4,000	31,320.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	6,800	88,672.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,200	16,060.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,240	828,538.40	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	6,258.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	4,900	21,413.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	9,210	259,722.00	

		BROADSTONE NET LEASE INC-A	5,800	108,344.00	
		BRT APARTMENTS CORP	400	6,272.00	
		BXP INC	4,370	335,747.10	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,110	346,329.60	
		CARETRUST REIT INC	6,160	209,070.40	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	500	16,000.00	
		CENTERSPACE	570	34,485.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,600	11,856.00	
		CITY OFFICE REIT INC	1,500	10,410.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	820	12,841.20	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	3,170	97,192.20	
		COUSINS PROPERTIES INC	5,050	148,823.50	
		CTO REALTY GROWTH INC	700	12,194.00	
		CUBESMART	6,850	285,919.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	2,620	60,129.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	6,000	51,480.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	25,000	12,625.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	9,430	1,539,353.20	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,500	26,780.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	4,700	79,477.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	1,080	25,056.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	1,580	265,708.60	
		ELME COMMUNITIES	2,900	49,938.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	4,500	35,865.00	
		EPR PROPERTIES	2,270	120,900.20	
		EQUINIX INC	2,912	2,252,956.16	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,560	343,163.20	
		EQUITY RESIDENTIAL	10,210	682,130.10	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,670	174,636.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,925	516,131.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,330	932,282.40	
		FARMLAND PARTNERS INC	1,300	13,936.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,340	240,247.80	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	4,000	209,000.00	

		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,080	80,418.80	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	3,200	5,376.00	
		FRONTVIEW REIT INC	400	5,364.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,230	398,578.90	
		GETTY REALTY CORP	1,670	48,212.90	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,300	17,186.00	
		GLADSTONE LAND CORP	1,100	9,878.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,000	15,200.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	5,100	40,953.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	10,200	184,212.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	20,800	382,512.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,210	102,238.50	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	20,800	362,544.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	11,200	34,384.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	6,600	119,064.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	1,900	11,666.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	820	46,986.00	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,150	64,414.00	
		INVITATION HOMES INC	17,040	515,460.00	
		IRON MOUNTAIN INC	8,800	811,184.00	
		JBG SMITH PROPERTIES	2,000	45,460.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	21,000	4,935.00	
		KILROY REALTY CORP	3,230	137,921.00	
		KIMCO REALTY CORP	20,250	460,890.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	6,620	153,981.20	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	2,560	327,680.00	
		LINEAGE INC	1,810	73,467.90	
		LTC PROPERTIES INC	1,480	54,197.60	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	8,200	75,030.00	
		MACERICH CO /THE	7,400	138,750.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	5,320.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	16,700	76,987.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,500	508,900.00	
		MILLROSE PROPERTIES-CL A	3,400	116,314.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	300	4,578.00	

		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	2,150	71,595.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	1,390	108,976.00	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	440	12,931.60	
		NETSTREIT CORP	2,500	44,925.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,508	5,730.40	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	600	20,802.00	
		NNN REIT INC	5,660	245,361.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,680	374,455.20	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	520	12,292.80	
		ORION PROPERTIES INC	1,400	4,214.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	4,100	74,702.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	5,600	42,280.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	5,500	66,000.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	1,200	16,308.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,900	45,981.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	3,560	128,694.00	
		PIEDMONT REALTY TRUST INC	3,500	30,730.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,100	24,640.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	700	11,172.00	
		PRIME US REIT	20,000	3,820.00	
		PROLOGIS INC	27,610	3,137,876.50	
		PUBLIC STORAGE	4,704	1,400,851.20	
		REALTY INCOME CORP	26,900	1,594,901.00	
		REGENCY CENTERS CORP	4,900	361,032.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	6,910	296,369.90	
		RLJ LODGING TRUST	4,300	33,884.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,820	183,419.60	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	7,100	135,113.00	
		SAFEHOLD INC	1,300	21,190.00	
		SAUL CENTERS INC	330	10,992.30	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	4,800	13,824.00	
		SILA REALTY TRUST INC	1,480	37,680.80	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	9,140	1,665,765.00	
		SITE CENTERS CORP	1,500	14,010.00	
		SL GREEN REALTY CORP	2,140	132,658.60	

		STAG INDUSTRIAL INC	5,340	197,366.40	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	3,000	16,920.00	
		SUN COMMUNITIES INC	3,590	466,053.80	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	5,400	51,624.00	
		TANGER INC	3,370	117,208.60	
		TERRENO REALTY CORP	2,950	174,286.00	
		UDR INC	8,770	342,819.30	
		UMH PROPERTIES INC	2,400	36,576.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	420	17,371.20	
		URBAN EDGE PROPERTIES	3,830	81,196.00	
		VENTAS INC	13,460	914,068.60	
		VERIS RESIDENTIAL INC	2,300	37,329.00	
		VICI PROPERTIES INC	31,500	1,058,400.00	
		VORNADO REALTY TRUST	4,780	197,366.20	
		WELLTOWER INC	18,490	3,102,991.80	
		WHITESTONE REIT	1,300	17,134.00	
		WP CAREY INC	6,560	446,867.20	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	2,600	37,466.00	
	小計	銘柄数：140 組入時価比率：77.2%	837,514	35,089,973.66 (5,209,808,389) 77.9%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,600	31,008.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,500	11,085.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	770	55,509.30	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,280	98,108.40	
		CHOICE PROPERTIES REIT	5,000	76,250.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	1,400	21,210.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	1,400	23,100.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,300	52,976.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	300	5,430.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,300	64,152.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	870	68,486.40	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	4,200	50,820.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,000	26,780.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,700	31,127.00	

		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	500	6,895.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	500	9,360.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,000	7,740.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,700	18,722.00	
		PRIMARIS REIT	1,200	18,156.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,600	85,836.00	
		SLATE GROCERY REIT	900	12,897.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,000	54,060.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.3%	45,020	829,708.10 (89,019,382) 1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	1,400	88,130.00	
		ALTAREA	150	14,685.00	
		CARE PROPERTY INVEST	1,000	12,240.00	
		CARMILA	1,600	27,072.00	
		COFINIMMO	1,170	86,463.00	
		COVIVIO	1,510	84,937.50	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,400	37,520.00	
		GECINA SA	1,570	131,487.50	
		HAMBORNER REIT AG	1,900	10,792.00	
		ICADE	950	19,361.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	1,700	5,678.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	9,900	55,737.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	19,000	18,753.00	
		KLEPIERRE	6,650	223,041.00	
		MERCIALYS	3,000	32,580.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	11,900	148,869.00	
		MONTEA	660	43,890.00	
		NSI NV	500	10,675.00	
		RETAIL ESTATES	360	24,444.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	810	26,527.50	
		STONEWEG EUROPE STAPLED TRUST	10,000	15,500.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,060	267,994.80	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,340	115,771.20	
		WERELDHAVE NV	1,200	22,392.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	1,090	32,427.50	

	小計	銘柄数：25 組入時価比率：4.0%	87,820	1,556,968.00 (270,694,456) 4.1%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	13,000	703.30	
		AEW UK REIT PLC	5,000	5,180.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	6,000	55,500.00	
		BRITISH LAND	30,400	102,326.40	
		CLS HOLDINGS PLC	5,000	2,830.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	14,000	10,794.00	
		DERWENT LONDON PLC	3,150	52,794.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	19,000	17,138.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	11,600	34,800.00	
		HAMMERSON PLC	12,600	34,549.20	
		HELICAL PLC	3,500	7,560.00	
		INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	22,200	119,769.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	11,000	4,301.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	70,100	126,600.60	
		NEWRIVER REIT PLC	18,000	12,780.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	15,000	11,055.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	73,171	65,853.90	
		PRS REIT PLC/THE	15,000	14,700.00	
		REGIONAL REIT LTD	5,000	6,150.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	6,800	43,044.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	16,000	7,800.00	
		SEGRO PLC	40,200	252,375.60	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	60,000	84,900.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	9,000	6,219.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	33,000	26,235.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	17,000	16,235.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	71,000	97,128.00	
		UNITE GROUP PLC	12,500	88,437.50	
		WAREHOUSE REIT PLC	13,000	14,768.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	3,900	15,580.50	
	小計	銘柄数：31	674,121	1,338,107.00	

				(268,049,594)	
		組入時価比率：4.0%		4.0%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	14,000	17,010.00	
		ABACUS STORAGE KING	14,000	19,670.00	
		ARENA REIT	11,000	44,880.00	
		BWP PROPERTY GROUP LTD	18,600	67,146.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	23,000	54,280.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	17,000	56,780.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	11,000	13,640.00	
		CHARTER HALL GROUP	14,300	333,190.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	17,900	81,266.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	15,000	63,000.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	10,000	33,600.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	45,000	20,250.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	7,000	19,390.00	
		DEXUS/AU	32,400	238,140.00	
		DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	11,800	35,518.00	
		GOODMAN GROUP	60,350	2,020,518.00	
		GPT GROUP	57,000	308,940.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	7,000	17,220.00	
		HEALTHCO REIT	14,000	10,360.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	49,000	66,640.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	12,400	69,812.00	
		MIRVAC GROUP	113,000	264,420.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	43,000	104,920.00	
		REGION GROUP	32,000	77,440.00	
		RURAL FUNDS GROUP	11,000	21,010.00	
		SCENTRE GROUP	156,000	633,360.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	72,100	448,462.00	
		VICINITY CENTRES	116,000	296,960.00	
		WAYPOINT REIT	19,000	51,490.00	
	小計	銘柄数：29	1,023,850	5,489,312.00	
				(534,164,950)	
		組入時価比率：7.9%		8.0%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	28,000	60,480.00	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	28,000	60,480.00 (5,290,790) 0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	55,000	112,200.00	
		FORTUNE REIT	43,000	209,410.00	
		LINK REIT	77,320	3,208,780.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	24,000	52,320.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	66,500.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：1.0%	269,320	3,649,210.00 (69,480,958) 1.0%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	19,000	26,030.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	106,000	293,620.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	79,000	70,705.00	
		CAPITALAND CHINA TRUST	34,000	26,180.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	169,464	382,988.64	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	18,000	14,580.00	
		EC WORLD REIT	12,000	840.00	
		ESR-REIT	18,000	50,760.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	33,000	19,635.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	39,998	93,595.32	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	91,000	84,630.00	
		KEPPEL DC REIT	56,354	131,304.82	
		KEPPEL REIT	66,000	64,350.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	44,000	26,840.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	62,000	129,580.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	100,181	123,222.63	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	72,000	100,080.00	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	23,450.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	11,600	48,488.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	17,000	12,155.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	40,000	22,600.00	
		SUNTEC REIT	61,000	79,910.00	
	小計	銘柄数：22	1,219,597	1,825,544.41	

				(210,868,634)	
		組入時価比率：3.1%		3.2%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	5,196	23,589,840.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT -RIGHTS	489	92,910.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,400	5,740,000.00	
		JR REIT XXVII	7,000	20,125,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,200	5,250,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	4,000	15,800,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,991	16,719,690.00	
		SK REITS CO LTD	4,700	23,923,000.00	
	小計	銘柄数：8	26,976	111,240,440.00	
				(11,891,603)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	23,000	51,474.00	
		REIT 1 LTD	6,400	153,600.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	6,200	65,968.00	
	小計	銘柄数：3	35,600	271,042.00	
				(12,048,657)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
合計				6,681,317,413	
				(6,681,317,413)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 9月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	142,881,589	－	143,059,753	178,164
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	6,621,377,792	－	6,675,942,898	△54,565,106
米ドル	5,147,433,378	－	5,189,325,261	△41,891,883
カナダドル	86,337,298	－	86,424,858	△87,560
ユーロ	271,355,927	－	273,997,608	△2,641,681
英ポンド	273,095,276	－	275,043,769	△1,948,493
豪ドル	543,209,303	－	548,964,006	△5,754,703

ニュージーランドドル	6,415,285	－	6,459,704	△44,419
香港ドル	69,805,928	－	70,386,000	△580,072
シンガポールドル	210,504,801	－	212,003,209	△1,498,408
新シェケル	13,220,596	－	13,338,483	△117,887
合計	－	－	－	△54,386,942

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	17,447,420,928円
Ⅱ　負債総額	1,764,847,435円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,682,573,493円
Ⅳ　発行済口数	8,661,995,649口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8105円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	954,332,955,962円
Ⅱ　負債総額	69,985,115,318円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	884,347,840,644円
Ⅳ　発行済口数	241,519,346,834口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6616円

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	180,135,197,862円
Ⅱ　負債総額	88,063,931,216円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	92,071,266,646円
Ⅳ　発行済口数	25,306,374,116口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6383円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,243,600,417,612円
Ⅱ　負債総額	37,533,018,280円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,206,067,399,332円
Ⅳ　発行済口数	1,021,151,291,814口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1811円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	161,303,870,013円
Ⅱ　負債総額	81,612,163,404円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	79,691,706,609円
Ⅳ　発行済口数	80,933,559,131口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9847円

（参考）新興国債券マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	53,483,472,177円
Ⅱ　負債総額	326,835,703円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,156,636,474円
Ⅳ　発行済口数	19,548,168,122口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7193円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	77,721,782,156円
Ⅱ　負債総額	2,045,740,650円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	75,676,041,506円
Ⅳ　発行済口数	24,923,156,623口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0364円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	13,280,316,540円
Ⅱ　負債総額	6,592,139,399円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,688,177,141円
Ⅳ　発行済口数	4,342,868,567口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5400円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

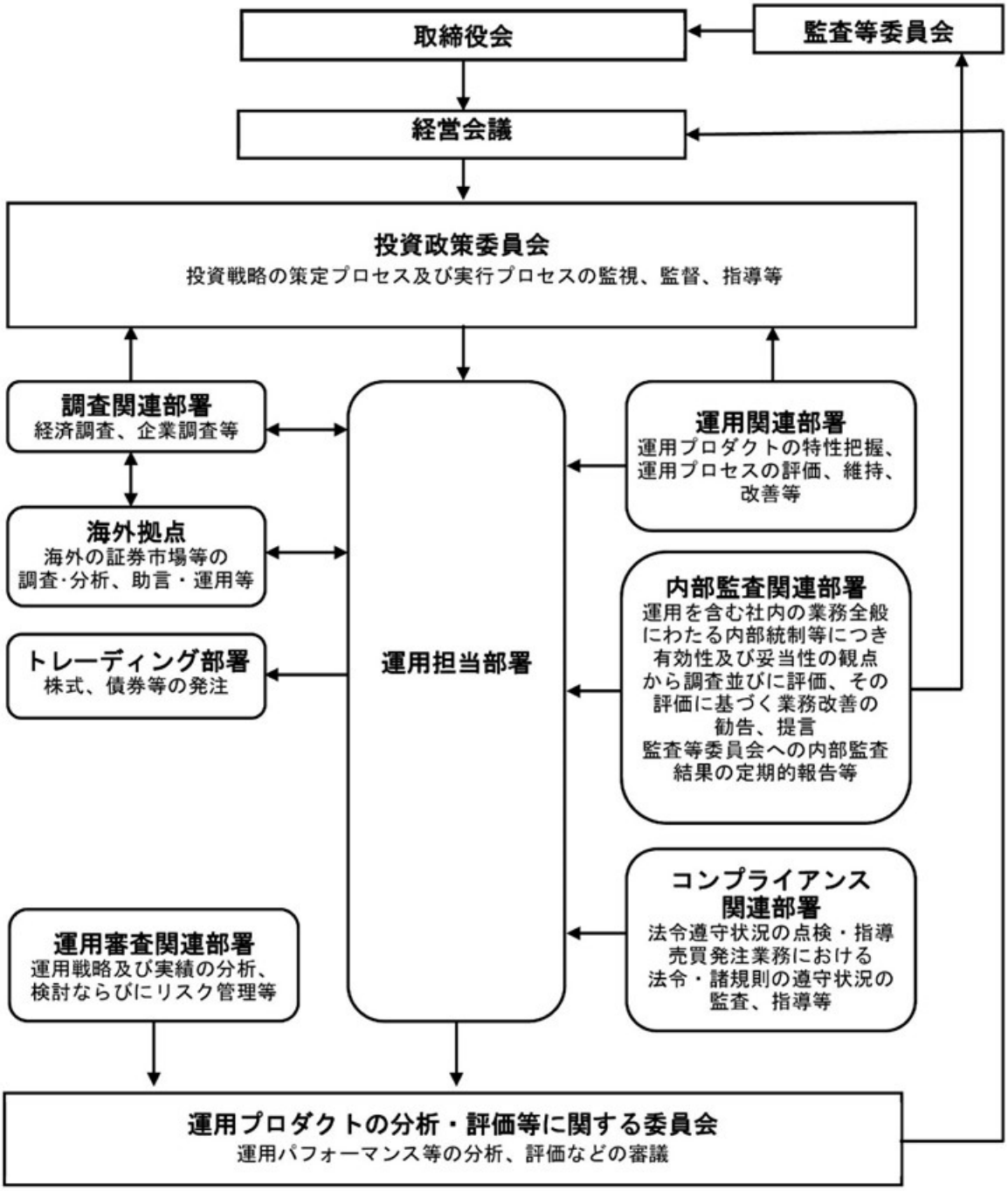
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	901	62,445,335
単位型株式投資信託	131	757,692
追加型公社債投資信託	14	7,162,815
単位型公社債投資信託	373	618,316
合計	1,419	70,984,159

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※２	595		589	
器具備品	※２	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		−
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		－	
関係会社株式評価損		490		－	
固定資産除却損	※2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りの変更に関する注記］

（1）資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

［表示方法の変更に関する注記］

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

［追加情報］

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2024 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2025 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214 百万円 器具備品　733 合計　1,948	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,204 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,528 百万円 器具備品　792 合計　2,320

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　6,591 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　− ソフトウェア　14 合計　14

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	－
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	－
資産計	46,880	46,880	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	－	－	－
金銭の信託	46,810	－	－	－
未収委託者報酬	34,911	－	－	－
未収運用受託報酬	7,066	－	－	－
短期貸付金	2,242	－	－	－
合計	99,208	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	46,810	－	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	－	70	－	70
資産計	－	46,880	－	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

当事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

当事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	－	70	70

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末（2024年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,422
退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	360
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348
未払社会保険料	116
その他	50
繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,651

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

当事業年度末（2025年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,840
退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	547
投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451
未払社会保険料	135
その他	38
繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	3,134

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
見積もりの変更による増加	－	308
期末残高	1,123	1,431

４．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

［会計上の見積りの変更に関する注記］(1) に記載の通りであります。

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2023 年 4 月　1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2024 年 4 月　1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インク	ニューヨーク	7,934,529(米ドル)	投資顧問業	直接100%	－	有償減資(*2)	4,475	－	－

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3）	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
（*３）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭	１株当たり純資産額　13,603円86銭 １株当たり当期純利益　7,398円11銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　38,105百万円 普通株式に係る当期純利益　38,105百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、J－REITインデックス マザーファンド受益証券および海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

①　各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：1/6

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券：1/9

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/9

新興国債券マザーファンド受益証券：1/9

J－REITインデックス マザーファンド受益証券：1/6

海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

（※）各マザーファンドの対象指数

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド：NOMURA-BPI総合

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

新興国債券マザーファンド：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）

（注）新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、原則として基本投資割合の範囲において、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ない、また合成指数の算出においてもJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・イ

ンデックス・プラス（円ヘッジベース）を使用します。

J－REIT インデックス マザーファンド：東証 REIT 指数（配当込み）

海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定しま

す。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金１億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については１億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J－REITインデックス マザーファンド、および海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といい

ます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
⑥　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
（利害関係人等との取引等）
第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第30条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月8日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条　受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第48条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国

為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条　この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
第2条　第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
②　第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
③　第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第48条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 13 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第 14 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 15 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 14 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 14 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 16 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 17 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成19年2月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金立替え）
第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用）
第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第１項、第38条第２項、第39条第１項、第40条第１項および第42条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

②　前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第21条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第32条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第33条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第34条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第37条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

れらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第47条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J－REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

①　日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③　効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第22条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第33条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第34条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第35条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第38条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす

る旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第48条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社